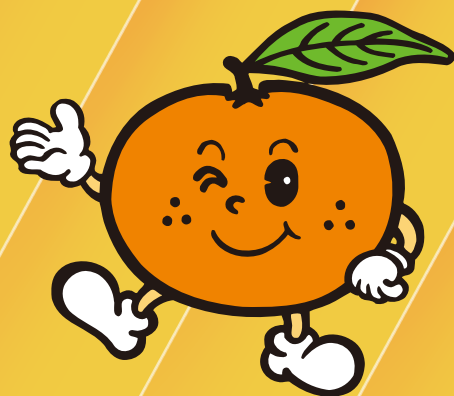




西宇和農業協同組合

ディスクロージャー誌

レポートにしようわ 2022



目次

ごあいさつ	1	開示基準別の債権の分類・保全状況図	61
プロフィール	2	直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標	62
経営理念	2	直近の2事業年度における主要な業務の状況を示す指標	63
当JAの沿革	3	利益総括表	
経営基本方針	4	資金運用収支の内訳	
JA自己改革に向けた取り組み	5	受取・支払利息の増減額	
地域に根差す金融機関として	10	利益率	
経営の組織	11	貯金に関する指標	
経営管理体制		貸出金に関する指標	
組織機構		内国為替取扱実績	
組合員の状況		有価証券に関する指標	
組合員組織の状況		共済事業	
役員一覧		その他事業	
会計監査人の名称		自己資本の充実の状況	72
職員の状況		自己資本の構成に関する事項	
地区		自己資本の充実度に関する事項	
店舗一覧（信用店舗）		信用リスクに関する事項	
〃（信用店舗外）		信用リスク削減手法に関する事項	
ATM設置店及び営業時間・休日稼働一覧		派生商品取引及び長期決済期間取引の	
事業の概況	16	取引相手のリスクに関する事項	
CSRへの取り組み	17	証券化エクスポージャーに関する事項	
健全な組織運営		出資その他これに類するエクスポージャーに	
環境との調和		関する事項	
地域社会への貢献		リスク・ウェイトのみなし計算が適用される	
リスク管理情報	19	エクスポージャーに関する事項	
法令遵守の体制	20	金融リスクに関する事項	
内部統制システム基本方針		連結情報（グループの概況）	83
個人情報保護方針		グループの事業系統図	
情報セキュリティ基本方針		子会社等の状況	
金融商品の勧誘方針		連結事業概況	
金融円滑化にかかる基本方針		最近5年間の連結事業年度の主要な経営指標	
JAバンク利用者保護等管理方針		直近の2連結事業年度における財産の状況	85
利益相反管理方針		連結貸借対照表	
マネー・ローンダリング等および		連結損益計算書	
反社会的勢力等への対応に関する基本方針		連結キャッシュ・フロー計算書	
金融ADR制度への対応	29	連結注記表	
内部監査体制	30	連結剰余金計算書	
自己資本の状況	30	農協法に基づく開示債権	
主な事業のご案内	31	連結事業年度の事業別経常収益等	
信用事業		連結自己資本比率の状況	
共済事業		連結自己資本の充実の状況	105
購買事業		自己資本の構成に関する事項	
農業経営事業		自己資本の充実度に関する事項	
販売事業		信用リスクに関する事項	
系統セーフティネット	40	信用リスク削減手法に関する事項	
直近の2事業年度における財産の状況	42	派生商品取引及び長期決済期間取引の	
貸借対照表		取引相手のリスクに関する事項	
損益計算書		証券化エクスポージャーに関する事項	
注記表		出資その他これに類するエクスポージャーに	
事業管理費の内訳		関する事項	
剰余金処分計算書		リスク・ウェイトのみなし計算が適用される	
部門別損益計算書		エクスポージャーに関する事項	
配賦割合		金融リスクに関する事項	
部門別の資産		ディスクロージャーに関するQ&A	113
財務諸表の正確性等にかかる確認	60	店舗所在マップ	
会計監査人の監査	60		

本誌は農協法第54条の3に基づいて作成したディスクロージャー資料です。

はじめに

情報開示を通じて経営の透明性を高めるとともに、当JAに対するご理解を一層深めていただくために、当JAの主な事業の内容や組織概要、経営の内容などについて、利用者のためにわかりやすくまとめたディスクロージャー誌「レポートにしよう2022」を作成いたしました。

皆さまが当JAの事業をさらにご利用いただくための一助として、是非ご一読いただきますようお願い申し上げます。今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和4年7月 西宇和農業協同組合



経営管理委員会会長
都 築 雅 秀



代表理事理事長
小笠原 栄治

組合員の皆様には、日頃より J A 運動並びに事業各般に亘って格別のご理解とご支援をいただき、衷心より厚くお礼申し上げます。

さて、令和 2 年 1 月、国内で初めて新型コロナウイルスの陽性者が確認されて 2 年経過しましたが、未だ収束の見通しが立たない状況にあります。これからは、正しい情報を取り込み正しく警戒し、「ウィズコロナ」へとシフトを工夫しながら感染拡大防止対策を行い、1 日も早い収束を願いつつコロナ禍を乗り越えて参ります。

農協経営においても、このような状況の中、各種イベントや展示会の中止など様々な影響を受けています。各事業実績については、計画は上回るものの、前年実績においては、販売事業以外の事業で減少しています。少子高齢化による人口の減少など要因は様々ですが、信用・共済・経済事業については今後収支の悪化が避けられない状況となり、営農販売事業の強化を行い、農家の所得向上に取り組めます。

新型コロナウイルス感染拡大や農業者の高齢化、担い手の不足など農業を取り巻く環境が変化する中、温州みかん収穫期の労働力の確保については、事前の PCR 検査やガイドライン遵守の徹底により、580 名を超える県内外からのアルバイトの方々に応援を頂きました。令和 3 年産の柑橘販売を振り返りますと、9 月以降の天候回復と高品質果生産への取り組みによって高単価を維持し、シーズンを通して計画通りに出荷を進めて参りました。販売高につきましては、温州みかん 111 億円、中晩柑 47 億円、落葉等 2 億円となり、今後も気象災害や厳しい販売環境を想定した上で、消費者・流通関係者に信頼される産地として厳選出荷と計画出荷に努めて参ります。

昨年 12 月には第 38 回 J A 愛媛県大会が「次世代へつなぐ愛媛農業と地域共生の未来づくり」をテーマに開催され、組織協議案の中で県 1 J A 構想（案）の策定が決議されました。今後、県内 J A における組織協議を行い、組合員の意思を踏まえて J A グループ愛媛の将来を見据えた組織整備に取り組むこととなっております。

今後も、農業・J A を取り巻く環境はさらに厳しさを増すと思われますが、今年度からスタートとなる中期経営計画を基軸にスピード感をもって自己改革を果敢に実践し、強固な経営基盤の確立と組合員及び地域の皆様が暮らしやすい地域社会の実現に向け、役職員一丸となって取り組んで参ります。

皆様の変わらぬご理解・ご協力をお願い申し上げます、挨拶といたします。

プロフィール（令和4年3月31日現在）

設 立	平成5年10月
本 店 所 在 地	八幡浜市江戸岡1丁目
出 資 金	29億円
総 資 産	1,746億円
単体自己資本比率	16.75%
組 合 員 数	11,026人
役 員 数	30人
職 員 数	449人



経営理念

私たちは農業を振興し、地域の活性化をはかり、
夢と活力あるJAを目指します。

基本理念

農 業

私たちは、地域の農業振興を最優先課題に位置づけて、先人が築いてきた「西宇和産地」をより発展させ、JAの命の源である農業と農家を守ります。

地 域

私たちは、地域の人々との心と心のつながりを大切にし、活力ある「農」と共生する社会づくりの実現に向けて、地域の中核を担う活動を積極的に進めます。

組 織

私たちは、組合員との「信頼のきずな」を大きく育て、生産組織の活性化や経営への担い手、女性の参画・連携を積極的に進めます。

くらし

私たちは、組合員・地域の人々が明るく元気に暮らせるよう、相談機能の強化や出向く体制づくりを進め、くらしの安全や健康を守る事業活動に取り組めます。

経 営

私たちは、いつまでも安心して利用いただける確固たる経営基盤の確立を目指して、コンプライアンス態勢や自己責任体制の強化に向けて、JA改革を果敢に実践します。

当JAの沿革（JAにしようの歩み）

平成元年 6月9日	八西地区農協合併研究会の発足
平成4年 4月7日	八西地区農協合併促進協議会の発足
平成5年 5月6日	合併予備契約調印式
5月18日	合併臨時総会 西宇和青果農協
5月19日	合併臨時総会 八幡浜青果農協他13農協
5月22日	西宇和農協設立委員会の発足
平成5年10月1日	西宇和農協 設立
平成8年 7月31日	川上共選第45回全国農業コンクール「農林水産大臣賞」受賞
10月1日	株式会社ジェイエイにしよう設立
11月23日	川上共選第35回農林水産祭「天皇杯」受賞
平成11年 1月6日	経済センターオープン
2月5日	三崎共選1998年度「朝日農業賞」受賞
平成12年 4月1日	高齢者福祉事業開始
平成13年 4月1日	オートパル(株)ジェイエイにしようへ移行
4月2日	JAにしよう会館竣工（本店・八幡浜支店営業開始）
平成15年 7月1日	八幡浜営農管理センター／葬祭会館「ルミエールにしよう」落成
平成16年 6月24日	経営管理委員会制度へ移行
平成20年 4月1日	伊方町農業支援センター設置
7月28日	保内支店・保内営農管理センターオープン
平成21年 7月24日	三崎共選第57回全国農業コンクール「農林水産大臣賞」受賞
9月28日	4支店体制スタート
平成22年10月21日	第19回愛媛農林水産賞受賞
平成23年10月28日	JASS-PORT にしようオープン
平成26年 6月30日	経済センター 太陽光発電開始
平成26年 9月30日	中央選果場 太陽光発電開始
平成27年 4月1日	乗合車「ほのぼの号」運行開始
平成27年 5月10日	「みかんの花だんだんウォーク2015 in にしよう」開催
平成27年10月1日	移動購買車「だんだん号」運行開始
平成27年11月12日	みかんの里宿泊合宿施設「マンダリン」オープン
平成28年11月12日	特産センター「甘柑日和」リニューアルオープン
平成29年 1月27日	移動購買車「だんだん号」2号車運行開始
平成29年12月14日	JAこしみずとの姉妹JA協定締結
平成30年 1月19日	伊方支店新築開店
平成31年 2月15日	農業労働力確保産地間連携協議会設立（JAふらの・JAにしよう・JAおきなわ）
令和元年10月30日	初めての公認会計士監査（期中監査Ⅰ）
令和3年 3月1日	神山出張所リニューアルオープン
令和3年11月10日	南海放送株式会社と「南海放送ラジオ（エフナン）を活用した農産物情報等の発信に関する協定（PAL協定）」締結
令和4年 3月25日	JA全中の「令和3年度優良農業協同組合表彰」受賞

事業計画の取り組みについて

■ 中長期経営計画

平成8年4月第1次長期経営計画（POWERS PLAN）策定 → 平成13年4月第2次長期経営計画（POWERS PLAN DASH21）策定 → 平成18年9月第3次長期経営計画（POWERS PLAN2012）策定 → 平成25年6月中期経営計画（POWERS PLAN2015）策定 → 平成28年6月中期経営計画（POWERS PLAN2018）策定 → 令和元年6月中期経営計画（R3 Plan 2019～2021）→ 令和4年6月中期経営計画（R5 Plan2022～2024）

■ 営農振興計画3ヶ年計画

平成7年3月第1次営農振興3ヶ年計画策定 → 平成10年5月第2次営農振興3ヶ年計画策定 → 平成13年4月第3次営農振興3ヶ年計画策定 → 平成16年8月第4次営農振興3ヶ年計画策定 → 平成19年7月第5次営農振興3ヶ年計画策定 → 平成22年7月第6次営農振興3ヶ年計画策定 → 平成25年7月第7次営農振興3ヶ年計画策定 → 平成28年10月第8次営農振興3ヶ年計画策定 → 令和元年6月第9次営農振興3ヶ年計画策定 → 令和4年7月第10次営農振興3ヶ年計画策定

経営基本方針

令和3年度の国内経済は長引く新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にある中、令和3年9月末で、全国の緊急事態宣言及びまん延防止等の重点措置は全て解除されました。今後は、感染拡大の防止策を講じ、ワクチン接種を促進する中で、一日も早い経済の回復が期待されます。県下をめぐる情勢は県内総人口が減少している中、65歳以上の人口は増加していますが、10年後は65歳以上の人口すら減少する推計となっています。農業においても従事者数が減少しており、生産現場では労働力不足や高齢化によりさらに厳しい状況となることが見込まれます。

一方、JAをめぐる情勢は、総合事業の継続と営農・経済事業改革による農家所得の向上、担い手の育成・確保等の取り組みを進めている中、JAの組織基盤である組合員構成が大きく変化・多様化しており、将来のJAを担う次世代組合員リーダーの育成が急務となっています。さらに、中長期の収支見通しや、准組合員の意思反映などの自己改革の実践、持続可能な収益性と健全性を評価する早期警戒制度への対応など様々な対策が求められています。

このような環境の中、JAグループ愛媛では令和3年12月に第38回JA愛媛県大会を開催して、10年後に向かって挑戦するめざす姿を改めて示し、今後10年後を見通して重点的に取り組む事項を決議しました。また、将来にわたる持続可能な農業の実現と豊かでくらしやすい地域社会づくりに貢献し続けるために、JAグループ愛媛の経営資源を結集し、経営・組織・事業基盤を確立強化することを目標として県1JA構想を策定し、今後すみやかに組織協議を行い組合員の意見を踏まえて将来を見据えた組織整備に取り組むことが提起されました。

このような情勢の中、当JAは、先人から築き上げてきたみかん産地を未来永劫に発展し続ける責務を果たすために、柑橘経営を盛り上げ、柑橘で活性化が図られて地域に貢献ができるように、JAにしゅうわ単独で健全性が高く安定した経営を目指して事業を実践致します。

以上の様な外部環境の変化と世代交代が進む中、組合員の要望を的確に捉え、各事業目標を達成するとともに、内部統制及び内部管理態勢の強化と事業全体のコストの低減・効率化を図り、次世代へつなぐことができるJAにしゅうわの農業基盤及び経営基盤の確立・強化に全力で取り組んで参ります。

■ 重点実施事項

- (1) 担い手の育成、農繁期における労働力の確保を行い農家支援を実践します。
- (2) 高品質果安定生産と長期安定供給を強化し、次世代につなぐ農業振興に取り組めます。
- (3) 将来を踏まえた経営の健全性と持続可能な経営基盤及び組織基盤の確立に取り組めます。
- (4) 組合員との対話運動を進め、意思の反映と運営参画の体制づくりを構築します。
- (5) 自律的なコンプライアンス内部管理態勢の確立と維持に取り組めます。
- (6) 働き方の改革と創意工夫を行い、効率的で活力ある人材育成を実践します。

J A 自己改革に向けた取り組み（令和 4 年 3 月 31 日現在）

R 3 Plan2019～2021 ～地域にあり続けるために、創造と挑戦～

J A にしうわでは、自己改革の取り組みを継続しています。Reliance（信頼）Reform（改革）Resolution（決断力）のもと、課題を抽出するとともに、今次中期経営計画の中で果敢に自己改革の取り組みを進めており、更に「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」に向けて取り組みを強化しています。

生産量の確保、優良園地の維持・継承による 管内生産者農家戸数・販売面積の確保

（営農振興部）

■ 出荷契約者農家戸数／1,987 戸

■ 出荷契約者栽培面積／2,519ha（温州 1,431ha 中晩柑 1,088ha）

重点実施事項	2022.3 月末までの具体的取組進捗状況	目標と課題
1. 出資型農業法人の検討・確立	●経営収支の黒字の見込みはなく、出資型法人の設立は見合わせる事となりました。当面、農業経営事業、農作業支援事業等を従来通り農協事業で展開していきます。	経営開始目標 2022 年度中
2. 担い手支援	●アルバイト事業で 20,200 人役を確保することができました。アルバイトの要望は年々増加傾向にあり、新たな雇用促進協議会の設立や市町の支援を受け、宿舍整備も管内全体に増え受入体制の拡充を図ることができました。	労働力斡旋人数 14,500 人役／年
	●集落営農法人組織 1 件設立、個人経営から法人経営へ 2 件移行しました。法人経営は、通年雇用を採用する農家を中心に相談が増えています。	法人農家数 1 件／年
3. 新規就農者の確保・支援	●令和元年～3 年度で 15 名の研修生が就農を目指し、担い手支援チームの中で研修を実施して、3 年度末までに 12 名が就農しました。アルバイト経験者が研修生として多く就農しています。	体験・研修者 受け入れ人数 体験 5 人／年 研修 2 人／年

高品質生産への取り組み強化による農家の育成・ 支援強化による精品率の向上

（営農振興部）

重点実施事項	2022.3 月末までの具体的取組進捗状況	目標と課題
1. 高品質安定生産の取組強化	●温州みかんの通知表を 1,602 件通知し、個別面談指導を 940 件、中晩柑では 355 通で 245 件、合計 1,185 件の面談を実施しました。また、適正施肥袋数を提示し、高品質安定生産への取り組みに寄与しました。	個別面談戸数 1,000 戸／年
	●奨励品種への改植促進として温州合計で 42,600 本、デコボン・清見・甘平合計で 15,200 本の実績となりました。	改植面積 100ha／3 年
	●マルチ被覆面積は 299.2ha と概ね計画通りとなり、品質の底上げをすることができました。	マルチ被覆支援 300ha／年
	●土壌分析を年 2 回実施。土壌 pH の低い園地が多く、石灰は 3 年間で 10 万袋、カルシウム資材散布は 7,500ha と計画を上回りました。今後も適正な土壌 pH を目指して取り組みます。	石灰 7.5 万袋 カルシウム資材 4,500ha／3 年

重点実施事項	2022.3 月末までの具体的取組進捗状況	目標と課題
1. 高品質安定生産の取組強化	●オリジナル品種の生産量は合計で1,684 t、うち施設は624 tとなりました。栽培上の問題点と寒波の影響等が生産量減少の原因となりました。	生産量 1,800 t／年
	●残留農薬検査 34 検体実施、生産履歴の回収率も 100% となっており、安全安心の農産物づくりに努めています。	生産履歴回収率 100%
2. 補助事業の有効活用	●補助事業利用者はR 3 年度 268 戸と大幅に増加傾向にあり、補助事業を活用しての省力軽労働化が進んでいます。	対象農家戸数 360 戸／3 年
	●鉄筋柵と電気柵設置ヶ所は 158ヶ所で年間総延長 57,472 m となっており、徐々に設置ヶ所は増加しています。イノシシの捕獲は 2,306 頭になっています。	防護柵の設置ヶ所 400ヶ所／3 年

会員の維持と連携強化による地域活性化への貢献（営農振興部・共済部）

重点実施事項	2022.3 月末までの具体的取組進捗状況	目標と課題
1. 会員維持による同志会活動の活性化	●研究発表大会を実施しましたが、新型コロナウイルス感染防止のため、大きな活動は今のところ自粛しています。 ●管内の小中学生、保育園児を対象に食農教育の一環として、みかん収穫体験、出前授業、選果場見学を実施しました。	同志会活動の延べ人数 200 人／3 年
2. 女性部加入促進	●新型コロナウイルス感染症対策をした中でみかんマイスター研修を 3 回開催し、103 名の参加がありました。 ●メディアへ出演し西宇和柑橘をアピールしました。 ●リモートにより、フレッシュミズ交流大会を開催しました。	女性部活動の参加延べ人数 600 人／年
3. 地域を巻き込んだ各種イベントの実施	●コロナ禍で大きなイベントはできませんでしたが、J A こども倶楽部では手形アートづくりコンテストを実施しました。また、年末には職員がサンタに扮して戸別訪問を実施しました。	新型コロナウィルスの影響

集荷率の向上による販売高の増大（青果販売部）

重点実施事項	2022.3 月末までの具体的取組進捗状況	目標と課題
1. 長期安定供給の確立	●品種別出荷計画策定会議を開催し、果実販売高実績で温州 111 億 8,700 万円、中晩柑 47 億 8,400 万円と、合計で約 160 億円と計画を上回ることができました。	品種別計画書の作成 ⇒販売開始 1ヶ月前
	●新型コロナウイルスの影響で制限を設けた中での生産者大会の開催となりました。	タイムリーな生産者大会の開催
	●新型コロナウイルスの影響で女性部による販促活動はできませんでしたが、各種講習会を開催し、生産者や協力組織とのコミュニケーション強化を図りました。	女性部による販促 1 回／年
	●独自のインターネット販売は見送りましたが、J A タウンの利用を強化し、2 億 9,700 万円とほぼ計画通りの実績となりました。	令和 3 年度直売目標 3 億／年
	●みかんを含む果汁 100% ジュースの販売実績は 16,132 本の実績となりました。	販売本数 20,000 本／年

重点実施事項	2022.3 月末までの具体的取組進捗状況	目標と課題
2. 施設の有効活用	●三瓶共選でみつるのデコポン、磯津のみかんで1,000 t。三崎共選はプチみかんと年内伊予柑に加え、日の丸みかん2級果を実施して数量増。中央共選は少量スマル品目を中心に約1,300 t 実施しました。	委託荷造りの実施 3,800 t / 年

生活メインバンク機能強化による経営基盤の安定化 (金融部)

個人貯金残高 (R 3 末) ■ 目標 / 136,783 百万円 ■ 実績 / 136,248 百万円 (進捗率 99.6%)

重点実施事項	2022.3 月末までの具体的取組進捗状況	目標と課題
1. 情報収集による個人貯金の純増	●MA リーダー会、月例検討会で情報を共有し、MA の営業力の強化と組合員相談の充実に努めました。 ●定期貯金独自商品 (デジワン定期開始) の企画・販売を実施 (金融部同行) し、獲得に努めました。 定期貯金獲得実績 6,749 百万円 (136.1%)	定期貯金 獲得金額目標 4,958 百万円

組合員サービスの強化による共済事業基盤の確保 (共済部)

■ 契約者人数 (R 3) / 24,500 人 ■ 実績 / 24,526 人 (進捗率 100.1%)

重点実施事項	2022.3 月末までの具体的取組進捗状況	目標と課題
1. 長期共済の強化	●年度毎の新仕組のお知らせ活動を中心に活動を展開し、目標を達成することが出来ました。 ●新医療お知らせ活動を中心に展開し、期別管理と個別指導の徹底を図り、13,816 件 / 年 (103.8%) の 3 Q 訪問活動を実施しました。	3 Q 訪問 活動目標 13,300 件 / 年

営農部門と金融部門の連携強化による農業融資の需要の掘り起こし (金融部・営農振興部)

証貸残高 ■ 計画 / 8,800 百万円 ■ 実績 / 8,631 百万円 (98.1%)

重点実施事項	2022.3 月末までの具体的取組進捗状況	目標と課題
1. ローン及び農業融資の強化	●住宅業者への営業を実施して業者との関係強化を図るとともに、感謝訪問を実施しました。また、マイカー・教育ローンの研修会・F S T を通じて資質の向上を図り、利用者ニーズに対応しました。 ●92 件の農業メイン強化先の洗い替えを行い、159 件の定期訪問を実施しました。 ●農業おまかせ資金を中心に近代化資金等農業融資の需要を掘り起こし、同時にメイン強化先等に対する情報収集やサポート等を実施しました。 農業融資新規実行額実績 215,312 千円 (97.8%)	農業融資 新規実行額 目標 220,000 千円

営農部門と経済部門の連携強化によるトータルコストの低減（経済部）

重点実施事項	2022.3 月末までの具体的取組進捗状況	目標と課題
1. 経済部門供給高の確保	●令和元年 10 月に C A（シトラスアドバイザー）を設置し、毎年研修会を開催して資質の向上を図りました。 ●営農指導課との連携により個人毎に肥料の必要数量を通知し、きめの細かい予約取りまとめができました。 ●農薬 4 品目についてホームセンターへの価格対策を実施し、計画通りの実績を確保しました。 ●生産資材についても計画通りの実績、今後も一括仕入れによるスケールメリットが発揮できる取り組みを進めていきます。 ●石油部門は計画対比 111%と大幅に計画を上回ることができましたが、価格の上昇によるところが大きく影響しています。	C A 配置人数 11 名 C A の機能強化
2. 購買部門費用の削減	●店舗巡回により商品在庫管理の向上に努め、値引き、廃棄額を大幅に削減することができました。	店舗部門費用 前年実績対比 80%

再 編

1. 信用店舗	(1) 信用店舗（共済窓口含む） ① 基幹店舗・一般店舗の基準に沿った方向性については、令和 4 年度上期末までに確定し、令和 6 年度下期に端末更改を行う予定です。 真穴事業所、川上事業所の隔日営業については、廃止を前提に神山出張所の店舗改修を完了しており、最長令和 6 年 3 月末までとして、人員体制等を検証しながら十分に説明し統合を行います。 ② 貸付業務については、令和 4 年 3 月末をもって矢野崎出張所は八幡浜支店へ、瀬戸出張所は伊方支店に統合しました。 ③ 町見事業所の出張金融については令和 3 年度末をもって廃止とし、M A、A T M で対応を行います。 ④ 共済業務については、令和 4 年 3 月末をもって矢野崎出張所は八幡浜支店へ、瀬戸出張所は伊方支店に統合しました。 (2) A T M 機器 ① A T M の再編については令和元、2 年で神山の増設も含めて 10 台を更改、令和 3 年度より期中平均 50 件／1 日を基準に存廃を検討しています。 ② 令和 3 年度に保守切れ機種の中で利便性を考慮して、穴井、瀬戸、三崎の機種を更改、P C 喜須来も新機種に更改しました。 ③ 日土の A T M については、駐車場整備後の利用者数の動向により A T M の存廃を判断します。
---------	--

2. 販売業務	(1) 選果場・集荷施設 ① 中期経営計画の再編計画では共選の意向を尊重しながら4施設に集約し、最終的に1施設での運用を目指すとしていましたが、4つのブロックごとの検討の中で独自に2つの委員会が設置され、一方では「共選長会での施設再編委員会」「目的別委員会」を設置し検討を重ねました。その結果、真穴（単独運営）、川上（単独運営）、中央（八幡浜単独運営・日の丸単独運営・三瓶－八協共同選果）、みつる（みつる－伊方－磯津 組織合併・新施設建設）の4施設に加え、三崎（単独運営）の5施設への集約要望となっています。現在、作業部会では「みつる－伊方－磯津」の組織合併・新施設建設を優先して進めており、令和7年10月稼働予定で検討を進めています。また、単独運営となった共選・施設についても、選果機（センサー・カメラ）の更新期を迎えるため検討が必要であり、次期の再編に向けて特別委員会を設置して検討を進めていく予定です。 ② 西宇和ブランド維持のための別組織の検討は行っていますが、引き続き継続案件として検討を進めていきます。 ③ 流通センターの移転を含めた検討についても、新選果場建設に伴い同時進行で検討を進めていきます。
3. 購買業務	(1) 生活小店舗 ① 一人体制の小店舗について、三瓶の5店舗は令和元年12月、三机、二名津店舗は令和3年3月末で閉店しました。 ② 日土とPC喜須来店舗の統合については、現在まで検討を進めてきましたが、新選果場建設に併せて移動購買車の配送拠点も含めて再度検討していきます。 ③ 生活店舗については事業状況、地域性等を加味して存続、集約等の検討を継続します。 (2) 給油所 ① 拠点給油所の三瓶給油所と大平給油所は毎週日曜日を定休日として、特売日を金曜日と土曜日に設定して営業しています。日土出張所給油所は、令和4年3月末に廃止しました。 (3) 農機具センター ① 農機具センターの2ヶ所の集約について検討を進めている中で、全農えひめが県下全域を対象に出向形式で作業効率アップの取り組みを行っており、検討しましたが諸条件において当JAに不適當な点があり、今後の動向を見た中で参画するか集約するかを検討していきます。 (4) 生産資材店舗 ① 新選果場建設に伴い、保内営農管理センターの経済センターへの移転を検討しています。各店舗に10名のシトラスアドバイザーを選任、営農指導員との連携の中で肥料、農薬の予約率向上等、ある一定の効果が実証できました。
4. 組 織	(1) 支部運営委員会 ① 4支店構想に伴う支部運営委員会の再編については、金融・共済・購買店舗の再編も進めており、意見を聴きながら継続して取り組んでいきます。総合運営協議会についても支部運営委員会の再編と並行して検討していきます。

地域に根差す金融機関として

J Aにしろわは、地域の一員として地域に根差し、地域に密着した金融機関として、地域の活性化のため、

1. 組合員・地域の皆様に信頼され選ばれる J Aバンクの確立
2. 地域密着度を高め、さらなる競争力・信頼性の向上
3. 農家経営の安定化・利用者満足度向上

の3点を経営方針とし、以下のような農業者への経営支援をはじめとする取り組みを行っています。詳しくはお近くの J Aバンク窓口へお問い合わせください。

農 業 近 代 化 資 金

農地の取得を除き、農機具の購入や農業施設の建設、または長期運転資金等、様々な設備投資資金としてご利用いただける一般的な長期資金です。

農 業 改 良 資 金

農業経営の改善に必要な施設・機械・資材などを購入するための資金を無利子でご融資する資金です。

農業経営基盤強化資金（スーパー L 資金）

農地の取得や設備投資等、民間金融機関が取り扱うには資金規模が大きい場合にご融資する、認定農業者向けの長期資金です。それ以外の方については経営体育成強化資金がご利用になれます。

農業経営改善促進資金（スーパー S 資金）

認定農業者、6次産業化法認定者向けの短期運転資金です。

J A 農 業 お ま か せ 資 金

農業経営に必要な施設の取得・拡張、設備・農機具購入、短期・長期運転資金など、幅広い資金調達をサポートします。

経営の組織

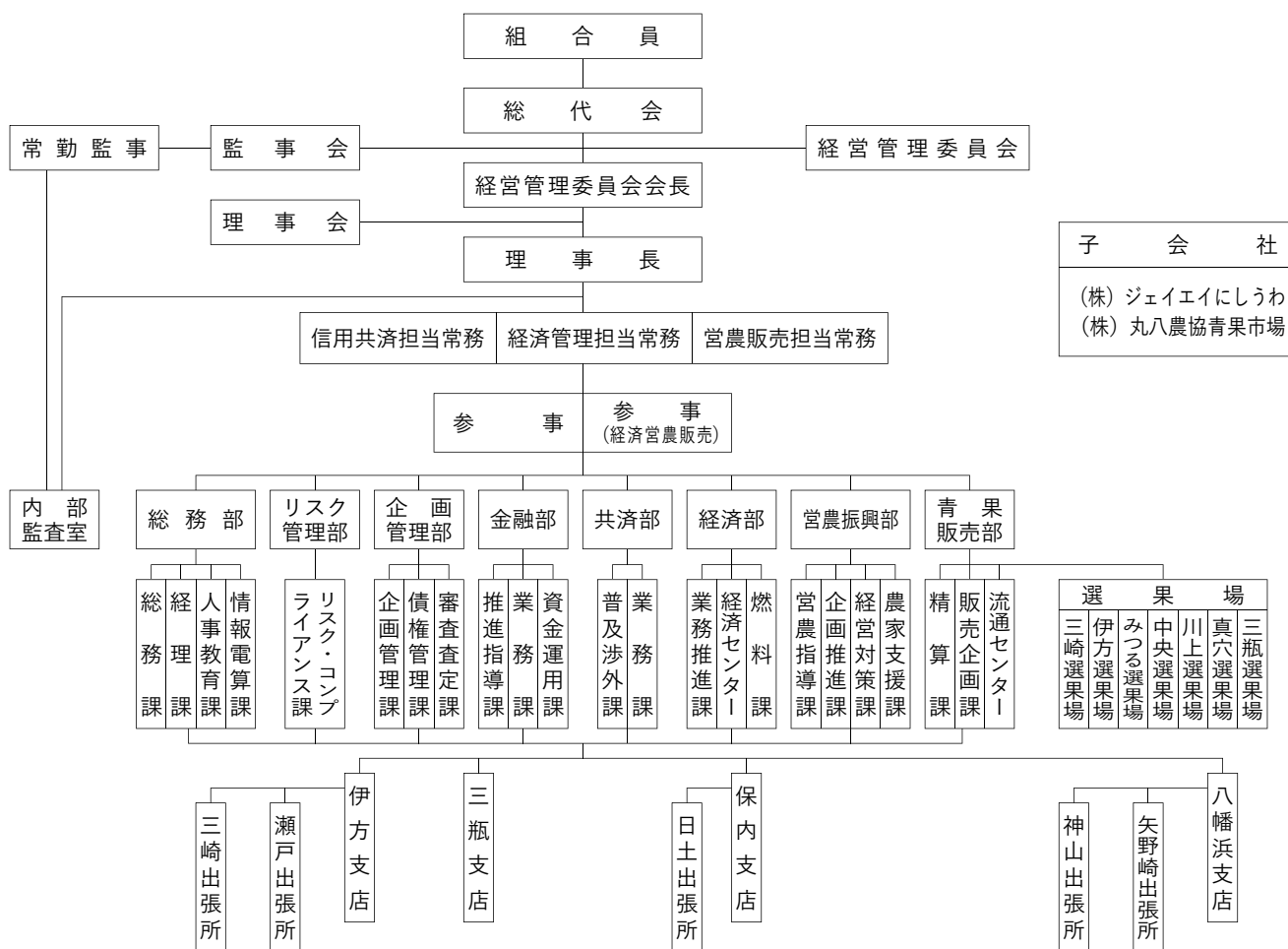
■ 経営管理体制

経営執行体制

当ＪＡは、農業者により組織された協同組合であり、組合員の意思を広範に反映するとともに、業務執行を機動的に行うために、経営管理委員会を設置し、経営管理委員会が任命する理事が常勤して日常の業務に専念する体制をとっています。

経営管理委員は、組合の業務執行にかかる基本的事項や重要事項を定めるほか、理事の業務執行の監督を行っています。また、信用事業においては常勤理事のなかで専任担当理事を置くとともに農業協同組合法第30条に規定する常勤監事及び員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っています。

■ 組織機構（令和4年3月末現在）



■ 組合員の状況

単位：組合員数（令和４年３月末）

区分		令和３年度				令和２年度			
		男	女	法人	計	男	女	法人	計
人数	正組合員	4,002	1,197	44	5,243	4,149	1,197	43	5,389
	准組合員	3,403	2,353	27	5,783	3,568	2,473	28	6,069
戸数	正組合員	3,977				4,282			
	准組合員	4,971				5,581			

■ 組合員組織の状況

単位：人（令和４年３月末現在）

組 織 名	会 員 数
西友会	62
J Aにしようオレンジ会	90
J Aにしよう年金友の会	9,143
西宇和農業協同組合青色申告会	1,086
西宇和青壮年同志会	346
J Aにしよう女性部	479
ふれあい助け合い組織「たちばな」	49
三崎柑橘共同選果部会	220
伊方柑橘共同選果部会	364
みつる柑橘共同選果部会	381
八協柑橘共同選果部会	250
日の丸柑橘共同選果部会	97
八幡浜柑橘共同選果部会	122
川上柑橘共同選果部会	162
真穴柑橘共同選果部会	170
三瓶柑橘共同選果部会	194
磯津柑橘共同選果部会	23
温州施設部会	2
晩柑施設部会	125
キウイ部会	82
富士柿部会	39

注１．当ＪＡの組合員組織を記載しています。

■ 役員一覧

(令和4年7月末現在)

役 職 名	氏 名	備 考
経営管理委員会会長	都 築 雅 秀	
経 営 管 理 委 員	魚 崎 清 則	
〃	藤 渕 孝 枝	
〃	菊 池 仁 志	
〃	宮 本 光 靖	
〃	井 伊 敏 郎	
〃	井 上 久 美	
〃	佐々木 広 光	
〃	松 田 治	
〃	白 石 隆 幸	
〃	大 星 龍 治	
〃	三木江 祥 子	
〃	井 上 仁	
〃	水 本 覚	
〃	都 築 綾 子	
〃	寺 崎 文 人	

役 職 名	氏 名	備 考
経 営 管 理 委 員	中 村 将 士	
〃	松 良 武 彦	
〃	田 口 圭 一	
〃	玉 井 真 吾	
〃	西 本 満 俊	
代表理事理事長	小笠原 栄 治	
常 務 理 事	井 田 敏 勝	
〃	濱 田 延 幸	
〃	山 本 哲 也	
代 表 監 事	清 家 徳 雄	
常 勤 監 事	灘 野 輝 裕	
監 事	山 本 一 雄	
〃	村 上 健	
〃	松 本 久三雄	
〃	高 橋 竹 昭	

■ 会計監査人の名称

みのり監査法人（令和4年7月末現在）

所在地 東京都港区芝 5-29-11

■ 職員の状況

単位：人（令和4年3月末）

項 目	令和3年度			令和2年度		
	男	女	計	男	女	計
参 事	2	－	2	1	－	1
一 般 職 員	176	79	255	179	71	250
営 農 指 導 員	18	－	18	19	－	19
生 活 指 導 員	－	2	2	－	3	3
出 向 職 員	2	－	2	1	－	1
正 職 員 計	198	81	279	200	74	274
臨時・パート職員	61	109	170	63	108	171
職 員 合 計	259	190	449	263	182	445

注1. 新規採用職員は、臨時職員の中に含んでおります。

■ 地区

この組合の地区は、八幡浜市、西宇和郡及び西予市の地域としています。

八幡浜市	八幡浜市全域
西宇和郡	伊方町全域
西予市	三瓶町

■ 店舗一覧（信用店舗）

（令和4年7月末現在）

店 舗 名	郵便番号	住 所	電 話 番 号
本 店	796-0031	八幡浜市江戸岡1丁目12番10号	0894-24-1118
八 幡 浜 支 店	796-0031	八幡浜市江戸岡1丁目12番10号	0894-24-2222
矢 野 崎 出 張 所	796-0048	八幡浜市北浜1丁目1590番地34	0894-22-2130
神 山 出 張 所	796-8010	八幡浜市五反田1番耕地5番地1	0894-22-3522
日 土 出 張 所	796-0170	八幡浜市日土町2番耕地263番地3	0894-26-1111
三 瓶 支 店	796-0907	西予市三瓶町朝立1番耕地438番地211	0894-33-1211
保 内 支 店	796-0202	八幡浜市保内町宮内2番耕地115番地	0894-36-0111
伊 方 支 店	796-0301	西宇和郡伊方町湊浦1087番地9	0894-38-0311
瀬 戸 出 張 所	796-0612	西宇和郡伊方町大久1176番地1	0894-53-0211
三 崎 出 張 所	796-0801	西宇和郡伊方町三崎113番地	0894-54-1122

■ 店舗一覧（信用店舗外）

（令和4年7月末現在）

店 舗 名	郵便番号	住 所	電 話 番 号
大 島 事 業 所	796-8060	八幡浜市大島2番耕地102番地	0894-28-0200
舌 田 事 業 所	796-8041	八幡浜市合田2141番地9	0894-22-0854
真 穴 事 業 所	796-8053	八幡浜市真網代丙248番地	0894-28-0211
川 上 事 業 所	796-8050	八幡浜市川上町川名津甲1020番地1	0894-27-0311
町 見 事 業 所	796-0421	西宇和郡伊方町九町1番耕地535番地24	0894-39-0311
三 瓶 選 果 場	796-0907	西予市三瓶町朝立1番耕地546番地39	0894-33-3311
真 穴 選 果 場	796-8053	八幡浜市真網代丙588番地3	0894-28-0215
川 上 選 果 場	796-8050	八幡浜市川上町川名津甲1020番地1	0894-27-0333
み つ る 選 果 場	796-0112	八幡浜市保内町須川32番地1	0894-36-0210
伊 方 選 果 場	796-0311	西宇和郡伊方町湊浦739番地1	0894-38-2311
三 崎 選 果 場	796-0813	西宇和郡伊方町二名津1693番地	0894-54-2188
中 央 選 果 場	796-0031	八幡浜市江戸岡1丁目12番10号	0894-22-2242
流 通 セ ン タ ー	795-0021	大洲市平野町野田甲1601番地1	0893-24-6871
大 平 給 油 所	796-0003	八幡浜市大平1番耕地812番地2	0894-22-3688
燃 料 セ ン タ ー (JASS-PORTにしよう)	796-0112	八幡浜市保内町須川65番1号	0894-36-3330
三 瓶 給 油 所	796-0907	西予市三瓶町朝立7番耕地116番地1	0894-33-3346
経 済 セ ン タ ー	796-0202	八幡浜市保内町宮内2番耕地91番地1	0894-36-3333
営 農 管 理 セ ン タ ー	796-8006	八幡浜市八代1丁目1番35号	0894-24-7502
保 内 営 農 管 理 セ ン タ ー	796-0112	八幡浜市保内町須川30番地1	0894-36-0304
特 産 セ ン タ ー 甘 柑 日 和	796-0048	八幡浜市北浜1丁目1569番地16	0120-478-186 0894-24-7520

■ A T M設置店及び営業時間・休日稼働一覧

(令和4年7月末現在)

管 理 店 舗	設 置 場 所	稼 働 時 間				休日稼働状況		
		平日	土曜日	日曜日	祝日	土曜	日曜	祝日
八幡浜支店	八幡浜支店	8:45～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00	○	○	○
矢野崎出張所	矢野崎出張所	8:45～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00	○	○	○
神 山 出 張 所	神山出張所①	8:45～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00	○	○	○
	神山出張所②	8:45～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00	○	○	○
	舌田事業所	8:45～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00	○	○	○
真穴事業所	真穴事業所	9:00～17:30	9:00～17:00			○		
	穴井事業所	9:00～17:30						
川上事業所	川上事業所	9:00～17:30	9:00～12:00			○		
日土出張所	日土出張所	8:45～18:00	9:00～17:00			○		
三 瓶 支 店	三 瓶 支 店	8:45～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00	○	○	○
	三瓶営農管理	8:45～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00	○	○	○
保 内 支 店	保内支店①	8:45～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00	○	○	○
	保内支店②	8:45～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00	○	○	○
	喜須来小店舗	8:45～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00	○	○	○
伊 方 支 店	伊 方 支 店	8:45～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00	○	○	○
	町見事業所	8:45～17:00	9:00～17:00			○		
瀬戸出張所	瀬戸農業公園	8:45～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00	○	○	○
三崎出張所	三崎出張所	8:45～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00	○	○	○

注1. 空白は休業です。

事業の概況（令和３年度）

令和３年度は今次中期経営計画の最終年度にあたり、「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」を基本目標とし、組合員、利用者から信用と信頼が得られるＪＡを目指し、強固な財務基盤、持続可能な経営基盤の確立に向けて取り組みを強化しました。

営農販売事業では、日本一の柑橘生産地を維持するため、高品質果生産に努め、補助事業を活用した園地基盤整備、改植など優良園地の保全強化を進めました。また、新規就農者等の育成やコロナ禍での安定的な労働力の確保を支援しました。

一方、温州みかんの販売においては、当初心配されていた品質も９月以降の天候回復と高品質果生産への取り組みによって大きく改善され、早生のスタートは前年に引き続き高単価を維持しました。シーズンを通して計画通りに出荷を進め、厳しい時期もありましたが、厳選出荷と出荷調整を徹底し価格維持に努めました。また、共選中心に集出荷対策を講じ、計画通りの数量確保を行い、販売高確保に繋がりました。中晩柑においては、ヤケ果の発生により数量減になった品目もありましたが、総じて食味は良く相場は好調に推移しました。販売高は、温州みかん 111.8 億円、中晩柑 47.8 億円、落葉他 2.8 億円となりました。

信用事業では、コロナ禍で渉外活動が制限される中、地域により一層愛される金融機関を目指し、幅広く信用事業の展開に努めました。

共済事業では、「ひと・いえ・くるま」の総合保障に向けた３Ｑ訪問活動を実践し、組合員・利用者ニーズを踏まえた複数提案活動を行い、バランスのとれた推進活動を行いました。

経済事業では、今年度もコロナ禍により展示会が開催できず、生活部門での供給は減少しましたが、農機具など生産部門において計画以上となりました。また、ＣＡ（シトラスアドバイザー）の研修を行って知識の向上を図り、施肥・防除等の計画など生産者の相談者になれるよう育成を行いました。

● 貯 金 期末残高	1,546 億円	県下統一の定期貯金増強キャンペーンを軸に年金優遇定期貯金「まごころ」や退職ライフ定期積金等、地域に根ざした推進活動を展開し、また、組合員から信頼されるＪＡバンク作りに努めました。
● 貸出金 期末残高	86 億円	農業担い手ニーズに対応した的確な資金提供に努めるとともに、農業おまかせ資金や各種生活ローンの金利引き下げキャンペーン等による貸出の強化に取り組みました。
● 共 済 期末保有契約高	3,320 億円	事業基盤の縮小や組合員・利用者の高齢化に加え、コロナ禍で事業環境が大きく変化する中、次世代とのつながり強化による事業基盤構築を強く意識した保障・サービスの提供に取り組みました。
● 購 買 生産資材供給高 生活資材供給高	3,865 百万円 862 百万円	生産農業経営の安定化を目指し、関連部署との一層の連携強化による安定供給体制の整備、確立に努めました。また、「農業生産の拡大」「農業者の所得増大」のため、予約肥料と一部の予約農薬に対する利用者還元を継続して実施しました。
● 販 売 柑橘販売高	16,259 百万円	「西宇和の知名度とブランド力向上に向けたキャンペーン」の取り組みは４年目となり、温州みかんの白箱（Ｎマーク西宇和みかん）も徐々に浸透し知名度を上げています。販促活動が制限される中、メディア関連による広告宣伝に力を入れ、西宇和みかんの更なる認知度向上に向けて取り組みました。
● 当期剰余金	352 百万円	

CSRへの取り組み

J Aの組織活動には、地域・組合員に対して社会的責任があり、それを果たさなければ社会的容認が得られず、信頼のない組織は持続する事ができません。

CSR（Corporate Social Responsibility）とは、組織活動について社会的責任を果たすことを指しています。

■ 健全な組織運営

● 基本的使命と社会的責任

J Aは、農業者の相互扶助組織として、組合員の農業と生活全般にわたる各事業を通じて、組合員の経済的発展と生活の向上を図るとともに、地域社会の繁栄に寄与することを目的としています。また、貯金を受け入れ、個人・公共部門・地域産業等に対して必要な資金を供給することにより、経済活動にとって不可欠な資金決済・仲介機能を発揮し、ひいては経済社会の健全な発展に資するという使命を負っています。

● コンプライアンス態勢

J Aは、信用・共済・経済事業と幅広い事業を展開しており、その公共性の高さから一般企業以上にコンプライアンスの徹底が求められており、コンプライアンスの徹底は最重要の経営課題となっています。

J Aにしろは、平成13年5月31日にコンプライアンスマニュアルを制定し、役職員に配布し法令遵守の徹底を図っております。今後は、なお一層のコンプライアンス態勢の強化を図り、基本理念を役職員はじめ関係者全員が研鑽・遵守し、関係機関・組合員・地域住民に対するさらなる信頼の獲得と健全性のある組合運営を目指します。

基本的使命

農業協同組合の基本的使命と金融機関としての社会的責任の重みを常に意識して、健全な業務運営を通じて社会に対する一層のゆるぎない信頼の確立を図ります。

法令や社会的規範等の厳格な遵守

あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範に決してもとることのない、公正かつ誠実な業務運営を行います。

地域社会とのコミュニケーションの充実

経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図ります。

質の高いサービスの提供

創意と工夫を活かした質の高いサービスの提供などを通じて、組合員、利用者および地域社会の発展に貢献します。

反社会的勢力の排除

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力は、これを断固として排除します。

■ 環境との調和

● 自然との共生

J Aにしうわでは、平成 20 年度に地球温暖化防止宣言を行い、様々な形での環境保全対策を講じてきました。

業務に係るものにおいて、「エコ通知表」の作成により各支店・出張所等の節電・節水・コピー用紙の節約等の意識向上を図っております。

今後も、柑橘栽培に対して直接的に係わってくる問題として、農業に優しい、地球に優しい自然環境を目指しています。

■ 地域社会への貢献

● 地域に密着した貢献活動

J Aにしうわは、いち『組織市民』として社会への貢献活動に積極的に取り組んでいます。また、各地域で生まれ育まれた風俗・文化を大切に、受け継がれる伝統行事に積極的に参加・協力して参ります。

高規格救急車を贈呈

J A共済連と J Aにしうわは、地域住民が安心して暮らせる環境をつくるため、八幡浜地区施設事務組合に高規格救急車を贈呈しました。

今回贈呈した高規格救急車は、救急救命士が医師の指導のもと車内で処置を行うことができる特別な車両で、走行中の振動を防ぎ患者の負担軽減を図るベッドなど最新の設備が備わっています。

もしもの時に頼りになる J A共済として、これからも安心を提供していきます。



募金活動への協力

毎年実施されている「歳末助け合い運動」に J Aにしうわも賛同し、協力しています。役職員に呼びかけ、その気持ちを義援金に変えて支援させていただいています。

また、J A共済が取り組んでいる「交通遺児育英募金運動」を通じて、交通遺児の救済と、交通安全思想の啓発を進めています。

献血活動への協力

日本赤十字社が展開している献血活動に、J Aにしうわも献血場所を提供し、役職員が積極的に献血に参加しています。

リスク管理情報

【基本方針】

J Aにしようは、新時代に対応した「J Aバンク」づくりに努め、組合員・地域に支持され、信頼される農業金融機関を目指すことを基本方針として、リスク管理の徹底と自己資本の充実に努めています。

また、業務運営に対するリスク管理を徹底して行うため、自主ルールの設定による業務全般にわたる経営管理の充実・業務執行体制の整備・内部牽制体制の確立を図り、安定した収益を確保するとともに経営の健全化を目指しております。

市場リスク・・・・・・・・・・・・・・・・ 市場金利や株価等の変動により損失を被るリスク

常勤役員を長とするA L M委員会を設置し、A L M（資産・負債の総合管理）の実施により、市場リスクを正確に認識・把握・コントロールすることにより、収益性と健全性を両立させていくよう努めています。

信用リスク・・・・・・・・・・・・・・・・ 貸出先の財務状況等の悪化に伴い損失を被るリスク

審査部門を営業部門から分離し、審査の独立性を確保するなど厳正な審査体制の構築に努めるとともに、個々の与信にあたっては財務・使途・能力など総合的な審査を行っています。また、自己査定システムのシステム化により1次査定とは独立した部署が2次査定を行うなど、信用リスクの厳正な管理体制の構築に努めています。

流動性リスク・・・・・・・・・・・・・・・・ 予期せぬ資金の流出等により損失を被るリスク

信頼を基にした地域での安定資金調達力が、J Aの流動性確保の基盤となっています。流動性のリスク管理については、運用と調達の適切なバランスが保てるよう、必要に応じてA L M委員会で検討しています。

事務リスク・・・・・・・・・・・・・・・・ 事務面での事故等により損失を被るリスク

《信用の第一歩は正確な事務処理から》をモットーに、事務管理能力の向上を図るため、事務手続きを整備・充実し、事務の標準化と統一化を図っています。

また、職務権限・役割分担等を明確にするとともに、チェック二段体制や内部牽制機能の充実・強化により個人情報等を漏洩させない体制の構築に努めています。

システムリスク・・・・・・・・・・・・・・・・ コンピュータ等のシステムの不備により損失を被るリスク

業務の多様化やネットワーク化の進展に伴い、システムリスクはますます増大しています。J Aをあげてシステムの安定稼動に万全を期するとともに、情報セキュリティとして情報端末の適正管理・システムへのアクセス権限・不正なソフトウェア制限等に取り組んでいます。

オペレーショナルリスク・・・・・・・・ 業務過程や外生的な事象により損失を被るリスク

事務リスク・システムリスク等について、事務手続にかかる各種規程を理事会で定めて、その有効性について内部監査や監事監査の対象とするとともに、事故・事務ミスが発生した場合は、速やかに状況を把握して理事会・経営管理委員会に報告する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

内部統制システム基本方針

西宇和農業協同組合

1. 理事及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 組合の基本理念及び組合のコンプライアンスに関する基本方針を定め、役職員は職務上のあらゆる場面において法令・規則、契約、定款等を遵守する。
- ② 重大な法令違反、その他法令及び組合の諸規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監事に報告するとともに、理事会等において協議・検討し、速やかに是正する。
- ③ 内部監査部署は、内部統制の適切性・有効性の検証・評価を行う。監査の結果、改善要請を受けた部署は、速やかに必要な対策を講じる。
- ④ 反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。
- ⑤ 組合の業務に関する倫理や法令に抵触する可能性のある事項について、役職員等が相談もしくは通報を行うことができる制度（ヘルプライン）を適切に運用し、法令違反等の未然防止に努める。
- ⑥ 監事監査、内部監査、会計監査人が密接に連絡し、適正な監査を行う。

2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 文書・情報の取扱いに関する方針・規程に従い、職務執行に係る情報を適切に保存・管理する。
- ② 個人情報保護に関する規程を整備し、個人情報を適切かつ安全に保存、管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 認識すべきリスクの種類を特定するとともに管理体制の仕組みを構築し、リスク管理の基本的な態勢を整備する。
- ② 理事は組合のリスクを把握・評価し、必要に応じ、定性・定量それぞれの面から事前ないし事後に適切な対応を行い、組合経営をとりまくリスク管理を行う。

4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 職制、機構、業務分掌、指示命令系統を明文化し、役職員の職務執行を効率的に遂行する。
- ② 中期経営計画及び同計画に基づく部門別事業計画を策定し、適切な目標管理により、戦略的かつ効率的な事業管理を行う。

5. 監事監査の実効性を確保するための体制

- ① 監事が円滑に職務を執行し、監事監査の実効性を確保するための体制を整備する。
- ② 監事が効率的・効果的監査を遂行できるよう支援する。
- ③ 理事や内部監査部署等は監事と定期的な協議、十分な意思疎通をはかることにより、効率的・効果的監査を支援する。

6. 組合及びその子会社等における業務の適正を確保するための体制

- ① 各業務における規程やマニュアル、業務フロー等の管理態勢を整備し、適正かつ効率的に業務を執行する。
- ② 「子会社管理規程」に基づき、関連事業に係る重要な方針、事項を監督し適切な指導・助言を行い、相互の健全な発展を推進する。
- ③ 「子会社管理規程」に基づき、子会社等の統括管掌を定め、事業計画の達成、法令及びその他事項の遵守、その他運用事項を監督する。

7. 財務情報その他組合情報を適切かつ適時に開示するための体制

- ① 会計基準その他法令を遵守し、経理規程等の各種規程等を整備し、適切な会計処理を行う。
- ② 適時・適切に財務報告を作成できるよう、決算担当部署に適切な人員を配置し、会計・財務等に関する専門性を維持・向上させる人材育成に努める。
- ③ 法令の定めに基づき、ディスクロージャー等を通じて、財務情報の適時・適切な開示に努める。
- ④ 財務諸表の適正性、財務諸表作成にかかる内部監査の有効性を確認し、その旨をディスクロージャーに記載する。

平成 30 年 12 月 27 日 制定

個人情報保護方針

西宇和農業協同組合

西宇和農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、組合員・利用者等の皆様の個人情報を正しく取扱うことが当組合の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 関連法令等の遵守

当組合は、個人情報を適正に取扱うために、「個人情報の保護に関する法律」（以下「保護法」といいます。）その他、個人情報保護に関する関係諸法令および個人情報保護委員会のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

個人情報とは、保護法第2条第1項、第2項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。

また、当組合は、特定個人情報を適正に取り扱うために、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」といいます。）その他、特定個人情報の適正な取扱いに関する関係諸法令およびガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

特定個人情報とは、番号法第2条第8項に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報をいい、以下も同様とします。

2. 利用目的

当組合は、個人情報の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を利用します。ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。

ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下同様とします。

利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、または公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。

3. 適正取得

当組合は、個人情報を取得する際、適正かつ適法な手段で取得いたします。

4. 安全管理措置

当組合は、取扱う個人データおよび特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ従業員および委託先を適正に監督します。

なお、個人データとは、保護法第16条第3項が規定する、個人情報データベース等（保護法第16条第1項）を構成する個人情報をいい、以下同様とします。

5. 仮名加工情報及び匿名加工情報の取扱い

当組合は、亀井化工情報（保護法第2条第5項）及び匿名加工情報（保護法第2条第6項）の取扱いに関しては、保護法・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。

6. 第三者提供の制限

当組合は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。

また、当組合は、番号法第19条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。

7. 機微（センシティブ）情報の取り扱い

当組合は、ご本人の機微（センシティブ）情報（要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地・本籍地、保健医療等に関する情報）については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

8. 開示・訂正・利用停止等

当組合は、保有個人データ等につき、法令に基づきご本人からの開示・訂正・利用停止等に応じます。保有個人データとは、保護法第16条第4項に規定するデータをいいます。

9. 苦情窓口

当組合は、個人情報につき、ご本人からの質問・苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。

10. 継続的改善

当組合は、個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

平成17年4月1日 制定

令和4年4月1日 最終改定

※ 個人情報の利用目的や開示手続および苦情の受付等、公表事項に関する事項については当JAホームページ（<http://www.ja-nishiuwa.jp>）をご覧ください。

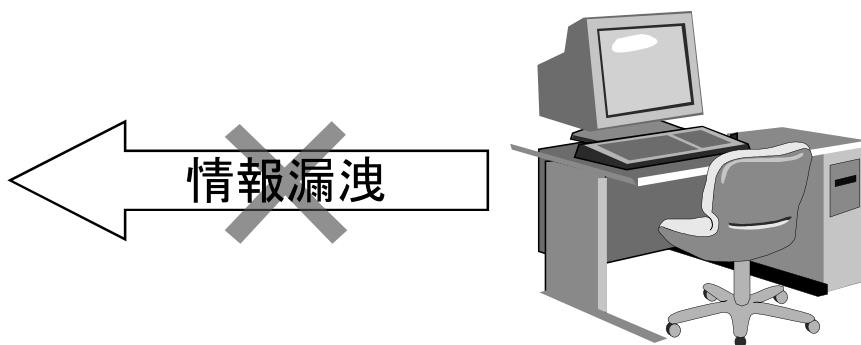
情報セキュリティ基本方針

西宇和農業協同組合

西宇和農業協同組合は、組合員・利用者等の皆様との信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、組合内の情報およびお預かりした情報のセキュリティの確保と日々の改善に努めることが当組合の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 当組合は、情報資産を適正に取扱うため、コンピュータ犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、IT基本法その他の情報セキュリティに関係する諸法令、および農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。
2. 当組合は、情報の取扱い、情報システムならびに情報ネットワークの管理運用にあたり、適切な人的（組織的）・物理的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏洩、改ざん、破壊、利用妨害等が発生しないよう努めます。
3. 当組合は、情報セキュリティに関して、業務に従事する者の役割を定め、情報セキュリティ基本方針に基づき、組合全体で情報セキュリティを推進できる体制を維持します。
4. 当組合は、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が発生した場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。
5. 当組合は、上記の活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、維持改善に努めます。

平成17年4月1日 制定
令和2年6月1日 改正



金融商品の勧誘方針

西宇和農業協同組合

当組合は、貯金・定期積金、共済その他の金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆さまに対して適正な勧誘を行います。

1. 組合員・利用者の皆さまの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. 組合員・利用者の皆さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者の皆さまの誤解を招くような説明は行いません。
4. 電話や訪問による勧誘は、組合員・利用者の皆さまのご都合に合わせて行うよう努めます。
5. 組合員・利用者の皆さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
6. 販売・勧誘に関する組合員・利用者の皆さまからのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

平成 13 年 4 月 1 日 制定

平成 21 年 4 月 1 日 改正

金融円滑化にかかる基本方針

西宇和農業協同組合

当西宇和農業協同組合（以下、「当ＪＡ」といいます。）は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当組合の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当組合の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め取組んでまいります。

- 1 当ＪＡは、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り柔軟に対応するよう努めます。
- 2 当ＪＡは、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取組みをご支援できるよう努めてまいります。
また、役職員に対する研修等により、上記取組みの対応能力の向上に努めてまいります。
- 3 当ＪＡは、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの経験等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うように努めてまいります。
また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。
- 4 当ＪＡは、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談、要望及び苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。
- 5 当ＪＡは、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込み、事業再生ＡＤＲ手続の実施依頼の確認または地域経済活性化支援機構もしくは東日本大震災事業者再生支援機構からの債権買取申込み等の求めについて、関係する他の金融機関等（政府系金融機関等、信用保証協会等および中小企業再生支援協議会を含む。）と緊密な連携を図るよう努めてまいります。
また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。
- 6 当ＪＡは、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、必要な体制を整備いたしております。
具体的には、
 - (1) 「コンプライアンス委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。
 - (2) 信用事業担当理事を「金融円滑化管理責任者」として、当ＪＡ全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
 - (3) 各支店等に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各支店等における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
- 7 当ＪＡは、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

平成22年 1 月25日 制定
平成25年 4 月 1 日 改正

J Aバンク利用者保護等管理方針

西宇和農業協同組合

西宇和農業協同組合（以下「当 J A」という。）は、農業協同組合法その他関連法令等により営む信用事業の利用者（利用者になろうとする者を含む。以下同じ。）の正当な利益の保護と利便の確保のため、以下の方針を遵守する。また、利用者の保護と利便の向上に向けて継続的な取組みを行っていく。

1. 利用者に対する取引または金融商品の説明（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの説明を含む。）および情報提供を適切かつ十分に行う。
2. 利用者からの相談・苦情等については、公正・迅速・誠実に対応（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの対応を含む。）し、利用者の理解と信頼が得られるよう適切かつ十分に対応する。
3. 利用者に関する情報については、法令等に基づく適正かつ適法な手段による取得ならびに情報の紛失、漏洩および不正利用等の防止のための必要かつ適切な措置を講じる。
4. 当 J Aが行う事業を外部に委託するにあたっては、利用者情報の管理や利用者への対応が適切に行われるよう努める。
5. 当 J Aとの取引に伴い、当 J Aの利用者の利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理のための態勢整備に努める。

※ 本方針の「取引」とは、「与信取引(貸付契約およびこれに伴う担保・保証契約)、貯金等の受入れ、商品の販売、仲介、募集等において利用者と当 J Aとの間で事業として行われるすべての取引」をいう。

平成 22 年 10 月 1 日 制定

利益相反管理方針

西宇和農業協同組合

当ＪＡにしろわ（以下、「当ＪＡ」といいます。）は、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、農業協同組合法、金融商品取引法および関係するガイドラインに基づき、利益相反するおそれのある取引を適切に管理するための体制を整備し、利益相反管理方針（以下、「本方針」といいます。）を次のとおり定めるものとします。

1. 対象取引の範囲

本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」は、当ＪＡの行う信用事業関連業務、共済事業関連業務または金融商品関連業務にかかるお客さまとの取引であって、お客様の利益を不当に害するおそれのある取引をいいます。

2. 利益相反のおそれのある取引の類型

「利益相反のおそれのある取引」の類型および主な取引例としては、以下に掲げるものが考えられます。

（１） お客さまと当ＪＡの間の利益が相反する類型

（取引例）

- 当ＪＡの相对債権の肩代わりのためにアレンジャーとしてシンジケートローンを組成する場合。
- 秘密保持契約を締結して特定部署が入手したお客さまの情報が他部署に漏洩し、他の取引に利用される場合。
- 抱き合わせ販売や優越的地位の濫用等に該当する取引を行う場合。

（２） 当ＪＡの「お客さまと他のお客さま」との間の利益が相反する類型

（取引例）

- 農業法人等の買収において、当ＪＡが買収側・被買収側双方と融資および助言・指導等の取引関係を有する場合や複数の農業法人に対して経営アドバイス等を行う場合。
- グループ会社との取引に際し、アームズ・レングス・ルールに違反する場合。
- 接待・贈答を受け、または行うことにより、特定の取引先との間で一般的な水準から乖離した水準で取引を行う場合。

3. 利益相反のおそれのある取引の特定の方法

利益相反のおそれのある取引の特定は、以下のとおり行います。

- （１） 利益相反のおそれのある取引について、利益相反管理統括部署があらかじめ類型化します。
- （２） 各部署においては、取引を行う際に、当該取引が利益相反のおそれのある取引として類型化された取引に該当するか確認します。
- （３） 利益相反のおそれのある取引に該当すると判断した場合は、利益相反管理統括部署に報告します。
- （４） 各部署で、利益相反のおそれのある取引に該当するか判断しかねる場合、または、類型には該当しないが利益相反のおそれのある取引に該当すると疑われる場合は、利益相反管理統括部署に相談します。
- （５） 利益相反管理統括部署は各部署からの相談を受けて、各部署と協議のうえ（必要に応じて関係部署と協議）、当該取引が利益相反のおそれのある取引であるかの特定を行います。

4. 利益相反の管理の方法

当 J A は、利益相反のおそれのある取引を特定した場合について、次に掲げる方法により当該お客さまの保護を適正に確保いたします。

- (1) 対象取引を行う部門と当該お客さまとの取引を行う部門を分離する方法
- (2) 対象取引または当該お客さまとの取引の条件もしくは方法を変更し、または中止する方法
- (3) 対象取引に伴い、当該お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客さまに適切に開示する方法（ただし、当 J A が負う守秘義務に違反しない場合に限りです。）
- (4) その他対象取引を適切に管理するための方法

5. 利益相反のおそれのある取引の記録および保存

利益相反の特定およびその管理のために行った措置については、当 J A で定める内部規則に基づき適切に記録し、保存いたします。

6. 利益相反管理体制

- (1) 当 J A は、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理に関する当 J A 全体の管理体制を統括するための利益相反管理統括部署およびその統括者を定めます。この統括部署は、営業部門からの影響を受けないものとします。また、当 J A の役職員に対し、本方針および本方針を踏まえた内部規則等に関する研修を実施し、利益相反管理についての周知徹底に努めます。
- (2) 利益相反管理統括者は、本方針にそって、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を実施するとともに、その有効性を定期的に適切に検証し、改善いたします。

7. 利益相反管理体制の検証等

当 J A は、本方針に基づく利益相反管理体制について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

平成 21 年 6 月 1 日 制定

マネー・ローンダリング等および 反社会的勢力等への対応に関する基本方針

西宇和農業協同組合

西宇和農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、事業を行うにつきまして、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用（以下、「マネー・ローンダリング等」という。）の防止に取り組みます。

あわせて、平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合わせにおいて決定された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針（以下、「政府指針」という。）」等を遵守し、反社会的勢力等に対して断固とした姿勢で臨むことをここに宣言します。

また、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

（運営等）

当組合は、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除の重要性を認識し、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当組合の特性に応じた態勢を整備します。

また、適切な措置を適時に実施できるよう、役職員に指導・研修を実施しマネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除について周知徹底を図ります。

（マネー・ローンダリング等の防止）

当組合は、実効的なマネー・ローンダリング等防止を実施するため、自らが直面しているリスクを適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

（反社会的勢力との決別）

当組合は、反社会的勢力等に対して取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力等による不当要求を拒絶します。

（組織的な対応）

当組合は、反社会的勢力等に対しては、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

（外部専門機関との連携）

当組合は、警察、財団法人暴力追放推進センター、弁護士など、反社会的勢力等を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力等と対決します。

平成22年10月1日 制定

平成26年1月21日 改正

平成31年4月1日 改正

金融ADR制度への対応

当JAでは、お客様により一層ご満足いただけるサービスを提供できるよう、下記の窓口でご相談および苦情等を受け付けておりますので、お気軽にお申し出ください。

① 苦情処理措置の内容

当JAでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

まずは、当JAの各店舗の窓口へお申し出下さい。各店舗のほか、次の窓口でも受け付けております。

当JAの相談・苦情受付窓口	
信用事業	担当部署：金融部業務課 電話番号：0894-24-1118 受付時間：午前9時～午後5時（金融機関の休業日を除く）
共済事業	担当部署：共済部業務課 電話番号：0894-24-1112 受付時間：午前9時～午後5時（土日祝日を除く）

② 紛争解決措置の内容

当JAでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

外部の紛争解決機関	
信用事業	愛媛県弁護士会紛争解決センター 電話番号：089-941-6279 受付時間：午前10時～午前12時 午後1時～午後4時（土日祝日、年末年始を除く） ※ 利用に際しては、①の信用事業窓口、または以下の愛媛県JAバンク相談所にお申し出ください。なお、直接紛争解決をお申し立ていただくことも可能です。 一般社団法人 JAバンク相談所 電話番号：03-6837-1359 受付時間：午前9時～午後5時（祝日および金融機関の休業日を除く）
共済事業	（一社）日本共済協会 共済相談所 電話番号：03-5368-5757 http://www.jcia.or.jp/advisory/index.html （一財）自賠責保険・共済紛争処理機構 電話番号：0120-159-700 http://www.jibai-adr.or.jp/ （一財）日弁連交通事故相談センター 電話番号：0570-078325 https://n-tacc.or.jp/ （一財）交通事故紛争処理センター 電話番号：03-3346-1756（東京本部） https://www.jcstad.or.jp/ 日本弁護士連合会 弁護士費用保険ADR https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html

各機関の連絡先（住所・電話番号）につきましては、上記ホームページをご覧ください。①の窓口にお問い合わせ下さい。

内部監査体制

当ＪＡでは、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理および各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、ＪＡの本店・支店・出張所・事業所等の全てを対象とし、中期および年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事理事長および監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会および経営管理委員会に報告することとしています。特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事理事長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

● 内部監査実績

監 査 の 種 類	部署数
業 務 全 般 監 査	3
現 物 実 査	27
フ ォ ロ ー ア ッ プ 監 査	8

自己資本の状況

自己資本比率の状況

当ＪＡでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理および業務の効率化等に取り組んだ結果、令和４年３月末における自己資本比率は、16.75%となりました。

経営の健全性の確保と自己資本の充実

当ＪＡの自己資本は、組合員の普通出資によっています。

● 普通出資による資本調達額

項 目	内 容
発行主体	西宇和農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	2,915 百万円（前年度 2,927 百万円）

当ＪＡは、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当ＪＡが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理およびこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実努めています。

また、19 年度から、信用リスク、オペレーショナル・リスク、金利リスクなどの各種リスクを個別の方法で質的または量的に評価し、リスクを総体的に捉え、自己資本と比較・対照し、自己資本充実度を評価することにより、経営の健全性維持・強化を図っております。

主な事業のご案内

【信用事業】

● 貯金業務

「地域に貢献し、利便性・信頼性の高い J A バンクを目指す」をモットーに、きめ細かいサービスに努めるとともに、親しまれる渉外・明るい窓口づくりに積極的に取り組んでいます。また、女性だけの特典「味覚友の会」・旅行参加を目的とした「旅行定積」・冠婚葬祭特典付の「アルミエ会」・当 J A で年金を受給（予約含む）されている方の特典「年金受給者優遇定期貯金」等の拡充・増強も積極的にすすめ、貯金保険制度により全額保護される〔普通型貯金無利息型（決済用）〕の取り扱いもしております。

また、伊方町指定金融機関・八幡浜市・西予市の指定代理金融機関として公金の取り扱いも行い、皆様方へのサービス向上に努めています。

貯金商品のご案内

種 類		特 色 と 内 容	お預入期間	1 回のお預入単位
総合口座	普通貯金	◎受け取る、支払う、貯める、借りる、の 4 つの機能を 1 冊の通帳にまとめた便利な口座です。 ◎定期貯金・定期積金をセットすることで、セットされた定期貯金・定期積金残高の 90%（最高 500 万円）まで自動的に借り入れできます。	出し入れ自由	1 円以上
	定期貯金		1 ヶ月・2 ヶ月 3 ヶ月・6 ヶ月 1 年・2 年・3 年 4 年・5 年	1 円以上
	定期積金		6 ヶ月以上	1,000 円以上
普通貯金		◎手軽にいつでも出し入れができる便利な貯金です。 ◎お給料・年金などの自動受取や各種公共料金・クレジット代金の自動支払等にご利用できます。	出し入れ自由	1 円以上
当座貯金		◎手形や小切手で決済ができる貯金です。	出し入れ自由	1 円以上
貯蓄貯金		◎お預入れ残高に応じて金利がアップします。 ◎普通貯金の手軽さでいつでも出し入れができます。	出し入れ自由	1 円以上
定期積金		◎お楽しみ目標額に合わせて、毎月の預入指定日に積み立てる貯金です。 ◎積立期間が自由に選べますから、プランに沿って、無理なく目標達成ができます。	6 ヶ月以上 10 年以内	1,000 円以上
積立式定期貯金		◎月々の積立を 1 口毎に期日指定定期貯金でお預かりします。 ◎積立方法には、毎月一定日に一定額を積み立てる目標型と、積立日・積立額とも自由な自由型があります。	エンドレス型 満期型 年金型	1 円以上
期日指定定期貯金		◎個人のみの定期貯金で 1 年間の据置期間経過後、任意の日を満期日として指定できます。 ◎利息は、預入期間に応じて 1 年複利で計算されるので、長く預けるほど有利です。	最長 3 年	1 円以上 300 万円未満
スーパー定期貯金		◎1 ヶ月以上の決められた期間お預入れいただく貯金で、預入時の利率が満期日まで変わらない確定利回りです。	1 ヶ月以上 5 年以内	1 円以上
大口定期貯金		◎1,000 万円からの大口資金運用に有利な定期貯金で、金利は市場金利を反映した設定となっています。	1 ヶ月以上 5 年以内	1,000 万円以上
変動金利定期貯金		◎お預け入れ後、適用利率が市場の金利動向に応じて 6 ヶ月ごとに変動します。 ◎複利計算で、利息が利息を生む定期貯金です。	1 年 2 年 3 年	1 円以上

種 類		特 色 と 内 容	お預入期間	1回のお預入単位
財形貯蓄	一般財形貯金	◎お勤めの方を対象に給料から天引きされる積立定期貯金です。 ◎ライフプランにあわせた資金づくりに最適です。	3年以上	1円以上
	財形年金貯金	◎豊かな老後に備えての年金受取型財形貯金です。 ◎財形住宅と合わせて元本 550 万円まで非課税で、退職後も非課税の特典が受けられます。	5年以上	1円以上
	財形住宅貯金	◎住宅取得や増改築を目的とした財形貯蓄です。 ◎財形年金貯金と合わせて元本 550 万円まで非課税となります。	5年以上	1円以上

● 貸出業務

組合員・地域の皆様の生産拡大、所得・生活の向上が図られることを基本とし、自動車・教育・住宅等の各種ローンを重点に、農業近代化資金等の制度資金の取り扱いをはじめとして、株式会社日本政策金融公庫・住宅金融支援機構や地場中小企業融資等、幅広く取り扱っております。

主な融資商品のご案内

種 類		特 色 と 内 容	金 額	期 間
目的に 合わせて	多目的ローン	◎資金使途の確認できる必要とする一切の生活資金に	10 万円以上 500 万円以内	6 ヶ月以上 10年以内
	マイカーローン	◎自動車・バイク購入、修理、車検費用等に	10 万円以上 1,000 万円以内	6 ヶ月以上 10年以内
	教育ローン	◎入学金、授業料、アパート家賃等に	10 万円以上 1,000 万円以内	6 ヶ月以上 15年以内
マイホーム のために	一般型	◎マイホームの新築・購入・増改築、借換、土地購入資金等に	10 万円以上 10,000 万円以内	3 年以上 40年以内
	100%応援型	◎マイホームの新築・購入・増改築資金等に	10 万円以上 10,000 万円以内	3 年以上 40年以内
	借換応援型	◎他金融機関から借入中の借換住宅資金として	10 万円以上 10,000 万円以内	3 年以上 40年以内
	リフォームローン	◎マイホームの増改築・改装・補修等に	10 万円以上 2,000 万円以内	1 年以上 20年以内
使い道 自由	フリーローン	◎必要とする一切の生活資金に	10 万円以上 300 万円以内	10 年以内
	カードローン	◎必要とする一切の生活資金に	10 万円以上 300 万円以内	1 年 (自動更新)
農業資金 として	J A 農業 おまかせ資金	◎施設の取得・拡張、設備・農機具購入、短期、長期運転資金などに	認定農業者個人 ：3,600 万円 認定農業者以外の個人 ：3,000 万円 認定農業者法人 ：7,200 万円 認定農業者以外の法人 ：6,000 万円	設備資金：15 年以内 (据置期間 2 年以内) 運転資金：7 年以内 (据置期間 2 年以内)

主な農業融資のご案内

対 象 者	ご利用頂ける資金
【認定農業者】 農業者が将来の経営計画を具体的に提示し市町村が認定した場合、認定農業者として低利融資、機械等の導入、税制の優遇、経営相談等の支援措置が受けられます。なお、性別、専業・兼業の別、経営規模を問わず、認定の対象となります。	J A 農業おまかせ資金 農業近代化資金 農業経営改善促進資金（スーパー S 資金） アグリマイティー資金 農業経営基盤強化資金（スーパー L 資金） 営農ローン J A 農機ハウスローン
【認定新規就農者】 就農を希望する方で就農計画を県が認定した場合、認定就農者として準備資金や整備資金が無利子で借入できるほか、技術・経営指導等が受けられます。認定就農者は青年と中高年に分けられ、研修期間や貸付金額が異なります。	J A 農業おまかせ資金 農業近代化資金 農業経営改善促進資金（スーパー S 資金） アグリマイティー資金 農業経営基盤強化資金（スーパー L 資金） 農業改良資金 営農ローン J A 農機ハウスローン
【認定農業者・認定就農者以外の方】 ・主業農業者 ・主業農業経営に準ずる農業経営者 ・上記の経営者以外の農業者（配偶者、後継者等） ・一定の基準を満たす任意団体の構成員等	J A 農業おまかせ資金 農業近代化資金 アグリマイティー資金 経営体育成強化資金 農業改良資金 営農ローン J A 農機ハウスローン
【上記以外の方】	アグリマイティー資金 営農ローン J A 農機ハウスローン

● 為替業務

全国の J A ・信連・農林中金の店舗を始め、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当 J A の窓口を通して全国のどこの金融機関へでも振込・送金や代金取立が安全・確実・迅速にできます。

● 国債・その他

利付国債・割引国債の窓口販売及び保護預かりにより、皆様の余裕資金を安全かつ有利に運用できるよう取り扱っています。

また、オンラインシステムを利用した給与振込サービス、自動集金サービス、自動振替サービス、全国の J A や全国のお業態と提携して土曜・日曜・祝日も稼働するキャッシュサービスなど、いろいろなサービスに努めています。

● 特定信用事業代理業の状況

特定信用事業代理業を営んでいる事業所はありません。

● 手数料一覧

1. 為替手数料

(単位：円)

区 分			手 数 料 (税 込)					
			JAネット バンク利用	機械 利用	定時定額 自動振込	総合振込		窓口 利用
						MT等	帳票	
振込手数料 1件につき	当店あて	3万円未満	無料	無料	無料	110	110	220
		3万円以上	無料	無料	無料	220	330	440
	当組合本支店あて	3万円未満	無料	無料	110	110	220	220
		3万円以上	無料	無料	220	220	440	440
	県内系統金融機関あて	3万円未満	無料	無料	110	110	220	220
		3万円以上	無料	無料	220	220	440	440
	県外系統金融機関あて	3万円未満	110	110	110	110	220	220
		3万円以上	220	220	220	220	440	440
	他金融機関あて	電信扱 3万円未満	220	385	275	275	495	550
		3万円以上	220	550	330	330	660	770
		文書扱 3万円未満	—	—	—	—	—	440
		3万円以上	—	—	—	—	—	660
給与振込 手数料 1件につき	当組合本支店・県内系統金融機関あて		無料					
	他金融機関あて		220					
送金手数料 1件につき	当組合本支店・県内系統金融機関あて		440					
	他金融機関あて		660					
代金取立 手数料 1通につき	当組合本支店あて		220					
	県内系統金融機関あて		440					
	他金融機関あて	普通扱 (集中取立)	770					
		至急扱 (個別取立)	1,100					
	手形交換	当組合加盟 交換所	無料					
その他 諸手数料	振込・送金の組戻料 1 件につき		880					
	不渡手形返却料	1 通につき	880					
	取立手形組戻料	1 通につき	880					
	取立手形店頭呈示料 1 通につき		880 ただし、880 円を超える取立費用を 要する場合はその実費を申し受けます。					

2. A T M利用手数料（1 件につき）

（単位：円）

区 分			利用時間	件 数	手数料 (税込)
当組合カード 県内 J A カード（注 1）	平 日	支払・受入	8:45～19:00	—	無料
	土曜日・日曜日・祝日	支払・受入	9:00～19:00	—	
県外 J A カード（注 1）	平 日	支払・受入	8:45～19:00	—	無料
	土曜日・日曜日・祝日	支払・受入	9:00～19:00	—	
J F マリンバンクカード	平 日	支 払	8:45～19:00	—	無料
	土曜日・日曜日・祝日	支 払	9:00～19:00	—	
愛媛銀行カード・伊予銀行カード 三菱東京 U F J カード ゆうちょカード（注 2）	平 日	支 払	8:45～18:00	—	無料
			18:00～19:00	1 件	110
	土曜日・日曜日・祝日	支 払	9:00～19:00	1 件	110
他金融機関カード （上記カード除く）	平 日	支 払	8:45～18:00	1 件	110
			18:00～19:00	1 件	220
	土曜日・日曜日・祝日	支 払	9:00～19:00	1 件	220
ゆうちょ銀行 A T M 利用 （注 3）	平 日	支払・受入	8:00～ 8:45	1 件	110
			8:45～18:00	—	無料
			18:00～21:00	1 件	110
	土曜日・日曜日・祝日	支払・受入	8:00～21:00	1 件	110
イーネット A T M 利用 L A N S A T M 利用 セブン銀行 A T M 利用 （注 4）	平 日	支払・受入	8:00～ 8:45	1 件	110
			8:45～18:00	—	無料
			18:00～21:00	1 件	110
	土曜日	支払・受入	8:00～ 9:00	1 件	110
			9:00～14:00	—	無料
			14:00～21:00	1 件	110
	日曜日・祝日	支払・受入	8:00～21:00	1 件	110

注 1. 利用時間については、当 J A の運用時間帯のうち最大稼働の利用時間としています。

注 2. 愛媛銀行カード・伊予銀行カード・三菱東京 U F J カードをご利用の場合は支払のみの対応とします。J A カードで愛媛銀行・伊予銀行・三菱東京 U F J 銀行の A T M を利用する場合も、支払のみの対応となります。

注 3. 当 J A カード・県内 J A カードでゆうちょ銀行の A T M を利用する場合は、J A 単位の手数料設定となります。なお、県外 J A カードを使用する場合は手数料が異なります。また、ゆうちょ銀行カードで県内 J A の A T M を利用する場合は支払のみとなり、手数料はゆうちょ銀行が設定した内容となります。

注 4. イーネット・L A N S ・セブン銀行の A T M では、全 J A カードが使用可能です。

3. 振替・返済等手数料

（単位：円）

区 分	内 容		手数料（税込）
貯蓄貯金(自動振替) 手数料スイング	順スイング（普通貯金→貯蓄貯金）	1 回	無料
	逆スイング（貯蓄貯金→普通貯金）	1 回	110
口座振替	依頼書によるもの 1 件		110
自動振替手数料	1 件につき（定額・定時振替を含む）		55
住宅ローン （1 取引につき）	融資		33,000
	変動型	全額繰上償還	5,500
		一部繰上償還（期間短縮、償還軽減）	2,200
		固定金利期間の再選択	5,500
		団信三大疾病保障特約の中途加入	5,500
	固定型	全額繰上償還	22,000
		一部繰上償還（期間短縮、償還軽減）	2,200
		金利変更（固定⇒変動）	5,500
		団信三大疾病保障特約の中途加入	5,500
「 J Aバンクえひめフラット 3 5 」融資手数料 1 取引		55,000	

4. 発行手数料

(単位：円)

区 分				手数料 (税込)	
小切手・ 手形用紙等	小切手用紙交付料		1 冊50枚	1,100	
	約束手形用紙交付料			1,100	
	為替手形用紙交付料		1 冊20枚	550	
発行手数料	自己宛小切手		1 枚	550	
	融資証明書		1 通	440	
	利息支払証明書		1 通	440	
	残高証明書	当組合所定用紙での発行		1 通	440
		当組合所定外 用紙での発行	監査法人	1 通	3,300
			その他	1 通	1,430
	ローンカード発行		1 枚	無料	
	取引履歴明細表	取引履歴明細表 (※)		1 取引先	550
再発行手数料	通帳		1 冊	1,100	
	証書		1 通	1,100	
	キャッシュカード		1 枚	1,100	
	I Cキャッシュカード		1 枚	1,100	
	I Cキャッシュ・クレジット一体型カード		1 枚	1,100	
	ローンカード		1 枚	1,100	
窓口両替	50枚以下		1 取引	無料	
	51枚以上100枚以下			330	
	101枚以上1,000枚以下			440	
	1,001枚以上			1,000 枚毎に 440 円追加	

※ 一般取引先（個人・法人）に限ります。

5. 国債振替決済口座管理手数料

区 分	基 準	手数料 (税込)
国債振替決済口座管理手数料	年間	無料
振替口座記載事項証明書の発行	1 通	無料

6. デビットカードサービス手数料

(単位：円)

項 目	基 準	手数料 (税抜)		
		料率	上限	下限
発行金融機関手数料	1 回の売買取引債務(消費税込)の額に対して算出する。	1 %	100	15

7. ネットバンキング利用手数料

内 容	手数料 (税込)
ネットバンキング利用 (インターネットモバイル)	1 契約 (月間) 無料

8. 個人情報の開示等事務手数料

(単位：円)

内 容	手数料 (税込)
店頭での受取の場合	1 件 550
郵送の場合	1 件 1,100

9. 税務署など調査手数料

内 容	手数料
残高・履歴等	1 枚につき 20 円 + 消費税

10. 口座開設手数料

区 分	内 容	手数料 (税込)
当座貯金口座開設手数料	1 口座につき	3,300 円

11. 株式払込金取扱手数料

(1) 一般払込手数料

新株引受人が個別に株式の申し込みに来るような一般の払込に適用します。

手数料＝（有償払込額× χ ／1,000円＋5円×受付票または領収証通数）

×（1＋消費税の税率＋地方消費税の税率）

有償払込額	χ	有償払込額	χ	有償払込額	χ
340百万円未満	3.50	1,100百万円以上	2.45	3,000百万円以上	1.90
340百万円以上	3.40	1,200〃	2.40	4,000〃	1.85
380〃	3.30	1,300〃	2.35	5,000〃	1.80
420〃	3.20	1,400〃	2.30	6,250〃	1.75
460〃	3.10	1,500〃	2.25	7,500〃	1.70
500〃	3.00	1,600〃	2.20	8,750〃	1.65
600〃	2.90	1,700〃	2.15	10,000〃	1.60
700〃	2.80	1,800〃	2.10	11,250〃	1.55
800〃	2.70	1,900〃	2.05	12,500〃	1.50
900〃	2.60	2,000〃	2.00	15,000百万円	1.45
1,000〃	2.50	2,500〃	1.95	15,000百万円超過	χ

15,000百万円を超過するもの
 χ (小数点3位以下切捨)＝ $\frac{15,000 \text{ 百万円} \times 1.45 / 1,000 + (\text{有償払込額} - 15,000 \text{ 百万円}) \times 1 / 1,000}{\text{有償払込額}} \times 1,000$

注1. 有償払込額30億円以上のものについては、取扱内容を勘案し別途取扱金融機関間で協議して料率を軽減することができるものとします。

(2) 一括取扱手数料

発起人または会社が株式払込金をとりまとめて払い込むような一括払込の場合に適用します。

通常、少数株主の場合や縁故者募集で払込者が特定されている場合等が該当します。

手数料＝有償払込額× χ ／1,000×（1＋消費税の税率＋地方消費税の税率）

有償払込額	χ	有償払込額	χ	有償払込額	χ
50百万円未満	2.50	2,500百万円以上	0.59	8,000百万円以上	0.35
50百万円以上	2.00	3,000〃	0.55	8,500〃	0.34
100〃	1.50	3,500〃	0.51	9,000〃	0.33
300〃	1.20	4,000〃	0.48	10,000〃	0.30
500〃	1.00	4,500〃	0.45	11,000〃	0.29
700〃	0.85	5,000〃	0.43	12,000〃	0.28
1,000〃	0.75	5,500〃	0.41	13,000〃	0.27
1,300〃	0.69	6,000〃	0.40	14,000〃	0.26
1,500〃	0.66	6,500〃	0.39	15,000百万円	0.25
1,700〃	0.64	7,000〃	0.38	15,000百万円超過	χ
2,000〃	0.62	7,500〃	0.36		

15,000百万円を超過するもの
 χ (小数点3位以下切捨)＝ $\frac{15,000 \text{ 百万円} \times 0.25 / 1,000 + (\text{有償払込額} - 15,000 \text{ 百万円}) \times 0.2 / 1,000}{\text{有償払込額}} \times 1,000$

注1. 一括払込の範囲については、その都度取扱金融機関間で協議します。

12. 未利用口座管理手数料

内 容	手数料（税込）
年 間	1,320円

13. 大量硬貨入出金手数料

区 分	枚 数	手数料（税込）
大量硬貨 入出金手数料	50枚以下	無料
	51枚以上 100枚以下	330円
	101枚以上 1,000枚以下	440円
	1,001枚以上	1,000枚ごとに440円加算

【共済事業】

J A 共済は、J A が行う地域密着型の総合事業の一環として、組合員・利用者の皆様の生命・障害・家屋・財産を相互扶助によりトータルに保障しています。事業実施当初から生命保障と損害保障の両方を実施しており、「ひと・いえ・くるまの総合保障」を主に、一人ひとりの生活スタイルにあった推進に取り組んでいます。その中において、3 Q 訪問活動（全戸訪問）を展開し、生命系では医療系共済を中心とする総合生活保障の取り組み、さらに自動車共済「クルマスター」の普及拡大を図るため、積極的な推進を行い契約者満足度の向上・サービスの提供に向けて取り組んでいます。

人生設計にあわせて、さまざまな共済をご用意しています。

こんな方にオススメです		共済の種類
ひとの保障	万一のとき、ご家族のために生活費を残してあげたい方	終身共済
	貯蓄しながら万一のときにも備えたい方	養老生命共済
	お手頃な共済掛金で万一のときに備えたい方	定期生命共済
	病歴や健康状態に不安がある方	引受緩和型終身共済
	まとまった資金を活用したい方	生存給付特則付 一時払終身共済(平 28.10)
	病歴や健康状態に不安がある方	引受緩和型医療共済
	病気やケガに備える医療保障がほしい方	医療共済 メディフル
	がん到手厚く備えたい方	がん共済
	身体に障害を負って働けなくなったときのリスクに備えたい方	生活障害共済 働くわたしのささエール
	身近な生活習慣病のリスクに備えたい方	特定重度疾病共済 身近なリスクにそなエール
	一生涯にわたる認知症の不安に備えたい方	認知症共済
	一生涯にわたる介護の不安に備えたい方	介護共済
	まとまった資金を活用したい方	一時払介護共済
	老後の生活資金の準備を始めたい方	予定利率変動型年金共済 ライフロード
	お子さま・お孫さまの教育資金を準備したい方	こども共済
いへの保障	火災や自然災害による建物・家財の損害に備えたい方	建物更生共済 むてきプラス・My 家財プラス
くるまの保障	自動車事故による賠償やケガ、修理に備えたい方	自動車共済 クルマスター
その他の保障	農業において発生するさまざまなリスクに備えたい方	農業者賠償責任共済 ファーマスト

【購買事業】

生産資材では、肥料・農薬の予約購買の推進による安定供給と、農機・生産資材・燃料（給油所）を、生活資材では地域に密着した生活店舗・食販をはじめ、耐久消費財・生活燃料（LPG）・介護用品・会館・観光・宅配事業など、組合員及び地域住民のニーズに応え、住み良い社会づくりのために幅広い事業展開に取り組んでいます。また、C A（シトラスアドバイザー）を選任して、生産面における肥料・農薬等の専門知識を習得し、施肥計画や散布等、生産者の相談者になれるよう育成にも取り組んでいます。

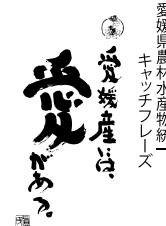
【農業経営事業】

平成 29 年度から、当たり手のいない優良園地の一時的な管理、その後の新規就農者等への引継ぎを目的として「農業経営事業」を始めています。管理する園地を就農希望研修生の技術習得や職員研修の場として活用し、担い手支援チームと連携して担い手の育成に取り組んでいます。

【販売事業】

消費者の求める安全・安心、おいしい、新鮮な農産物の販売に産地をあげて取り組んでいます。西宇和農業の中心である柑橘類（温州みかん・伊予柑・清見など）の安定供給に努めています。

また、平成 30 年度から「西宇和みかん」「西宇和柑橘」の知名度アップを目指し、「西宇和キャンペーン」を開始しています。温州みかんの白箱（N マーク西宇和みかん）も徐々に浸透し知名度を上げています。



西宇和みかん

うまいわ、
にしうわ。

<ロゴマークについて>

●「N マーク」は日本を代表するみかん産地の証し
日本のみかんを代表する産地、愛媛の中でも、100 年を超える歴史と品質への高い評価をいただいている西宇和エリアのみかんだけが使用することができる、「みかんの聖地」「みかんのブルゴーニュ（みかんに特化した産地）」を目指した品質宣言マークです。
おいしいみかんを探す目印にしてください。

●「N マーク」が生まれた背景

西宇和エリアは、かんきつ栽培に適した地形で、土地ならではの個性を受け継いだ高品質なみかんが育てられています。

そこで J A にしうわ（西宇和農業協同組合）は、八幡浜市、伊方町、西予市三瓶町にまたがるエリアで生産された温州みかんを「西宇和みかん」として統一ブランド化し、品質を保証する「N マーク」の表示を平成 30 年度出荷分から開始。

段ボールや店頭販売の袋、店頭ツールなどに N マークを表示し、みかんの聖地・西宇和でとれた「西宇和みかん」であることを分かりやすくお伝えします。



系統セーフティネット（貯金者保護の取り組み）

当ＪＡの貯金は、ＪＡバンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）」との２重のセーフティネットで守られています。

● 「ＪＡバンクシステム」の仕組み

組合員・利用者から一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「再編強化法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）」に則り、ＪＡバンク会員（ＪＡ・信連・農林中金）総意のもと「ＪＡバンク基本方針」に基づき、ＪＡ・信連・農林中金が一体的に取り組む仕組みを「ＪＡバンクシステム」といいます。

「ＪＡバンクシステム」は、ＪＡバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービスの提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の２つの柱で成り立っています。

● 「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、ＪＡバンクの健全性を確保し、ＪＡ等の経営破綻を未然に防止するためのＪＡバンク独自の制度です。具体的には、（１）個々のＪＡ等の経営状況についてチェック（モニタリング）を行い、問題点を早期に発見、（２）経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施、（３）全国のＪＡバンクが拠出した「※ＪＡバンク支援基金」等を活用し、個々のＪＡの経営健全性維持のために必要な資本注入などの支援を行います。

※ 2021 年 3 月末における残高は 1,652 億円となっています。

● 「一体的な事業運営」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、ＪＡバンクとして商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一のＪＡバンクブランドの確立等の一体的な事業運営の取り組みをしています。

● 貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また、資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様な制度です。

なお、この制度を運営する貯金保険機構（農水産業協同組合貯金保険機構）の責任準備金残高は、2021 年 3 月末現在で 4,522 億円となっています。

直近の2事業年度における財産の状況

貸借対照表

(単位：千円)

科 目	令和3年度	令和2年度	科 目	令和3年度	令和2年度
信用事業資産	153,628,528	151,860,863	信用事業負債	154,776,445	153,162,009
現金	504,274	424,395	貯金	154,640,776	152,995,879
預金	134,827,596	133,376,483	譲渡性貯金	—	—
系統預金	134,820,803	133,365,141	借入金	—	1,746
系統外預金	6,793	11,342	外国為替	—	—
有価証券	9,637,320	8,862,090	その他信用事業負債	135,668	164,383
国債	9,417,880	8,638,510	未払費用	12,006	21,686
地方債	219,440	223,580	その他の負債	123,661	142,697
金融債	—	—	債務保証	—	—
貸出金	8,631,804	9,154,814	共済事業負債	553,548	540,892
手形貸付金	—	—	共済借入金	—	—
証書貸付金	8,273,248	8,731,502	共済資金	306,401	281,359
当座貸越	358,556	423,311	共済未払利息	—	—
その他貸付金	—	—	未経過共済付加収入	236,773	245,583
割引手形	—	—	共済未払費用	10,373	13,949
その他信用事業資産	173,325	220,192	経済事業負債	4,378,677	4,764,069
未収収益	91,421	92,338	支払手形	—	—
その他の資産	81,903	127,853	経済事業未払金	609,176	1,053,641
債務保証見返勘定	—	—	経済受託債務	3,457,978	3,369,623
貸倒引当金	△ 145,791	△ 177,112	その他の経済事業負債	311,522	340,803
共済事業資産	23,739	22,901	設備借入金	—	—
共済貸付金	—	—	雑負債	557,408	506,554
共済未収利息	—	—	未払法人税等	130,685	105,300
その他の共済事業資産	23,739	22,901	資産除去債務	3,217	3,148
貸倒引当金	—	—	その他の負債	423,505	398,105
経済事業資産	4,492,199	4,290,946	諸引当金	687,862	742,276
受取手形	—	—	賞与引当金	72,237	70,858
経済事業未収金	922,847	999,738	退職給付引当金	583,225	645,717
経済受託債権	1,812,139	1,678,586	役員退職慰労引当金	32,400	25,700
棚卸資産	1,008,761	965,715	その他引当金	—	—
購入品	1,008,761	965,715	繰延税金負債	16,127	44,468
販売品	—	—	再評価に係る繰延税金負債	748,805	773,025
その他	—	—	負債合計	161,718,875	160,533,296
その他の経済事業資産	771,356	682,290	出資金	2,915,602	2,927,448
預託家畜	—	—	資本準備金	707	707
その他の経済事業資産	771,356	682,290	利益準備金	4,039,386	3,919,386
貸倒引当金	△ 22,905	△ 35,384	営農振興積立金	260,000	140,000
雑資産	2,114,617	2,451,847	経営安定化対策積立金	1,180,059	950,059
固定資産	7,509,050	7,804,608	地域農業振興積立金	35,320	36,726
有形固定資産	7,480,739	7,763,161	土地減損対策積立金	1,492,051	1,508,810
土地	5,300,840	5,428,218	共選再編積立金	200,000	100,000
減価償却資産	15,947,121	15,961,791	特別積立金	—	—
減価償却累計額(控除)	△ 13,857,927	△ 13,626,848	当期末処分剰余金	608,514	787,936
建設仮勘定	90,705	—	(うち当期剰余金)	352,097	578,668
無形固定資産	28,311	41,446	処分未済持分	△ 31,952	△ 34,784
外部出資	6,894,296	6,915,256	その他有価証券評価差額金	601,375	771,001
前払年金費用	—	—	土地再評価差額金	1,642,490	1,705,833
繰延税金資産	—	—	純資産合計	12,943,556	12,813,125
資産合計	174,662,432	173,346,422	負債及び純資産合計	174,662,432	173,346,422

損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和3年度	令和2年度	科 目	令和3年度	令和2年度
事業総利益	3,301,143	3,378,589	事業管理費	2,772,946	2,810,186
事業収益	7,772,593	9,290,649	人件費	1,897,444	1,890,496
事業費用	4,471,450	5,912,060	業務費	210,770	216,990
信用事業収益	1,115,089	1,182,133	諸税負担金	106,305	111,242
資金運用収益	1,051,411	1,069,772	施設費	555,151	587,866
役務取引等収益	16,262	16,832	その他事業管理費	3,274	3,590
その他事業直接収益	—	36,420	事業利益	528,197	568,402
その他経常収益	47,414	59,107	事業外収益	218,089	249,281
信用事業費用	38,091	61,435	受取雑利息	6,939	8,580
資金調達費用	27,577	31,358	受取出資配当金	147,782	134,401
役務取引等費用	9,710	10,292	賃貸料	34,934	33,951
その他事業直接費用	—	—	雑収入	28,433	72,348
その他経常費用	803	19,784	事業外費用	22,666	27,848
うち貸倒引当金繰入額	△ 31,321	△ 29,421	支払雑利息	2,269	2,284
信用事業総利益	1,076,997	1,120,697	寄付金	1,453	3,392
共済事業収益	698,575	714,909	雑損失	18,944	22,171
共済付加収入	634,584	651,123	経常利益	723,619	789,835
共済貸付金利息	—	—	特別利益	—	6,078
その他の収益	63,991	63,785	固定資産処分益	—	1,389
共済事業費用	54,361	58,525	一般補助金	—	4,688
共済借入金利息	—	—	その他特別利益	—	—
共済推進費	31,392	36,366	特別損失	217,705	46,772
共済保全費	—	—	固定資産処分損	4,857	16,354
その他の費用	22,968	22,159	固定資産圧縮損	—	4,688
共済事業総利益	644,214	656,383	減損損失	212,848	24,729
購買事業収益	5,053,301	5,221,117	外部出資評価損	—	999
購買品供給高	4,728,608	4,929,468	その他特別損失	—	—
購買手数料	5,482	—	税引前当期利益	505,914	749,141
その他の収益	319,210	291,649	法人税・住民税及び事業税	160,862	132,745
購買事業費用	4,316,723	4,478,775	過年度法人税等	△ 7,046	42,586
購買品供給原価	4,205,199	4,338,160	法人税等調整額	—	△ 4,858
購買品供給費	—	—	法人税等合計	153,816	170,473
その他の費用	111,524	140,614	当期剰余金	352,097	578,668
うち貸倒引当金繰入額	△ 12,446	13,323	当期首繰越剰余金	164,485	166,325
購買事業総利益	736,578	742,342	土地再評価差額金取崩額	63,343	37,410
販売事業収益	1,967,055	1,979,870	土地減損対策積立金取崩額	27,182	4,126
販売品販売高	430,386	445,862	農業振興積立金取崩額	1,405	1,405
販売手数料	443,451	418,693	当期末処分剰余金	608,514	787,936
販売雑収入	186,527	190,301			
その他の収益	906,690	925,012			
販売事業費用	1,203,557	1,239,193			
販売品販売原価	298,645	317,276			
販売費	—	—			
その他の費用	904,912	921,916			
販売事業総利益	763,498	740,677			
その他事業収益	191,723	211,535			
その他事業費用	8,467	△ 9,362			
その他事業総利益	183,255	220,897			
指導事業収入	6,483	5,935			
指導事業支出	109,884	108,345			
指導事業収支差額	△ 103,400	△ 102,410			

注1. 農業協同組合法施行規則の改正に伴い、当年度については、各事業の収益及び費用を合算し、事業相互間の内部損益を除去した「事業収益」「事業費用」を表示しています。

注記表

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

（１）子会社株式：移動平均法による原価法

（２）その他有価証券

①時価のあるもの：期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

②市場価格のない株式等：移動平均法による原価法

2 棚卸資産の評価基準及び評価方法

（１）購買品（店舗在庫以外）：総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

（２）購買品（店舗在庫）：売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

（３）販売品：総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

3 固定資産の減価償却の方法

（１）有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しています。ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成 28 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。

（２）無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しています。

なお、自社利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（５年）に基づく定額法により償却しています。

（３）リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっています。

4 引当金の計上基準

（１）貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権（破綻懸念先）については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

破綻懸念先に対する債権のうち、元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができると認められる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を計上しています。

上記以外の債権については、主として貸出金等の平均残存期間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、平均残存期間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、資産査定部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査担当部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

(2) 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

(3) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

①退職給付見込額の期間帰属の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定率法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしています。

過去勤務債務は、その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しています。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

5 収益及び費用の計上基準

収益認識関連

当組合は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

①購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

②販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が買取又は受託により集荷して取引先等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

③その他事業（利用事業）

選果場等の施設を設置して共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

6 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

7 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しており、そのため科目別金額の合計額はそれぞれの合計欄の金額と一致していません。

8 その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

(1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

(2) 受託販売における共同計算の会計処理の方法

当組合は生産者が生産した農作物を無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っています。

共同計算の会計処理については、貸借対照表の経済受託債権に、受託販売について生じた委託者に対する販売立替金（運賃、資材等）及び販売品の販売委託者に支払った販売仮渡金（前渡金、内渡金等）を計上しています。

また、経済受託債務に、受託販売品の販売仮受金（販売代金）を計上しています。

共同計算にかかる収入（販売代金等）と支出（運賃、荷造経費等）の計算を行い、当組合が受け取る販売手数料を控除した残額を精算金として生産者に支払った時点において、経済受託債権及び経済受託債務の相殺後の経済受託債務残高を減少する会計処理を行っています。

II. 会計方針の変更に関する注記

1 収益認識に関する会計基準等の適用

当組合は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準第30号 2021年3月26日。）を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下の通りです。

(1) 代理人取引に係る収益認識

財又はサービスを利用者等に移転する前に支配していない場合、すなわち、利用者等に代わって調達の手配を代理人として行う取引については、従来は、利用者等から受け取る対価の総額を収益として認識していましたが、利用者等から受け取る額から受入先（仕入先）に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しています。

(2) LPガスに関する収益認識

購買事業におけるLPガスの供給に関して、従来は、毎月の検針日に確認した利用者等の利用量に基づいて収益を認識していましたが、決算月においては、検針日から決算日までに生じた収益を合理的に見積もって認識する方法に変更しています。

(3) 購買事業における支払奨励金の会計処理

購買事業において、利用者等に対して支払う各種奨励金等は、従来は購買事業費用として計上していましたが、顧客へ支払われる対価と認められる場合は、取引価格から減額する方法に変更しています。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しています。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約については、新たな会計方針を遡及適用していません。

この結果、当事業年度の事業収益が1,229,704千円、事業費用が1,235,189千円減少し、事業利益、経常利益及び税引前当期利益が5,482千円、それぞれ増加しています。

なお、利益剰余金期首残高に与える影響はありません。

2 時価の算定に関する会計基準の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる当事業年度の計算書類への影響はありません。

III. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次の通りです。

1 固定資産の減損損失

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 減損損失 212,848千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、令和元年6月に作成した中期経営計画を基礎として算出しており、中期計画以降の将来キャッシュ・フローや割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

IV. 貸借対照表に関する注記

1 有形固定資産に係る圧縮記帳額

国庫補助金等の受入れにより、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は 8,861,548 千円であり、その内訳は次のとおりです。

建物 1,871,961 千円 機械装置 6,985,045 千円 その他の有形固定資産 4,542 千円

2 担保に供している資産

定期預金 5,000,000 千円を当座貸越の担保に供しています。また、定期預金 100,000 千円を指定金融機関の事務取扱に係る担保に、それぞれ供しています。

3 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務

子会社に対する金銭債権の総額	624 千円
子会社に対する金銭債務の総額	462,994 千円

4 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務

理事、経営管理委員及び監事に対する金銭債権の総額	64,972 千円
--------------------------	-----------

5 信用事業を行う組合に要求される注記

債権のうち農業協同組合法施行規則第 204 条第 1 項第 1 号ホ（２）（ｉ）から（iv）までに掲げるもの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は 206,065 千円、危険債権額は 52,670 千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の理由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。

債権のうち、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額は 258,735 千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

6 土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律」（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

○再評価を行った年月日

平成 11 年 3 月 31 日

○再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が

再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額 3,284,887 千円

○同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める、当該事業用の土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳または同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格（固定資産税評価額）に合理的な調整を行って算出しました。

V. 損益計算書に関する注記

1 子会社等との取引高の総額

(1) 子会社等との取引による収益総額	30,608 千円
うち事業取引高	11,669 千円
うち事業取引以外の取引高	18,939 千円
(2) 子会社等との取引による費用総額	289,661 千円
うち事業取引高	289,649 千円
うち事業取引以外の取引高	11 千円

2 減損損失に関する注記

(1) 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については支店、出張所、給油所ごとに、また、業務外固定資産（賃貸固定資産と遊休資産）については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

本店、経済センター等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しています。

当期に減損損失を計上した固定資産は、以下のとおりです。

場 所	用 途	種 類	そ の 他
三 瓶 給 油 所	一 般 資 産	土地	
大 平 給 油 所	〃	土地	
だ ん だ ん 三 瓶	賃 貸 資 産	土地	
A コープやわたはま	〃	土地・建物・その他の有形固定資産	
え ひ め フ ー ズ	〃	土地	
旧 集 中 事 業 所 跡	〃	土地	
瀬 戸 塩 成 集 荷 所	遊 休 資 産	土地	
旧 松 集 荷 所	〃	土地	
二 及 代 物 弁 済	〃	土地	
磯 津 事 業 所	〃	土地	
周 木 事 業 所	〃	土地	
二 及 事 業 所	〃	土地	
蔵 貫 事 業 所	〃	土地	
皆 江 事 業 所	〃	土地	
下 泊 事 業 所	〃	土地	
三 崎 住 宅	〃	土地	
二 名 津 事 業 所	〃	土地	

(2) 減損損失の認識に至った経緯

一般資産（三瓶給油所、大平給油所）は、当該事業所の営業収支が2期連続赤字であると同時に、短期的に業績の回復が見込めないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

賃貸用固定資産（だんだん三瓶、Aコープやわたはま、えひめフーズ、旧集中事業所跡）は、使用価値が帳簿価額まで達しないため、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

遊休資産（瀬戸塩成集荷所、旧松集荷所、二及代物弁済、磯津事業所、周木事業所、二及事業所、蔵貫事業所、皆江事業所、下泊事業所、三崎住宅、二名津事業所）は、当該土地の時価が下落しているため、回収可能価額と帳簿価額の差額を減損損失として認識しました。

(3) 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

三 瓶 給 油 所	2,382 千円	(土地 2,382 千円)
大 平 給 油 所	420 千円	(土地 420 千円)
だ ん だ ん 三 瓶	2,108 千円	(土地 2,108 千円)
A コープやわたはま	119,430 千円	(土地 28,260 千円、建物 89,666 千円、その他の有形固定資産 1,503 千円)
え ひ め フ ー ズ	79,950 千円	(土地 79,950 千円)
旧 集 中 事 業 所	2,362 千円	(土地 2,362 千円)
瀬 戸 塩 成 集 荷 所	56 千円	(土地 56 千円)
旧 松 集 荷 所	4 千円	(土地 4 千円)
二 及 代 物 弁 済	931 千円	(土地 931 千円)
磯 津 事 業 所	63 千円	(土地 63 千円)
周 木 事 業 所	432 千円	(土地 432 千円)
二 及 事 業 所	445 千円	(土地 445 千円)
蔵 貫 事 業 所	1,172 千円	(土地 1,172 千円)
皆 江 事 業 所	744 千円	(土地 744 千円)
下 泊 事 業 所	1,741 千円	(土地 1,741 千円)
三 崎 住 宅	109 千円	(土地 109 千円)
二 名 津 事 業 所	491 千円	(土地 491 千円)

(4) 回収可能価額の算定方法

三瓶給油所、大平給油所、えひめフーズ、旧集中事業所跡、瀬戸塩成集荷所、旧松集荷所、二及代物弁済、磯津事業所、周木事業所、二及事業所、蔵貫事業所、皆江事業所、下泊事業所、三崎住宅、二名津事業所の固定資産の回収可能価額は正味売却価額を採用しており、固定資産税評価額を合理的に調整し算出しています。

だんだん三瓶、Aコープやわたはまの固定資産の回収可能価額は使用価値を採用しており、適用した割引率は6.1%です。

3 棚卸資産の収益性低下に伴う簿価切下額

購買品供給原価には、収益性の低下に伴う簿価切下げにより、16,461 千円の棚卸評価損が含まれています。

VI. 金融商品に関する注記

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は、農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへの貸付、残った余裕金を愛媛県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債・地方債などの債券の運用を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は全て債券であり、純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。通常の貸出取引については、本店に業務課を設置し、各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて与信判定を行っています。貸出取引において、資産の健全性の維持・向上を図るため資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については、管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については、「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については、リスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.12%上昇したものと想定した場合には、経済価値が4,237千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握した上で、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。

当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によって、当該価額が異なることもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず（3）に記載しています。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預 金	134,827,596	134,830,209	2,612
有 価 証 券	9,637,320	9,637,320	
その他有価証券	9,637,320	9,637,320	—
貸 出 金	8,631,804		
貸倒引当金(*1)	△ 145,791		
貸倒引当金控除後	8,486,012	8,950,362	464,349
資 産 計	152,950,929	153,417,891	466,962
貯 金	154,640,776	154,667,913	27,137
負 債 計	154,640,776	154,667,913	27,137

(*1)貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

○資産

①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下O I Sという）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②有価証券

債券は、取引金融機関等から提示された価格によっています。

③貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるO I Sレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートであるO I Sレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等については、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

○負債

①貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるO I Sレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

区 分	貸借対照表計上額
外 部 出 資 (*1)	6,894,296

(*1)外部出資のうち市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号2019年7月4日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

項 目	1 年 以 内	1 年 超 2 年 以 内	2 年 超 3 年 以 内	3 年 超 4 年 以 内	4 年 超 5 年 以 内	5 年 超
預 金	134,827,596	—	—	—	—	—
有 価 証 券	—	—	—	—	—	8,700,000
満期保有目的 の 債 券	—	—	—	—	—	—
その他有価証券の うち満期があるもの	—	—	—	—	—	8,700,000
貸 出 金 (*1, 2)	1,252,086	846,201	681,870	621,207	495,559	4,602,223
合 計	136,079,683	846,201	681,870	621,207	495,559	13,302,223

(*1)貸出金のうち、当座貸越 358,556 千円については「1 年以内」に含めています。

(*2)貸出金のうち、3 カ月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等 132,655 千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

項 目	1 年 以 内	1 年 超 2 年 以 内	2 年 超 3 年 以 内	3 年 超 4 年 以 内	4 年 超 5 年 以 内	5 年 超
貯 金 (*1)	146,449,476	3,037,604	4,123,330	453,539	316,298	260,527

(*1)貯金のうち、要求払貯金については「1 年以内」に含めて開示しています。

VII. 有価証券に関する注記

1 有価証券の時価及び評価差額に関する事項

有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次の通りです。

(1) その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次の通りです。

(単位：千円)

	種 類	貸 借 対 照 表 計 上 額	取得原価又は 償 却 原 価	差 額 (*)
貸借対照表計上額が取得原価 又は償却原価を超えるもの	国 債	8,470,880	7,585,476	885,403
	地方債	219,440	203,591	15,848
	小 計	8,690,320	7,789,067	901,252
貸借対照表計上額が取得原価 又は償却原価を超えないもの	国 債	947,000	997,590	△ 50,590
	小 計	947,000	997,590	△ 50,590
合 計		9,637,320	8,786,657	850,662

* 上記差額から繰延税金負債 249,286 千円を差し引いた額 601,375 千円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

VIII. 退職給付に係る注記

1 退職給付に係る注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため（一財）全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度及び全国共済農業協同組合連合会との契約による確定給付企業年金制度を採用しています。退職金共済制度の積立金は 1,234,029 千円です。

(2) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務（控除後）	883,615 千円
勤務費用	9,024 千円
利息費用	6,362 千円
数理計算上の差異の発生額	14,016 千円
退職給付の支払額	△ 68,627 千円
期末における退職給付債務（控除後）	844,390 千円

(3) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	386,490 千円
期待運用収益	4,212 千円
数理計算上の差異の発生額	△ 192 千円
年金制度への拠出金	13,494 千円
退職給付の支払額	△ 31,555 千円
期末における年金資産	372,449 千円

(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務（控除前）	2,078,420 千円
（うち特定退職共済制度）	△ 1,234,029 千円
退職給付債務（控除後）	844,390 千円
年金資産	△ 372,449 千円
未積立退職給付債務	471,940 千円
未認識過去勤務費用	90,476 千円
未認識数理計算上の差異	20,807 千円
貸借対照表計上額純額	583,225 千円
退職給付引当金	583,225 千円

(5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	9,024 千円
利息費用	6,362 千円
期待運用収益	△ 4,212 千円
数理計算上の差異の費用処理額	△ 11,671 千円
過去勤務費用の費用処理額	△ 11,428 千円
小計	△ 11,926 千円
特定退職共済制度への拠出金	78,844 千円
合計	66,917 千円

(6) 年金資産の主な内容

年金資産の合計額に対する主な分類ごとの比率は、次の通りです。

一般勘定	100%
------	------

(7) 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

(8) 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率	0.72%
長期期待運用収益率	1.09%

2 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 24,280 千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和 3 年 3 月現在における令和 14 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は、257,435 千円となっています。

IX. 税効果会計に関する注記

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

繰延税金資産	賞与引当金	19,980 千円
	退職給付引当金	161,320 千円
	貸倒引当金	38,439 千円
	雑損失	20,387 千円
	減損損失	295,822 千円
	役員退職慰労引当金	8,961 千円
	その他	44,345 千円
	繰延税金資産 小計	589,258 千円
	評価性引当額	△ 355,649 千円
	繰延税金資産 合計 (A)	233,608 千円
繰延税金負債	有形固定資産（資産除去債務）	△ 449 千円
	その他有価証券評価差額金	△ 249,286 千円
	繰延税金負債 合計 (B)	△ 249,735 千円
繰延税金負債の純額 (A) + (B)		△ 16,127 千円

2 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な要因

法定実効税率	27.66%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.35%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 4.06%
住民税均等割等	1.05%
評価性引当額の増減	3.60%
その他	△ 0.21%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	30.39%

X. 収益認識に関する注記

(収益を理解するための基礎となる情報)

「重要な会計方針に係る事項に関する注記 5. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

XI. その他の注記

1 リース取引に関する注記

リース会計基準に基づく、当事業年度末におけるリース資産の内容は、以下のとおりです。

(1) ファイナンス・リース取引（借り手側）

①所有権移転ファイナンス・リース取引

太陽光設備（中央共選）

太陽光設備（経済センター）

②所有権移転外ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

リース資産の減価償却の方法

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっています。

(2) オペレーティング・リース取引（借り手側）

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料は次のとおりです。

(単位：千円)

	1年以内	1年超	合計
未経過リース料	4,800	23,425	28,225

事業管理費の内訳

(単位：千円)

科 目	内 訳 科 目	令和 3 年度	令和 2 年度
人 件 費	役員報酬	56,081	50,860
	給料手当	1,485,322	1,501,113
	うち賞与引当金繰入額	72,237	70,858
	福利厚生費	282,421	281,494
	退職給付費用	66,917	50,952
	役員退職慰労金	6,700	6,075
	うち役員退職慰労引当金繰入額	6,700	6,075
	小 計	1,897,444	1,890,496
業 務 費	会議費	12,046	12,170
	接待交際費	1,137	1,193
	宣伝広告費	889	965
	通信費	39,586	40,246
	印刷消耗品費	22,921	27,242
	図書研修費	12,800	12,431
	業務委託費	117,586	119,561
	旅費	3,803	3,177
	小 計	210,770	216,990
諸 税 負 担 金	租税公課	70,022	76,224
	支払賦課金	30,148	28,913
	分担金	6,133	6,104
	小 計	106,305	111,242
施 設 費	減価償却費	258,946	274,878
	保守修繕費	72,724	77,749
	保険料	37,504	38,831
	水道光熱費	58,555	58,579
	賃借料	69,944	76,954
	消耗備品費	1,015	5,048
	車輛費	38,458	36,599
	施設管理費	18,001	19,224
	小 計	555,151	587,866
その他事業管理費		3,274	3,590
合 計		2,772,946	2,810,186

剰余金処分計算書

(単位：千円)

項 目	令和 3 年度	令和 2 年度
当期末処分剰余金	608,514	787,936
剰余金処分額	439,773	623,451
利益準備金	80,000	120,000
任意積立金	316,862	460,423
営農振興積立金	80,000	120,000
経営安定化対策積立金	120,000	230,000
土地減損対策積立金	36,862	10,423
共選再編積立金	80,000	100,000
事業分量配当金	—	—
出資配当金	42,910	43,027
次期繰越剰余金	168,741	164,485

注 1. 普通出資に対する配当の割合は、次のとおりです。

令和 3 年度	1.5%	令和 2 年度	1.5%
---------	------	---------	------

注 2. 次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善の事業の費用に充てるための繰越額が含まれています。

令和 3 年度	30,000 千円	令和 2 年度	30,000 千円
---------	-----------	---------	-----------

注 3. 営農振興積立金は、営農指導事業の改善発達による地域営農振興と営農指導に係る費用の一部を財務収益で確保することを目的とし、毎事業年度の剰余金（繰越欠損のある場合には、これを補填した後の金額）の 5 分の 1 に相当する金額以上の金額を基準に積み立て、出資金の 2 倍に達するまでの金額を積立目標額としています。

注 4. 経営安定化対策積立金は、将来突発的に発生する可能性のあるリスクへの備えとし、組合経営に大きな影響を及ぼす臨時的な損失若しくは支出に充てることを目的として、毎事業年度の剰余金処分により積み立てるものとし、積立金の積立目標額は 20 億円としています。

注 5. 土地減損積立金は、固定資産の減損処理に伴い発生する損失または支出のうち、土地の減損処理に充てることを目的としています。積立目標額は土地の簿価（既に減損処理を行っている土地については減損処理後の簿価）と時価（直近の固定資産税評価額）との差額とし、毎事業年度の剰余金処分により積み立てるものとしています。

注 6. 共選再編積立金は、将来の共選体制を維持するための、共選再編に向けて積み立てるものとしています。積立目標額は 10 億円とし、毎事業年度の販売事業利益（事業管理費控除後）の 3 分の 1 に相当する金額以上を基準として、毎事業年度の剰余金処分により積み立てるものとしています。

部門別損益計算書（令和３年度）

（単位：千円）

項 目	計	信用事業	共済事業	農業関連 事業	生活その他 事業	営農指導 事業	共 通 管理費等
事業収益①	9,019,001	1,115,089	698,575	5,839,770	1,359,082	6,483	
事業費用②	5,717,857	38,091	54,361	4,493,238	1,022,281	109,884	
事業総利益 ①－②③	3,301,143	1,076,997	644,214	1,346,531	336,801	△ 103,400	
事業管理費④ (うち減価償却費)⑤ (うち人件費)⑤'	2,772,946 (258,946) (1,897,444)	695,463 (19,817) (417,187)	417,887 (6,118) (342,714)	1,003,949 (179,931) (643,222)	370,845 (46,118) (256,289)	284,800 (6,960) (238,030)	
うち共通分⑥ (うち減価償却費)⑦ (うち人件費)⑦'		146,061 (5,788) (22,730)	81,417 (1,982) (18,672)	176,271 (53,676) (35,046)	71,510 (15,573) (13,963)	47,951 (2,255) (12,969)	(△ 79,277) (△ 103,382)
事業利益 ③－④⑧	528,197	381,533	226,326	342,582	△ 34,044	△ 388,201	
事業外収益⑨	218,089	60,994	32,591	76,575	28,733	19,194	
うち共通分⑩		58,467	32,591	70,560	28,625	19,194	△ 209,440
事業外費用⑪	22,666	6,674	3,452	7,474	3,032	2,033	
うち共通分⑫		6,193	3,452	7,474	3,032	2,033	△ 22,185
経常利益 ⑧＋⑨－⑪⑬	723,619	435,853	255,465	411,683	△ 8,343	△ 371,039	
特別利益⑭	－	－	－	－	－	－	
うち共通分⑮		－	－	－	－	－	－
特別損失⑯	217,705	60,651	33,808	73,638	29,694	19,911	
うち共通分⑰		60,651	33,808	73,196	29,694	19,911	217,263
税引前当期利益 ⑬＋⑭－⑯⑱	505,914	375,201	221,657	338,044	△ 38,038	△ 390,951	
営農指導事業分 配 賦 額⑲		78,190	78,190	195,475	39,095	△ 390,951	
営農指導事業 配 賦 後⑳ 税引前当期利益	505,914	297,011	143,466	142,569	△ 77,133		

注１．損益計算書の「事業収益」「事業費用」は、農業協同組合法施行規則の改正に伴い各事業相互間の内部損益を除去しているため、部門別損益計算書の「事業収益」「事業費用」とは一致していません。

配賦割合

（単位：％）

区 分	信用事業	共済事業	農業関連 事業	生活その他 事業	営農指導 事業	計
共通管理費等	27.9	15.5	33.6	13.6	9.1	99.7
営農指導事業	20.0	20.0	50.0	10.0	－	100.0

部門別の資産

（単位：千円）

項 目	計	信用事業	共済事業	農業関連 事業	生活その他 事業	営農指導 事業	共 通 管理費等
事業別の総資産	174,662,432	157,477,543	1,520,539	4,842,310	1,115,589	4,092	9,702,357
総 資 産 (共通資産配分後) (うち固定資産)	174,662,432 (7,509,050)	160,186,073 (2,096,242)	3,030,335 (1,168,492)	8,111,054 (2,529,814)	2,441,669 (1,026,307)	893,299 (688,193)	

経 営 者 確 認 書

- 1 私は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表（連結財務諸表を含む）作成に関するすべての重要な点において適正に表示されていることを確認いたしました。
- 2 当該確認を行うにあたり、財務諸表（連結財務諸表を含む）が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しました。
 - （1）業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - （2）業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - （3）重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和4年6月27日
西宇和農業協同組合
代表理事理事長 小笠原 栄治

会計監査人の監査

令和3年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

開示基準別の債権の分類・保全状況図

< 自己査定債務者区分 >

信用事業総与信		信用事業 以外の与信
貸出金	その他債権	
破綻先		
実質破綻先		
破綻懸念先		
要注意先	要管理先	
	その他要注意先	
正常先		

< 金融再生法／農協法 >

信用事業総与信		信用事業 以外の与信
貸出金	その他債権	
破産更生債権及び これらに準ずる債権		
危険債権		
要管理債権		
三月以上延滞債権		
貸出条件緩和債権		
正常債権		

●破綻先

法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者

●実質破綻先

法的・形式的な経営破綻の事実は発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しが不明瞭な状況にあると認められる等実質的に経営破綻に陥っている債務者

●破綻懸念先

現状経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者

●要管理先

要注意先の債務者のうち当該債務者の債権の全部または一部が次に掲げる要管理先債権である債務者

i 3ヶ月以上延滞債権

元金または利息に支払いが、約定支払日の翌日を起算日として3ヶ月以上延滞している貸出債権

ii 貸出条件緩和債権

経済的困難に陥った債務者の債権または支援をはかり、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出債権

●その他の要注意先

要管理先以外の要注意先に属する債務者

●正常先

業況が良好、かつ、財務内容にも特産の問題がないと認められる債務者

●破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

●危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

●要管理債権

4.「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と5.「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。

●三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

●貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

●正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

注1. 農協法施行規則の一部改正により、金融再生法開示債権と農協法施行規則による開示債権の一本化が図られました。

直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標

主要な経営指標

(単位：千円、人、%)

項 目	令和3年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度
経常収益（事業収益）	9,019,001	9,315,501	9,244,486	9,696,142	9,796,765
信用事業	1,115,089	1,182,133	1,182,595	1,290,398	1,277,364
共済事業	698,575	714,909	739,891	774,910	798,786
農業関連事業	5,839,770	6,005,628	5,718,115	5,833,107	5,826,303
その他事業	1,365,566	1,412,830	1,603,883	1,797,726	1,894,310
経常利益	723,619	789,835	585,607	608,882	565,541
当期剰余金	352,097	578,668	356,935	201,326	533,420
純資産額	12,943,556	12,813,125	12,356,186	12,219,679	11,989,953
出資金	2,915,602	2,927,448	2,929,077	2,936,986	2,968,973
利益準備金	4,039,386	3,919,386	3,839,386	3,779,386	3,669,386
再評価差額金	1,642,490	1,705,833	1,743,244	1,772,363	1,556,724
資本積立金	707	707	707	707	707
任意積立金	3,167,431	2,735,595	2,477,574	2,333,835	2,246,842
有価証券等評価差額金	601,375	771,001	856,533	1,030,660	943,232
当期末処分剰余金	608,514	787,936	552,950	413,885	649,397
処分未済持分	△ 31,952	△ 34,784	△ 43,288	△ 48,147	△ 45,311
総資産額	174,662,432	173,346,422	166,950,180	166,760,880	163,136,524
貯金残高	154,640,776	152,995,879	146,964,603	146,697,691	143,481,731
貸出金残高	8,631,804	9,154,814	9,587,156	10,088,065	9,407,992
預金残高	134,827,596	133,376,483	123,279,145	120,335,746	117,176,934
有価証券残高	9,637,320	8,862,090	11,688,210	12,939,724	12,626,066
剰余金配当金額	42,910	43,027	43,071	43,251	43,818
事業分量配当	—	—	—	—	—
出資配当額	42,910	43,027	43,071	43,251	43,818
組合員数	11,026	11,458	11,728	11,322	12,081
正組合員	5,243	5,389	5,518	5,061	5,740
准組合員	5,783	6,069	6,210	6,261	6,341
役員数	30	30	30	29	30
理事	4	4	4	3	4
経営管理委員	20	20	20	20	20
監事	6	6	6	6	6
正職員数	279	274	294	310	325
男	198	200	216	228	237
女	81	74	78	82	88
単体自己資本比率	16.75	16.22	15.80	15.37	16.35

直近の2事業年度における主要な業務の状況を示す指標

利益総括表

(単位：千円、%)

項 目	令和3年度	令和2年度	増 減
資金運用収支	1,023,834	1,038,413	△14,579
役務取引等収支	6,552	6,540	12
その他信用事業収支	46,610	75,743	△29,133
信用事業粗利益	1,076,997	1,120,697	△43,700
信用事業粗収益率	0.72	0.77	△0.05
事業粗利益	3,315,071	3,479,716	△77,445
事業粗収益率	1.93	2.08	△1.15
事業純益	542,124	669,529	△127,404
実質事業純益	542,124	669,529	△127,404
コア事業純益	542,124	633,108	△90,983
コア事業純益(投資信託解約損益を除く。)	542,124	633,108	△90,983

注1. 信用事業粗収益率＝信用事業粗収益÷信用事業資産平均残高×100

注2. 事業粗収益率＝事業粗収益÷総資産平均残高×100

資金運用収支の内訳

(単位：百万円、%)

項 目	令和3年度			令和2年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	148,601	1,051	0.70	144,250	1,069	0.74
預金	131,383	814	0.61	126,575	817	0.64
有価証券	8,147	103	1.27	8,087	105	1.30
貸出金	9,070	133	1.46	9,587	147	1.53
資金調達勘定	151,733	27	0.01	148,184	31	0.02
貯金・定期積金	151,731	27	0.01	148,178	31	0.02
借入金	1	0	1.88	5	0	2.06
総資金利鞘	—	—	0.33	—	—	0.35

注1. 総資金利鞘＝資金運用利回り－資金調達原価（資金調達利回り＋経費率）

受取・支払利息の増減額

(単位：千円)

項 目	令和3年度増減額	令和2年度増減額
受取利息	△ 18,360	△ 26,095
うち貸出金	△ 14,176	△ 7,276
商品有価証券	—	—
有価証券	△ 1,299	△ 36,682
コールローン	—	—
買入手形	—	—
預金	△ 2,884	17,863
支払利息	△ 3,781	△ 17,928
うち貯金	△ 3,695	△ 17,757
譲渡性貯金	—	—
借入金	△ 85	△ 170
差 引	△ 14,579	△ 8,167

注1. 増減額は前年度対比です。

利益率

(単位：%)

項 目	令和3年度	令和2年度	増減
総資産経常利益率	0.41	0.45	△ 0.04
資本経常利益率	5.57	6.14	△ 0.57
総資産当期純利益率	0.20	0.34	△ 0.14
資本当期純利益率	2.71	4.50	△ 1.79

注1. 総資産経常利益率＝経常利益÷総資産×100

注2. 資本経常利益率＝経常利益÷資本勘定平均残高×100

注3. 総資産当期純利益率＝当期純利益÷総資産平均残高×100

注4. 資本当期純利益率＝当期純利益÷資本勘定平均残高×100

貯金に関する指標

【科目別貯金残高】

(単位：千円、%)

種 類	令和 3 年度		令和 2 年度		増 減
	金 額	構成比	金 額	構成比	
流動性貯金	59,112,191	38.22	55,805,716	36.47	3,306,475
当座貯金	370,180		364,227		5,952
普通貯金	58,266,138		54,969,733		3,296,405
貯蓄貯金	451,443		463,621		△ 12,177
通知貯金	—		—		—
別段貯金	23,616		8,133		15,483
その他貯金	811		—		811
定期性貯金	95,528,584	61.77	97,190,163	63.52	△ 1,661,578
定期貯金	92,129,446		93,640,419		△ 1,510,972
定期積金	3,399,137		3,549,743		△ 150,605
譲渡性貯金	—		—		—
合 計	154,640,776	100.00	152,995,879	100.00	1,644,896
組合員貯金	134,972,589	87.28	119,411,374	78.04	15,561,215
うち同一世帯に属するもの	56,833,999		56,218,831		615,168
うちその他非営利法人	587,689		594,028		△ 6,339
うち地方公共団体	12,101,773		12,608,268		△ 506,495
組合員以外の貯金	19,668,186	12.71	33,584,505	21.95	△ 13,916,319

【科目別貯金平均残高】

(単位：千円、%)

種 類	令和 3 年度		令和 2 年度		増 減
	金 額	構成比	金 額	構成比	
流動性貯金	54,509,069	35.92	50,148,830	33.84	4,360,239
定期性貯金	97,203,652	64.07	98,029,402	66.15	△ 825,749
小 計	151,712,722		148,178,233		3,534,489
譲渡性貯金	—		—		—
合 計	151,712,722	100.00	148,178,233	100.00	3,534,489

【定期貯金残高】

(単位：千円、%)

種 類	令和 3 年度		令和 2 年度		増 減
	金 額	構成比	金 額	構成比	
定期貯金	92,129,446	100.00	93,640,419	100.00	△ 1,510,972
うち固定自由金利定期	92,118,002	99.98	93,628,487	99.98	△ 1,510,484
変動自由金利定期	11,444	0.01	11,932	0.01	△ 488

注 1. 固定自由金利定期とは、預入時に満期日までの利率が確定する自由金利定期貯金です。

注 2. 変動自由金利定期とは、預入期間中の市場金利に応じて金利が変動する自由金利定期貯金です。

貸出金に関する指標

【科目別貸出金残高】

(単位：千円、%)

種 類	令和 3 年度		令和 2 年度		増 減
	金 額	構成比	金 額	構成比	
手形貸付金	—	—	—	—	—
証書貸付金	8,273,248	95.84	8,731,502	95.37	△ 458,254
当座貸越	358,556	4.15	423,311	4.62	△ 64,755
割引手形	—	—	—	—	—
合 計	8,631,804	100.00	9,154,814	100.00	△ 523,009
組合員貸出金	5,977,644	69.25	6,167,397	67.36	△ 189,752
うち同一世帯に属するもの	51,583		57,178		△ 5,595
組合員以外の貸出金	2,654,159	30.74	2,987,417	32.63	△ 333,257
地方公共団体	1,049,209		1,269,422		△ 220,213
その他員外	604,950		717,994		△ 113,043

【科目別貸出金平均残高】

(単位：千円、%)

種 類	令和 3 年度		令和 2 年度		増 減
	金 額	構成比	金 額	構成比	
手形貸付金	—	—	0	0.00	0
証書貸付金	8,615,484	94.98	9,062,374	94.52	△ 446,889
当座貸越	454,615	5.01	525,197	5.47	△ 70,581
割引手形	—	—	—	—	—
合 計	9,070,100	100.00	9,587,571	100.00	△ 517,471

【貸出金の金利条件別内訳残高】

(単位：千円、%)

種 類	令和 3 年度		令和 2 年度		増 減
	金 額	構成比	金 額	構成比	
固定金利貸出	8,001,110	92.69	8,401,155	91.76	△ 400,045
変動金利貸出	630,694	7.30	753,659	8.23	△ 122,965
合 計	8,631,804	100.00	9,154,814	100.00	△ 523,010

注 1. 固定金利貸出とは、貸付時に償還日までの利率が確定する貸出金です。

注 2. 変動金利貸出とは、貸付期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する貸出金です。

【貸出金の担保別内訳残高】

(単位：千円)

項 目	令和 3 年度	令和 2 年度	増 減
担 保	810,095	914,522	△ 104,427
当組合貯金・積金	249,575	276,773	△ 27,198
有価証券	—	—	—
動産	—	—	—
不動産	—	—	—
その他	560,520	637,749	△ 77,229
保 証	5,224,387	5,274,085	△ 49,698
農業信用基金協会	4,989,486	5,022,985	△ 33,498
その他	234,901	251,100	△ 16,199
信 用	2,597,321	2,966,207	△ 368,886
合 計	8,631,804	9,154,814	△ 523,010

【貸出金の業種別残高】

(単位：千円、%)

種 類	令和 3 年度		令和 2 年度		増 減
	金 額	構成比	金 額	構成比	
農業	2,117,139	24.52	2,090,139	22.83	27,000
林業	—	—	—	—	—
水産業	115,500	1.33	126,372	1.38	△ 10,872
製造業	202,233	2.34	174,690	1.90	27,543
鉱業	—	—	—	—	—
建設業	587,563	6.80	615,984	6.72	△ 28,421
電器・ガス・水道業	120,498	1.39	125,608	1.37	△ 5,110
運輸・通信業	144,958	1.67	157,818	1.72	△ 12,860
卸売・小売業・飲食店	108,693	1.25	142,276	1.55	△ 33,583
金融・保険業	1,037,065	12.01	1,030,847	11.26	6,218
不動産業	89,451	1.03	101,647	1.11	△ 12,196
サービス業	1,287,779	14.91	1,369,895	14.96	△ 82,116
地方公共団体	1,049,209	12.15	1,269,423	13.86	△ 220,214
その他	1,771,710	20.52	1,950,115	21.30	△ 178,405
合 計	8,631,804	100.00	9,154,814	100.00	△ 523,010

【貯貸率・貯証率】

(単位：%)

種 類		令和 3 年度	令和 2 年度	増 減
貯貸率	期 末	5.58	5.98	△ 0.40
	期中平残	5.97	6.47	△ 0.49
貯証率	期 末	6.23	5.79	0.43
	期中平残	5.36	5.45	△ 0.08

注 1. 貯貸率とは、貸出金の貯金に対する比率をいいます。

注 2. 貯証率とは、有価証券の貯金に対する比率をいいます。

【貸出金の使途別内訳残高】

(単位：千円、%)

種 類	令和 3 年度		令和 2 年度		増 減
	金 額	構成比	金 額	構成比	
設備資金	4,832,912	55.98	4,968,477	54.27	△ 135,565
運転資金	3,798,892	44.01	4,186,337	45.72	△ 387,445
合 計	8,631,804	100.00	9,154,814	100.00	△ 523,010

【債務保証見返額の担保別内訳残高】

該当する取引はありません。

【営農類型別の貸出金残高】

(単位：千円)

種 類	令和 3 年度	令和 2 年度	増 減
穀作	—	—	—
野菜・園芸	—	—	—
果樹・樹園農業	660,521	648,357	12,164
工芸作物	—	—	—
養豚・肉牛・酪農	3,087	3,047	40
養鶏・養卵	—	—	—
養蚕	—	—	—
その他農業	182,692	182,025	667
農業関連団体等	—	—	—
合 計	846,300	833,430	12,870

注 1. 農業関係の貸出金とは、農業者・農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係する事業に必要な資金等が該当します。なお、前記貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。

注 2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置付けられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。

注 3. 「農業関連団体等」には、JA や全農(経済連)とその子会社等が含まれています。

【資金種類別の貸出金残高】

(単位：千円)

種 類	令和 3 年度	令和 2 年度	増 減
プロパー資金	650,242	672,648	△ 22,406
農業制度資金	196,058	160,782	35,276
農業近代化資金	183,172	146,043	37,129
その他制度資金	12,886	14,739	△ 1,853
合 計	846,300	833,430	12,870

注 1. プロパー資金とは、当組合原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものを言います。

注 2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの

②地方公共団体が利子補給等を行う事で J A が低利で融資するもの

③日本政策金融公庫が直接融資するもの

があり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。

注 3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金(スーパー S 資金)や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

【農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況】

(単位：千円)

債 権 区 分		債権額	保 全 額			
			担保	保証	引当	合計
破 産 更 生 債 権 及 び これらに準ずる債権	令和 3 年度	206,065	50,341	39,513	116,211	206,065
	令和 2 年度	261,460	88,890	17,659	154,911	261,460
危 険 債 権	令和 3 年度	52,670	39,430	2,106	11,134	52,670
	令和 2 年度	25,364	23,696	1,608	60	25,364
要 管 理 債 権	令和 3 年度	—	—	—	—	—
	令和 2 年度	—	—	—	—	—
三月以上延滞債権	令和 3 年度	—	—	—	—	—
	令和 2 年度	—	—	—	—	—
貸出件緩和債権	令和 3 年度	—	—	—	—	—
	令和 2 年度	—	—	—	—	—
小 計	令和 3 年度	258,735	89,771	41,619	127,345	258,735
	令和 2 年度	286,824	112,586	19,267	154,971	286,824
正 常 債 権	令和 3 年度	8,379,951				
	令和 2 年度	8,875,288				
合 計	令和 3 年度	8,638,686				
	令和 2 年度	9,162,112				

注 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

注 2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

注 3. 要管理債権

4. 「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と 5. 「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。

注 4. 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

注 5. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

注 6. 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

【元本補てん契約のある信託に係る貸出金のリスク管理債権の状況】

該当する取引はありません。

内国為替取扱実績

(単位：千件、千円)

種 類		令和 3 年度		令和 2 年度	
		仕 向	被仕向	仕 向	被仕向
送金・振込為替	件 数	52	162	56	170
	金 額	25,290,409	44,002,766	26,526,961	47,804,506
代金取立為替	件 数	0	0	0	0
	金 額	21,665	403	39,095	6,307
雑 為 替	件 数	1	1	1	1
	金 額	7,291,389	302,763	4,274,183	376,055
合 計	件 数	54	166	59	173
	金 額	32,603,555	44,305,933	30,840,240	48,186,869

有価証券に関する指標

【種類別有価証券残高】

(単位：千円)

種 類	令和 3 年度	令和 2 年度	増 減
国 債	9,417,880	8,638,510	779,370
地方債	219,440	223,580	△ 4,140
金融債	—	—	—
合 計	9,637,320	8,862,090	775,230

【種類別有価証券平均残高】

(単位：千円)

種 類	令和 3 年度	令和 2 年度	増 減
国 債	7,941,182	7,880,555	60,627
地方債	203,857	204,123	△ 266
金融債	—	—	—
合 計	8,145,039	8,084,678	60,361

【商品有価証券種類別平均残高】

該当する取引はありません。

【有価証券残存期間別残高】

(単位：千円)

種 類	1 年以下	1～3 年	3～5 年	5～7 年	7～10 年	10 年超	期間の 定めなし	合 計
令和 3 年度								
国 債	—	—	—	—	—	9,417,880	—	9,417,880
地方債	—	—	—	—	—	219,440	—	219,440
金融債	—	—	—	—	—	—	—	0
合 計	—	—	—	—	—	9,637,320	—	9,637,320
令和 2 年度								
国 債	—	—	—	—	—	8,638,510	—	8,638,510
地方債	—	—	—	—	—	223,580	—	223,580
金融債	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	—	—	—	—	—	8,862,090	—	8,862,090

【有価証券の時価情報】

(単位：千円)

	種 類	令和 3 年度			令和 2 年度		
		貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えるもの	国 債	8,470,880	7,585,476	885,403	8,638,510	7,592,431	1,046,078
	地方債	219,440	203,591	15,848	223,580	203,857	19,722
	小 計	8,690,320	7,789,067	901,252	8,862,090	7,796,288	1,065,801
貸借対照表計上額が取得原価又は償却原価を超えないもの	国 債	947,000	997,590	△ 50,590	—	—	—
	小 計	947,000	997,590	△ 50,590	—	—	—
合 計		9,637,320	8,786,657	850,662	8,862,090	7,796,288	1,065,801

【デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引】

該当する取引はありません。

共済事業

【長期共済保有高】

(単位：万円)

種 類	令和 3 年度		令和 2 年度	
	新契約高	保有契約高	新契約高	保有契約高
生命総合共済	296,695	17,949,599	352,741	19,255,990
終身共済	186,590	14,090,499	245,366	14,965,655
定期生命共済	43,100	162,910	41,250	135,510
養老生命共済	46,480	3,174,595	54,926	3,614,097
うちこども共済	25,430	1,013,560	31,460	1,068,750
医療共済	2,200	294,085	1,500	314,375
がん共済	—	39,800	—	41,350
定期医療共済	—	44,280	—	47,540
介護共済	18,325	127,428	9,698	112,862
年金共済	—	16,000	—	24,600
建物更生共済	1,088,277	15,258,720	1,527,188	15,511,272
合 計	1,384,972	33,208,319	1,879,929	34,767,262

注 1. 金額は保障金額(がん共済はがん死亡共済金額、医療共済及び定期医療共済は死亡給付金額(付加された定期特約金額等を含む)、年金共済は付加された定期特約金額)で表示しています。

注 2. こども共済は養老生命共済の内書で表示しています。

注 3. J A 共済は、J A、全国共済連でそれぞれ機能分担しており、組合員・利用者の皆様に密着した生活総合保障活動を行っております。共済契約は、J A と J A 共済連が共同でお引き受けをしております。

【医療系共済の入院共済金額保有高】

(単位：万円)

種 類	令和 3 年度		令和 2 年度	
	新契約高	保有契約高	新契約高	保有契約高
医療共済	3	6,340	267	7,042
がん共済	50	1,894	75	1,913
定期医療共済	—	172	—	188
合 計	54	8,407	342	9,143

注 1. 金額は入院共済金額を表示しています。

【介護共済・生活障害共済・特定重度疾病共済の共済金額保有高】

(単位：万円)

種 類	令和 3 年度		令和 2 年度	
	新契約高	保有契約高	新契約高	保有契約高
介護共済	29,649	218,321	15,214	201,167
生活障害共済（一時金型）	128,770	343,840	180,220	250,220
生活障害共済(定期年金型)	2,710	6,756	1,836	4,576
特定重度疾病共済	73,990	225,780	160,600	159,230

注 1. 金額は、介護共済は介護共済金額、生活障害共済は生活障害共済金額又は生活障害年金額、特定重度疾病共済は特定重度疾病共済金額を表示しています。

【年金共済の年金保有高】

(単位：万円)

種 類	令和 3 年度		令和 2 年度	
	新契約高	保有契約高	新契約高	保有契約高
年金開始前	19,217	230,283	29,646	246,241
年金開始後	—	143,596	—	143,002
合 計	19,217	373,879	29,646	389,244

注 1. 金額は、年金金額（利率変動型年金にあっては、最低保証年金額）を表示しています。

【短期共済新契約高】

(単位：件、万円)

種 類	令和 3 年度		令和 2 年度	
	件 数	掛 金 額	件 数	掛 金 額
火災共済	1,465	1,205	1,454	1,193
自動車共済	15,036	58,676	15,140	59,227
傷害共済	15,102	3,982	15,183	4,030
賠償責任共済	471	82	549	96
定額定期生命共済	1	2	1	2
自賠責共済	7,774	13,683	7,749	14,392
合 計	39,849	77,632	40,076	78,942

その他事業

【買取購買品取扱実績】

(単位：千円)

項 目	令和 3 年度		令和 2 年度	
	供給原価	供 給 高	供給原価	供 給 高
生 産 資 材	3,532,170	3,865,821	3,665,880	4,023,258
肥料	547,272	606,929	519,955	577,504
農薬	1,199,244	1,280,924	1,197,658	1,285,175
飼料	1,784	1,851	4,497	4,622
農業機械	301,288	356,200	378,426	444,818
自動車	255,367	255,367	329,049	329,049
燃料	829,149	906,813	666,127	750,348
その他	398,064	457,735	570,164	631,738
生 活 資 材	673,028	1,293,172	685,508	906,210
食料品	286,700	351,311	309,727	378,474
衣料品	10,961	13,656	12,417	15,356
耐久消費財	97,915	106,583	84,344	92,646
日用保健雑貨	86,368	99,777	88,031	101,992
家庭燃料	162,685	255,156	160,346	278,981
その他	28,381	36,301	30,640	38,760
合 計	4,205,199	4,728,608	4,351,389	4,929,468

【販売品販売高実績】

(単位：千円)

項 目	令和 3 年度		令和 2 年度	
	取 扱 高	取 扱 量	取 扱 高	取 扱 量
米	—	—	—	—
野 菜	—	—	—	—
果 実	16,259,695	55,611 t	15,349,985	52,723 t
畜 産 物	—	—	6,673	7 頭
そ の 他	164	—	1,257	—
合 計	16,259,859	—	15,357,916	—

【指導事業収支実績】

(単位：千円)

項 目	令和 3 年度	令和 2 年度
収 入	6,483	5,935
指導補助金	1,970	793
指導雑収入	4,513	5,142
支 出	109,884	108,345
営農改善費	305	416
生活文化改善費	7,666	5,022
組織育成費	16,310	14,906
教育情報費	389	1,082
農業振興費	22,322	23,484
青果指導費	61,781	62,497
農畜産指導費	53	128
その他指導費	1,057	806

自己資本の充実の状況

●自己資本の構成に関する事項

(単位：千円、%)

項 目	令和3年度		令和2年度末	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
コア資本にかかる基礎項目				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	10,656,779		10,293,263	
うち、出資金及び資本準備金の額	2,916,309		2,928,155	
うち、再評価積立金の額	—		—	
うち、利益剰余金の額	7,815,332		7,442,918	
うち、外部流出予定額(△)	42,910		43,027	
うち、上記以外に該当するものの額	△ 31,952		△ 34,784	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	18,919		22,658	
うち、一般貸倒引当金及び相互援助積立金コア資本算入額	18,919		22,658	
うち、適格引当金コア資本算入額	—		—	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
うち、回転出資金の額	—		—	
うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
公的機関による資本の増強に関する措置を講じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	215,216		334,646	
コア資本にかかる基礎項目の額 (イ)	10,890,915		10,650,567	
コア資本にかかる調整項目				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	28,311	—	41,446	—
うち、のれんに係るものの額	—	—	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	28,311	—	41,446	—
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	233,608	—	250,806	—
適格引当金不足額	—	—	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	—	—
退職給付に係る資産の額	—	—	—	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	261,920		292,252	
自己資本				
自己資本の額((イ)－(ロ)) (ハ)	10,628,995		10,358,314	
リスク・アセット等				
信用リスク・アセットの額の合計額	57,710,283		58,118,136	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	2,391,296		2,478,859	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—		—	
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	2,391,296		2,478,859	
うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	5,713,182		5,705,550	
信用リスク・アセット調整額	—		—	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—		—	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	63,423,466		63,823,687	
単体自己資本比率				
単体自己資本比率((ハ)／(ニ))	16.75		16.22	

注1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。
 注2. 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。
 注3. 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

●自己資本の充実度に関する事項

①信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：千円)

項 目	令和3年度			令和2年度		
	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 $b = a \times 4\%$	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 $b = a \times 4\%$
現金	504,274	—	—	424,395	—	—
我が国の中央政府 及び中央銀行向け	8,607,541	—	—	7,615,832	—	—
外国の中央政府 及び中央銀行向け	6,793	—	—	11,342	—	—
国際決済銀行向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	1,252,968	—	—	1,473,485	—	—
外国の中央政府等以外の 公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融 商品取引業者向け	135,829,345	27,165,869	1,086,634	134,378,805	26,875,761	1,075,030
法人等向け	297,066	292,030	11,681	334,992	334,965	13,398
中小企業等向け及び個人向け	519,202	225,188	9,007	744,637	349,380	13,975
抵当権付住宅ローン	69,178	24,097	963	—	—	—
不動産取得等事業向け	231,504	231,504	9,260	255,645	255,645	10,225
三月以上延滞等	36,428	33,329	1,333	56,116	41,433	1,657
取立未済手形	8,213	1,642	65	—	—	—
信用保証協会等保証付	4,995,374	484,684	19,387	5,031,389	488,147	19,525
株式会社地域経済活性化 支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
共済約款貸付	—	—	—	—	—	—
出資等	1,651,931	1,651,931	66,077	1,673,891	1,673,891	66,955
（うち出資等のエクスポージャー）	1,651,931	1,651,931	66,077	1,673,891	1,673,891	66,955
（うち重要な出資等のエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
上記以外	17,401,257	25,208,709	1,008,348	17,795,638	25,620,052	1,024,802
（うち他の金融機関等の対象資本 等調達手段のうち対象普通出資 等及びその他外部 TLAC 関連調 達手段に該当するもの以外のも のに係るエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
（うち農林中央金庫又は農業協 同組合連合会の対象資本調達 手段に係るエクスポージャー）	5,242,365	13,105,912	524,236	5,242,365	13,105,912	524,236
（うち特定項目のうち調整項目 に算入されない部分に係るエ クスポージャー）	—	—	—	—	—	—
（うち総株主等の議決権の百分 の十を超える議決権を保有し ている他の金融機関等に係る その他外部 TLAC 関連調達手 段に関するエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
（うち総株主等の議決権の百分 の十を超える議決権を保有し ていない他の金融機関等に係 るその他外部 TLAC 関連調達 手段に係る5%基準額を上回る 部分に係るエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
（うち上記以外のエクスポージャー）	12,158,892	12,102,796	484,111	12,553,273	12,514,139	500,565

証券化	—	—	—	—	—	—
（うち STC 要件適用分）	—	—	—	—	—	—
（うち非 STC 要件適用分）	—	—	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—	—	—	—
（うちルックスルー方式）	—	—	—	—	—	—
（うちマンドート方式）	—	—	—	—	—	—
（うち蓋然性方式 250%）	—	—	—	—	—	—
（うち蓋然性方式 400%）	—	—	—	—	—	—
（うちフォールバック方式）	—	—	—	—	—	—
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	2,653,216	2,391,296	95,651	2,771,111	2,478,859	99,154
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（△）	—	—	—	—	—	—
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	175,724,442	59,362,214	2,374,488	172,567,283	58,118,136	2,324,725
CVA リスク相当額 ÷ 8%	—	—	—	—	—	—
中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—	—	—
合計（信用リスク・アセットの額）	175,724,442	59,362,214	2,374,488	172,567,283	58,118,136	2,324,725
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額＜基礎的手法＞	オペレーショナル・リスク相当額を 8% で除して得た額		所要自己資本額	オペレーショナル・リスク相当額を 8% で除して得た額		所要自己資本額
	a		b = a × 4%	a		b = a × 4%
	5,713,182		228,527	5,705,550		228,222
所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母)計		所要自己資本額	リスク・アセット等(分母)計		所要自己資本額
	a		b = a × 4%	a		b = a × 4%
	63,423,466		2,536,938	63,823,687		2,552,947

注 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。

注 2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことを言い、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。

注 3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から 3 ヶ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが 150% になったエクスポージャーのことです。

注 4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。

注 5. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。

注 6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目に係る経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。

注 7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。

注 8. 当 J A では、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

$$\frac{(\text{粗利益（正の値の場合に限る）} \times 15\%) \text{ の直近 3 年間の合計額}}{\text{直近 3 年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

●信用リスクに関する事項

①標準的手法に関する事項

当 J A では、自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

（ア）リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター (R&I)
株式会社日本格付研究所 (JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
S & P グローバル・レーティング (S&P)
フィッチレーティングスリミテッド (Fitch)

注1. 「リスク・ウエイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(イ) リスク・ウエイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリーリスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリーリスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー (長期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー (短期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

②信用リスクに関するエクスポージャー（地域別・業種別・残存期間別）及び
三月以上延滞エクスポージャーの期末残高 (単位：百万円)

項 目	令和3年度					令和2年度				
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高				三月以上 延滞エク スポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高				三月以上 延滞エク スポージャー
	うち 貸出金等	うち 債券	うち店頭 デリバティブ			うち 貸出金等	うち 債券	うち店頭 デリバティブ		
国 内	171,560	8,434	8,811	—	116	169,986	8,929	9,355	—	199
地域別残高計	171,560	8,434	8,811	—	116	169,986	8,929	9,355	—	199
法 人	農業	34	22	—	—	36	23	—	—	11
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	0	—	—	—	0
	製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	306	306	—	21	349	349	—	—	33
	電気・ガス・熱供給・水道業	5	5	—	—	5	5	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	135,837	1,000	—	—	134,378	1,000	—	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	12	12	—	—	6	4	—	—	—
	日本国政府・地方公共団体	9,860	1,049	8,811	—	9,089	1,269	7,819	—	—
	その他	564	448	—	—	662	486	—	—	37
個 人	5,961	5,587	—	—	95	6,202	5,788	—	—	116
その他	18,977	0	—	—	—	19,256	—	1,535	—	—
業種別残高計	171,560	8,434	8,811	—	116	169,986	8,929	9,355	—	199
残存期間別残高計	1年以下	135,050	108	—	—	133,620	126	9,355	—	—
	1年超3年以下	627	617	—	—	650	596	—	—	—
	3年超5年以下	744	744	—	—	977	977	—	—	—
	5年超7年以下	1,131	1,131	—	—	848	848	—	—	—
	7年超10年以下	968	968	—	—	1,196	1,196	—	—	—
	10年超	32,489	4,701	8,811	—	32,057	4,981	9,355	—	—
	期限の定めのないもの	549	162	—	—	634	202	—	—	—
残存期間別残高計	171,560	8,434	8,811	—	—	169,986	8,929	9,355	—	—

- 注1. 国外に対するエクスポージャーはありません。
- 注2. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
- 注3. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間及び融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことを言います。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
- 注4. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものを言います。
- 注5. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞しているエクスポージャーを言います。
- 注6. 「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。

③貸倒引当金の残高及び期中増減額

(単位：百万円)

項 目	令和3年度					令和2年度				
	期首 残高	期中 増加	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加	期中減少額		期末 残高
			目的 使用	その他				目的 使用	その他	
一般貸倒引当金	22	18	—	22	18	27	22	—	27	22
個別貸倒引当金	189	149	—	189	149	256	189	36	220	189

④業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

項 目		令和3年度						令和2年度					
		期首 残高	期中 増加	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却	期首 残高	期中 増加	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却
				目的 使用	その他					目的 使用	その他		
	国 内	189	149	—	189	149	—	256	189	36	220	189	2
	国 外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地域別 計		189	149	—	189	149	—	256	189	36	220	189	2
法人	農業	10	10	—	10	10	—	3	10	3	—	10	0
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	0	—	—	0	—	—
	製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	33	19	—	33	19	—	40	33	—	40	33	—
	電気・ガス・ 熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・ 飲食・サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	その他	15	—	—	15	—	—	0	15	—	0	15	—
個 人		129	119	—	129	119	2	211	129	32	179	129	2
業種別 計		189	149	—	189	149	2	256	189	36	220	189	2

⑤信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト 1250%を適用する残高

(単位：千円)

項 目		令和 3 年度			令和 2 年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高	リスク・ウェイト 0%	—	10,371,577	10,371,577	—	9,525,055	9,525,055
	リスク・ウェイト 2%	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウェイト 4%	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウェイト 10%	—	4,995,374	4,995,374	—	5,031,389	5,031,389
	リスク・ウェイト 20%	—	135,837,558	135,837,558	—	134,378,805	134,378,805
	リスク・ウェイト 35%	—	69,178	69,178	—	—	—
	リスク・ウェイト 50%	—	84,952	84,952	—	134,210	134,210
	リスク・ウェイト 75%	—	519,202	519,202	—	744,637	744,637
	リスク・ウェイト 100%	—	16,810,740	16,810,740	—	17,366,974	17,366,974
	リスク・ウェイト 150%	—	10,585	10,585	—	15,237	15,237
	リスク・ウェイト 200%						
	リスク・ウェイト 250%	—	5,242,365	5,242,365	—	5,242,365	5,242,365
	その他	—	261,920	261,920	—	292,252	292,252
リスク・ウェイト 1250%		—	—	—	—	—	—
合 計		—	174,203,455	174,203,455	—	172,730,926	172,730,926

注 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。

注 2. 「格付あり」には、エクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。
なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。

注 3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。

注 4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト 1250%を適用したエクスポージャーがあります。

●信用リスク削減手法に関する事項

①信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

- 「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当 J A では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

- 適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当 J A では、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

- 保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行及び金融機関又は、証券会社、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付けがA－またはA3以上で、算定基準日に長期格付けがBBB－またはBaa3以上の格付けを付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

- 貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視及び管理されていること、の条件を全て満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

②信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：千円)

区 分	令和3年度		令和2年度	
	適格金融 資産担保	保証	適格金融 資産担保	保証
地方公共団体金融機構向け	－	－	－	－
わが国の政府関係機関向け	－	－	－	－
地方三公社向け	－	－	－	－
金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け	－	－	－	－
法人等向け	5,009	－	－	－
中小企業等向け及び個人向け	1,720	－	52	－
抵当権住宅ローン	－	－	－	－
不動産取得等事業向け	－	－	－	－
三月以上延滞等	－	－	－	－
証券化	－	－	－	－
中央清算機関関連	－	－	－	－
上記以外	2,000	－	－	－
合 計	8,729	－	52	－

注1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。

注2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

注3. 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造にある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。

注4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。

注5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

●派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

●証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

●出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

●リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

●金融リスクに関する事項

①金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当ＪＡでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針および手続については以下のとおりです。

○リスク管理の方針および手続の概要

- ・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当ＪＡでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク(IRRBB)については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

- ・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

当ＪＡは、リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

- ・金利リスク計測の頻度

毎月末を基準日として、月次でIRRBBを計測しています。

○金利リスクの算定手法の概要

当ＪＡでは、経済価値ベースの金利リスク量(ΔEVE)については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の３シナリオによる金利ショック(通貨ごとに異なるショック幅)を適用しております。

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は0.003年です。

- ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

- ・流動性貯金への満期の割り当て方法(コア貯金モデル等)およびその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

- ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。

- ・複数の通貨の集計方法およびその前提

通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。

- ・スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか)

一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。

- ・内部モデルの使用等、 Δ EVE および Δ NII に重大な影響を及ぼすその他の前提

内部モデルは使用していません。

- ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

該当ありません。

○ Δ EVE および Δ NII 以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

- ・金利ショックに関する説明

リスク資本配賦管理として VaR で計測する市場リスク量を算定しています。

- ・金利リスク計測の前提およびその意味(特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE および Δ NII と大きく異なる点)

特段ありません。

②金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB 1：金利リスク					
項番		Δ EVE		Δ NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	1,254	1,121	349	319
2	下方パラレルシフト	0	0	2	3
3	スティーブ化	1,168	1,035		
4	フラット化	0	0		
5	短期金利上昇	83	86		
6	短期金利低下	0	0		
7	最大値	1,254	1,121	349	319
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	10,628		10,358	

自己資本比率の算定に関する用語解説一覧

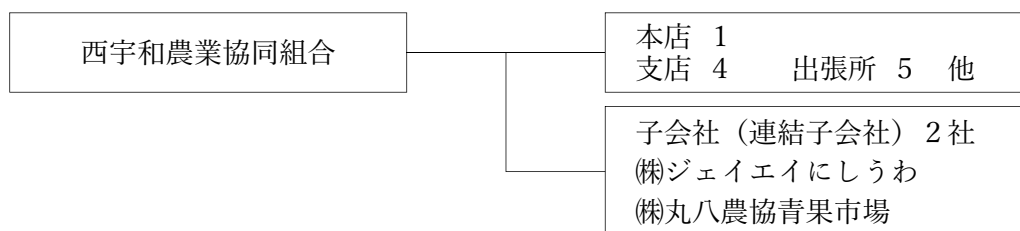
用 語	内 容
自己資本比率	自己資本の額をリスク・アセット等の総額（信用リスク・アセット額及びオペレーショナル・リスク相当額）で除して得た額。国内基準を採用する金融機関では４％以上が必要とされていますが、ＪＡバンクでは自主的な取り決めにより８％以上が必要とされています。
基本的項目（Tier I）	自己資本比率を算出する際の概念のひとつで、自己資本の中心となるものであり、出資金や資本準備金、利益準備金などが該当します。
補完的項目（Tier II）	自己資本比率を算出する際の概念のひとつで、自己資本のうち基本的項目を補完するものであり、一般貸倒引当金や負債性資本調達手段などが該当します。
控除項目	自己資本比率を算出する際の概念のひとつで、自己資本から除くものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額や証券化エクスポージャーの一部などが該当します。
エクスポージャー	リスクを有する資産並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引（以下「資産等」といいます。）の与信相当額のことです。
リスク・ウェイト	リスクを有する資産等を保有するために必要な自己資本額を算出するためのリスクの大きさに応じた掛目のことです。
信用リスク・アセット額	エクスポージャー（リスクを有する資産等）に対して、信用リスク削減手法を適用後、対応するリスクの大きさに応じた掛目（リスク・ウェイト）を乗じて算出したものです。
所要自己資本額	リスクを有する資産等を保有するのに必要となる自己資本の額のことです。国内基準では各リスク・アセットに４％を乗じた額となります。
オペレーショナル・リスク（相当額）	金融機関の業務において不適切な処理等により生じるリスクのことを指し、不適切な事務処理により生じる事務リスクやシステムの誤作動により生じるシステムリスクなどが該当します。なお、自己資本比率の算出にあたっては、一定の手法によりオペレーショナル・リスクを数値化した額をオペレーショナル・リスク相当額として分母に加算します。
基礎的手法	新ＢＩＳ規制においてオペレーショナル・リスク相当額を算出する最も簡易な手法です。２年間の粗利益に０．１５を乗じた額の直近三年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。１年間の粗利益は、事業総利益から信用事業に係るその他経常収益、信用事業以外の事業にかかるその他の収益、国債等債券売却益・償還益、補助金受入額を控除し、信用事業に係るその他経常費用、信用事業以外の事業にかかるその他の費用、国債等債権売却損・償還損・償却、役務取引等費用及び金銭の信託運用見合費用を加算して算出しています。
抵当権付住宅ローン	住宅ローンのうち、抵当権が第１順位かつ担保評価額が十分であるもののことです。
コミットメント	契約した期間・融資枠の範囲内で、お客さまのご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。
証券化エクスポージャー	証券化とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引のことであり、証券化エクスポージャーとは証券化に伴い第三者に移転する資産のことです。

用 語	内 容
店頭デリバティブ	株式や金利、為替などの通常の取引から派生した比較的小さな金額で仮想的に大きな原資産を取引する金融商品取引のうち、金融機関や証券会社の店頭で相対で行われる取引のことです。
クレジット・デリバティブ	信用リスクをヘッジ（回避・低減）するために、債務者である会社等の信用力を指標に将来受け渡す損益を決める取引です。
カレント・エクスポージャー方式	派生商品取引及び長期決済期間取引を直評価することにより算出する再構築コスト（同一の取引を取引の相手方において取引の継続的履行が不可能となったような場合に、同一の取引を市場で再構成する場合に必要なコスト）に当該取引の想定元本（取引にかかる利息等を計算するための名目の元本）に取引内容や期間に応じた一定の掛目を乗じて算出される金額を加算することで与信相当額を算出する方法のことです。
プロテクションの購入及び提供	プロテクションの購入とは、クレジット・デリバティブ取引において信用リスクをヘッジ（回避・低減）するための取引をいい、プロテクションの提供とは、保証を与える取引を指します。
信用リスク削減手法	金融機関が保有している信用リスクを軽減する措置であり、新B I S規制では、貯金や有価証券など一定の要件を満たす担保や保証がある場合には、担保や保証人のリスク・ウェイトに置き換えることができます。
想定元本	投資元本がない金融派生商品において、金利計算等を行うための名目上の元本のことです。
再構築コスト	同一の取引を市場で再度構築するのに必要となるコスト（ただし0を下回らない）をいいます。
派生商品取引	有価証券取引等から派生し、原資産の価格によりその価格が決定される商品のことであり、先物、オプション、スワップ取引等が該当します。
オリジネーター	証券化の対象となる原資産をもともと所有している立場にあることを指します。
信用補完機能を持つ I / O ストリップス	信用補完機能を持つ I / O ストリップスとは、原資産から将来において生じることが見込まれた金利収入等の全部又は一部を受ける権利であって、金融機関が留保又は譲り受けた他に劣後しているものを指します。
金利ショック	保有している資産や負債等に金利の変化を当てはめることです。
$\Delta E V E$	金利ショックに対する経済的価値（EVE：Economic Value of Equity）の減少額。
$\Delta N I I$	金利ショックに対する算出基準日から12ヵ月を経過する日までの間の金利収益（NII：Net Interest Income）の減少額。

連結情報（グループの概況）

●グループの事業系統図

西宇和農業協同組合のグループは、当組合、子会社2社で構成されています（令和3年7月末時点）。



●子会社等の状況

（単位：千円、％）

会 社 名	(株)ジェイエイにしうわ	(株)丸八農協青果市場
代表者名	代表取締役社長 都築雅秀	代表取締役社長 都築雅秀
設立年月日	平成8年10月1日	昭和51年10月10日
事業内容	オートパル・葬祭・保険代理	青果卸売市場
所在地	八幡浜市八代1-1-35	八幡浜市松柏乙1014-1
資本金総額	60,000	40,000
うち組合出資額	59,950	28,630
組合出資比率	99.9	71.6
総資産額	381,258	404,400
純資産額	324,087	218,244

●連結事業概況

（１）事業の概況

令和3年度の当ＪＡの連結決算は、(株)ジェイエイにしうわ・(株)丸八農協青果市場を連結し、連結法を適用しています。

連結決算の内容としては、連結事業収益8,192百万円、連結当期剰余金363百万円、連結純資産13,414百万円、連結総資産174,894百万円で、連結自己資本比率は17.50%となりました。

（２）連結子会社の事業概況

① (株)ジェイエイにしうわ

ア オートパル

車輛販売においては、半導体などの部品不足により、台数においては計画270台に対し223台（前年比△39台）となりました。

車検整備においては、計画2,120台に対し1,993台（前年比△77台）となりました。

オートパルの事業総利益は、123,748千円（計画比95.6%、△5,703千円、前年比95.2%）となりました。

（単位：台、千円、％）

項 目	計 画	実 績	計 画 比
車 輛 販 売	270	223	82.5
車 検 台 数	2,120	1,993	94.0
事 業 総 利 益	129,451	123,748	95.6

イ 葬祭センター

令和3年度における管内の火葬件数は855件（前年比+66件）で、そのうち27.6%にあたる葬儀を当社で施行させていただきました。葬儀件数は目標260件に対し、236件（計画比△24件、前年比+9件）となりました。

葬祭事業の事業総利益は、65,679千円（計画比90.3%、△7,048千円、前年比106.2%）となりました。

(単位：件、千円、%)

項 目	計 画	実 績	計 画 比
葬 儀 件 数	260	236	90.7
事 業 総 利 益	72,727	65,679	90.3

ウ 損保（共栄火災代理店）

損保事業は高齢化社会の中、主軸である団体傷害シニア保険の継続確保に努めるとともに、各種保険についても推進しました。6種類の取扱件数は548件、取扱金額は12,426千円（前年比97.2%）となりました。

損保事業の事業総利益は、2,249千円（計画比103.2%、前年比89.4%）となりました。

② (株)丸八農協青果市場

ア 販売概況

果実においては、春先の天候不順と8月の長雨、曇天の影響で糖酸ともに低く、上位等級の比率が少ない展開となりましたが、9月、10月は残暑が厳しく平年並みに仕上がりました。極早生の販売も夏場の天候不順、9月の気温高により着色の遅れなどがありましたが、数量増、単価前年並みで推移しました。早生も食味はまずまずで単価高の販売で推移しました。年明けの中晩柑類は、温州みかんの残果があり厳しい販売で推移しました。

野菜も春先の天候不順などの影響で、入荷量は減少し売上高は伸び悩みました。その後も高値と安値が入れ替わる異例の展開となりました。また、前年同様、国産品の需要は高まってはいるものの、人口減や産直市場の設立、インターネット販売に押され、消費者の小売店離れが進み、安定入荷・集客維持が大きな課題となっています。

(単位：t、百万円、%)

項 目	果 実		野 菜 他		合 計	
	実 績	前年比	実 績	前年比	実 績	前年比
取 扱 量	13,769	106.0	395	94.0	14,164	106.0
売 上 高	1,443	106.0	89	96.0	1,532	105.0

●最近5年間の連結事業年度の主要な経営指標

(単位：千円、%)

項 目	令和3年	令和2年	令和元年	平成30年度	平成29年度
連結事業収益	8,192,614	9,667,980	9,629,494	10,097,024	10,205,485
信用事業	1,115,089	1,182,133	1,182,595	1,290,398	1,277,364
共済事業	698,575	714,909	739,891	774,910	798,786
農業関連事業	4,705,151	6,092,071	5,791,214	5,852,935	5,891,588
その他事業	1,673,798	1,678,865	1,915,792	2,178,780	2,237,746
連結経常利益	747,091	820,253	612,703	664,043	620,071
連結当期利益	529,726	779,559	507,075	395,888	511,503
連結純資産額	13,414,578	13,303,523	12,754,359	12,581,165	12,350,353
連結総資産額	174,894,882	173,604,120	167,178,690	166,945,119	163,292,455
連結自己資本比率	17.50	16.97	16.47	16.01	16.98

直近の2連結事業年度における財産の状況

●連結貸借対照表

(単位：千円)

科 目	令和3年度	令和2年度	科 目	令和3年度	令和2年度
1. 信用事業資産	153,664,957	151,924,551	1. 信用事業負債	154,342,988	152,795,432
(1)現金	508,522	433,420	(1)貯金	154,207,319	152,629,302
(2)預金	134,859,777	133,431,147	(2)譲渡性貯金	—	—
(3)コールローン	—	—	(3)売現先勘定	—	—
(4)買現先勘定	—	—	(4)借入金	0	1,746
(5)買入手形	—	—	(5)外国為替	—	—
(6)買入金銭債権	—	—	(6)その他の信用事業負債	135,668	164,383
(7)商品金銭債権	—	—	(7)諸引当金	—	—
(8)商品有価証券	—	—	(8)債務保証	—	—
(9)金銭の信託	—	—	2. 共済事業負債	553,548	540,892
(10)有価証券	9,637,320	8,862,090	3. 経済事業負債	4,487,341	4,863,226
(11)貸出金	8,631,804	9,154,814	4. 設備借入金	—	—
(12)外国為替	—	—	5. 雑負債	612,397	546,781
(13)その他の信用事業資産	173,325	220,192	6. 諸引当金	626,091	635,176
(14)債務保証見返勘定	—	—	(1)賞与引当金	74,473	72,855
(15)貸倒引当金	△ 145,791	△ 177,112	(2)退職給付に係る負債	518,928	536,421
2. 共済事業資産	23,739	22,901	(3)その他引当金	32,689	25,899
3. 経済事業資産	4,586,177	4,388,040	7. 繰延税金負債	46,909	86,988
4. 雑資産	2,133,209	2,468,594	8. 再評価に係る繰延税金負債	748,805	773,025
5. 固定資産	7,681,083	7,973,355	負債の部合計	161,418,081	160,241,524
6. 外部出資	6,805,716	6,826,676	非支配株主持分	62,222	59,072
7. 繰延税金資産	—	—	1. 出資金	2,882,640	2,891,654
8. 長期前払費用	—	—	2. 回転出資金	—	—
資産の部合計	174,894,882	173,604,120	3. 資本準備金	707	707
			4. 連結剰余金	8,206,860	7,823,123
			5. 土地再評価差額金	1,642,490	1,705,833
			6. その他有価証券等評価差額金	601,375	771,001
			7. 退職給付に係る調整累計額	80,503	111,203
			純資産の部合計	13,414,578	13,303,523
			負債及び純資産の部合計	174,894,882	173,604,120

●連結損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和3年度	令和2年度
1. 事業総利益	3,574,729	3,657,116
(1) 信用事業収益	1,115,089	1,182,133
資金運用収益	1,051,411	1,069,772
役務取引等収益	16,262	16,832
その他事業直接収益	—	36,420
その他経常収益	47,414	59,107
(2) 信用事業費用	38,080	61,414
資金調達費用	27,566	31,337
役務取引等費用	9,710	10,292
その他事業直接費用	—	—
その他経常費用	803	19,784
信用事業総利益	1,077,008	1,120,719
(3) 共済事業収益	698,575	714,909
(4) 共済事業費用	54,361	58,525
共済事業総利益	644,214	656,383
(5) その他事業収益	6,378,949	7,770,937
(6) その他事業費用	4,525,443	5,890,923
その他事業総利益	1,853,506	1,880,013
2. 事業管理費	3,019,454	3,053,602
(1) 人件費	2,077,746	2,067,139
(2) 業務費	216,969	221,606
(3) 諸税負担金	110,401	115,157
(4) 施設費	609,078	644,329
(5) その他の費用	5,257	5,369
事業利益	555,275	603,514
3. 事業外収益	202,883	233,611
(うち持分法による投資益)	—	—
4. 事業外費用	11,067	16,872
(うち持分法による投資損)	—	—
経常利益	747,091	820,253
5. 特別利益	356	6,078
6. 特別損失	217,721	46,772
税引前当期純利益	529,726	779,559
7. 法人税・住民税	169,642	143,555
8. 法人税等調整額	△ 7,046	△ 4,858
9. 過年度法人税等	—	42,586
法人税等合計	162,596	181,283
少数株主損益調整前当期純利益	367,130	598,276
10. 少数株主利益	3,721	2,977
当期剰余金	363,408	595,298

●連結キャッシュ・フロー計算書（間接法）

（単位：千円）

科 目	令和3年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)	令和2年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)
1 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期利益	529,726	779,559
減価償却費	260,691	277,695
減損損失	212,847	24,728
連結調整勘定償却額	0	0
貸倒引当金の増加額	△ 43,889	△ 71,725
賞与引当金の増加額	1,618	△ 2,003
その他引当金の増加額	6,790	6,123
退職給付に係る負債の増加額	△ 48,193	△ 96,539
信用事業資金運用収益	△ 934,396	△ 959,929
信用事業資金調達費用	27,565	31,335
共済貸付金利息	0	0
共済借入金利息	0	0
受取雑利息及び受取出資配当金	△ 152,090	△ 139,751
支払雑利息	2,269	2,284
為替差損益	0	0
有価証券関係損益	7,179	7,221
金銭の信託の運用損益	0	0
固定資産売却損益	△ 4,873	△ 16,354
持分法による投資損益	0	0
(信用事業活動による資産及び負債の増減)		
貸出金の純増減	523,010	432,342
預金の純増減	△ 1,403,000	△ 9,027,000
貯金の純増減	1,578,017	6,017,288
信用事業借入金の純増減	△ 1,746	△ 3,400
その他の信用事業資産の純増減	△ 2,468	2,803
その他の信用事業負債の純増減	△ 859	△ 765
(共済事業活動による資産及び負債の増減)		
共済貸付金の純増減	0	0
共済借入金の純増減	0	0
共済資金の純増減	25,042	△ 34,621
未経過共済付加収入の純増減	△ 8,810	△ 1,929
(経済事業活動による資産及び負債の増減)		
受取手形及び経済事業未収金の純増減	74,752	△ 75,071
経済受託債権の純増減	△ 222,619	87,819
棚卸資産の純増減	△ 37,702	232,472
支払手形及び経済事業未払金の純増減	△ 434,959	105,876
経済受託債務の純増減	59,074	57,665
(その他の資産及び負債の増減)		
その他の資産の純増減	335,382	143,904

(単位：千円)

科 目	令和3年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)	令和2年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)
その他の負債の純増減	27,927	△ 70,000
未払消費税等の増減額	0	0
信用事業資金運用による収入	983,731	992,930
信用事業資金調達による支出	△ 55,421	△ 42,748
共済貸付金利息による収入	△ 838	△ 2,485
共済借入金利息による支出	△ 3,576	7,159
事業の利用分量に対する配当金の支払額	0	0
小 計	1,300,181	△ 1,335,117
雑利息及び出資配当金の受取額	152,090	139,751
雑利息の支払額	△ 2,269	△ 2,284
法人税等の支払額	△ 155,997	△ 156,670
事業活動によるキャッシュ・フロー	1,294,005	△ 1,354,320
2 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△ 997,550	0
有価証券の売却による収入	0	2,700,662
有価証券の償還による収入	0	0
金銭の信託の増加による支出	0	0
金銭の信託の減少による収入	0	0
補助金の受入れによる収入	0	0
固定資産の取得による支出	△ 206,233	△ 262,600
固定資産の売却による収入	29,843	89,771
外部出資による支出	△ 40	410
外部出資の売却等による収入	21,000	0
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,152,980	2,528,243
3 財務活動によるキャッシュ・フロー		
設備借入れによる収入	0	0
出資の増額による収入	62,970	53,986
出資の払戻しによる支出	△ 59,680	△ 63,028
持分の取得による支出	0	0
持分の譲渡による収入	0	0
出資配当金の支払額	△ 43,015	△ 43,059
非支配株主への配当金支払額	△ 571	△ 569
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 40,296	△ 52,670
4 現金及び現金同等物に係る換算差額	0	0
5 現金及び現金同等物の増加額（又は減少額）	100,732	1,121,261
6 現金及び現金同等物の期首残高	4,768,567	3,647,306
7 現金及び現金同等物の期末残高	4,869,299	4,768,567

連結注記表

I. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1 連結の範囲に関する事項

連結される子会社・子法人・・・・・・・・・・2社
(株)ジェイエイにしうわ
(株)丸八農協青果市場

2 持分法の適用に関する事項

なし

3 連結される子会社・子法人等の事業年度等に関する事項

連結される全ての子会社・子法人等の事業年度末は、連結決算日と一致しております。

4 のれんの償却方法及び償却期間

該当事項はありません。

5 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項

連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した利益処分に基づいて作成しております。

6 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲

(1) 現金及び現金同等物の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結決算貸借対照表上の「現金」及び「預金」の中の当座預金、普通預金及び通知預金となっております。

(2) 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に記載されている科目の金額との関係

現金及び預金勘定	135,368,299 千円
定期性預金及び譲渡性預金	△ 130,499,000 千円
現金及び現金同等物	4,869,299 千円

II. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式：移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

①時価のあるもの：期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

②市場価格のない株式等：移動平均法による原価法

2 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- (1) 購買品（店舗在庫以外）：総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）
- (2) 購買品（店舗在庫）：売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）
- (3) 販売品：総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しています。ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成 28 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しています。

なお、自社利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5 年）に基づく定額法により償却しています。

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっています。

4 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（実質破綻先）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権（破綻懸念先）については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

破綻懸念先に対する債権のうち、元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を計上しています。

上記以外の債権については、主として貸出金等の平均残存期間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、平均残存期間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率等の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、資産査定部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査担当部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

(2) 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

(3) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

①退職給付見込額の期間帰属の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定率法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしています。

過去勤務債務は、その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しています。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

5 収益及び費用の計上基準

収益認識関連

当組合は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは、移転するにつれて当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。

主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

①購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

②販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が買取又は受託により集荷して取引先等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

③その他事業（利用事業）

選果場等の施設を設置して共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

6 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

7 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しており、そのため科目別金額の合計額はそれぞれの合計欄の金額と一致していません。

8 その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

関連する会計基準等の定めが明らかな場合に採用した会計処理の原則及び手続

(1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

(2) 受託販売における共同計算の会計処理の方法

当組合は生産者が生産した農作物を無条件委託販売により販売を行い、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っています。

共同計算の会計処理については、貸借対照表の経済受託債権に、受託販売について生じた委託者に対する販売立替金（運賃、資材等）及び販売品の販売委託者に支払った販売仮渡金（前渡金、内渡金等）を計上しています。

また、経済受託債務に、受託販売品の販売仮受金（販売代金）を計上しています。

共同計算にかかる収入（販売代金等）と支出（運賃、荷造経費等）の計算を行い、当組合が受け取る販売手数料を控除した残額を精算金として生産者に支払った時点において、経済受託債権及び経済受託債務の相殺後の経済受託債務残高を減少する会計処理を行っています。

III. 会計方針の変更に関する注記

1 収益認識に関する会計基準等の適用

当組合は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日。以下「収益認識会計基準」という。）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準第 30 号 2021 年 3 月 26 日。）を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下の通りです。

(1) 代理人取引に係る収益認識

財又はサービスを利用者等に移転する前に支配していない場合、すなわち、利用者等に代わって調達の手配を代理人として行う取引については、従来は、利用者等から受け取る対価の総額を収益として認識していましたが、利用者等から受け取る額から受入先（仕入先）に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しています。

(2) L P ガスに関する収益認識

購買事業における L P ガスの供給に関して、従来は、毎月の検針日に確認した利用者等の利用量に基づいて収益を認識していましたが、決算月においては、検針日から決算日までに生じた収益を合理的に見積もって認識する方法に変更しています。

(3) 購買事業における支払奨励金の会計処理

購買事業において、利用者等に対して支払う各種奨励金等は、従来は購買事業費用として計上していましたが、顧客へ支払われる対価と認められる場合は、取引価格から減額する方法に変更しています。

2 担保に供している資産

定期預金 5,000,000 千円を当座貸越の担保に供しています。また、定期預金 100,000 千円を指定金融機関の事務取扱に係る担保に、それぞれ供しています。

3 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務

子会社に対する金銭債権の総額	624 千円
子会社に対する金銭債務の総額	462,994 千円

4 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務

理事、経営管理委員及び監事に対する金銭債権の総額	64,972 千円
--------------------------	-----------

5 信用事業を行う組合に要求される注記

債権のうち農業協同組合法施行規則第 204 条第 1 項第 1 号ホ（２）（ｉ）から（iv）までに掲げるもの額及びその合計額

債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は 206,065 千円、危険債権額は 52,670 千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の理由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。

債権のうち、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権額の合計額は 258,735 千円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

6 土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律」（平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

○再評価を行った年月日 平成 11 年 3 月 31 日

○再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が

再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額 3,284,887 千円

○同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 3 号に定める、当該事業用の土地について地方税法第 341 条第 10 号の土地課税台帳または同条第 11

号の土地補充課税台帳に登録されている価格（固定資産税評価額）に合理的な調整を行って算出しました。

VI. 損益計算書に関する注記

1 子会社等との取引高の総額

(1) 子会社等との取引による収益総額	30,608 千円
うち事業取引高	11,669 千円
うち事業取引以外の取引高	18,939 千円
(2) 子会社等との取引による費用総額	289,661 千円
うち事業取引高	289,649 千円
うち事業取引以外の取引高	11 千円

2 減損損失に関する注記

(1) 資産をグループ化した方法の概要及び減損損失を認識した資産又は資産グループの概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグルーピングを実施した結果、営業店舗については支店、出張所、給油所ごとに、また、業務外固定資産（賃貸固定資産と遊休資産）については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

本店、経済センター等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないものの、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しています。

当期に減損損失を計上した固定資産は、以下のとおりです。

場 所	用 途	種 類	そ の 他
三 瓶 給 油 所	一 般 資 産	土地	
大 平 給 油 所	〃	土地	
だ ん だ ん 三 瓶	賃 貸 資 産	土地	
A コーブやわたはま	〃	土地・建物・その他の有形固定資産	
え ひ め フ ー ズ	〃	土地	
旧 集 中 事 業 所 跡	〃	土地	
瀬 戸 塩 成 集 荷 所	遊 休 資 産	土地	
旧 松 集 荷 所	〃	土地	
二 及 代 物 弁 済	〃	土地	
磯 津 事 業 所	〃	土地	
周 木 事 業 所	〃	土地	
二 及 事 業 所	〃	土地	
蔵 貫 事 業 所	〃	土地	
皆 江 事 業 所	〃	土地	
下 泊 事 業 所	〃	土地	
三 崎 住 宅	〃	土地	
二 名 津 事 業 所	〃	土地	

(2) 減損損失の認識に至った経緯

一般資産（三瓶給油所、大平給油所）は、当該事業所の営業収支が2期連続赤字であると同時に、短期的に業績の回復が見込めないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

賃貸用固定資産（だんだん三瓶、A コーブやわたはま、えひめフーズ、旧集中事業所跡）は、使用価値が帳簿価額まで達しないため、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

失として認識しました。

遊休資産（瀬戸塩成集荷所、旧松集荷所、二及代物弁済、磯津事業所、周木事業所、二及事業所、蔵貫事業所、皆江事業所、下泊事業所、三崎住宅、二名津事業所）は、当該土地の時価が下落しているため、回収可能価額と帳簿価額の差額を減損損失として認識しました。

（３）減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

三 瓶 給 油 所	2,382 千円	(土地 2,382 千円)
大 平 給 油 所	420 千円	(土地 420 千円)
だ ん だ ん 三 瓶	2,108 千円	(土地 2,108 千円)
A コーポやわたはま	119,430 千円	(土地 28,260 千円、建物 89,666 千円、その他の有形固定資産 1,503 千円)
え ひ め フ ー ズ	79,950 千円	(土地 79,950 千円)
旧 集 中 事 業 所	2,362 千円	(土地 2,362 千円)
瀬 戸 塩 成 集 荷 所	56 千円	(土地 56 千円)
旧 松 集 荷 所	4 千円	(土地 4 千円)
二 及 代 物 弁 済	931 千円	(土地 931 千円)
磯 津 事 業 所	63 千円	(土地 63 千円)
周 木 事 業 所	432 千円	(土地 432 千円)
二 及 事 業 所	445 千円	(土地 445 千円)
蔵 貫 事 業 所	1,172 千円	(土地 1,172 千円)
皆 江 事 業 所	744 千円	(土地 744 千円)
下 泊 事 業 所	1,741 千円	(土地 1,741 千円)
三 崎 住 宅	109 千円	(土地 109 千円)
二 名 津 事 業 所	491 千円	(土地 491 千円)

（４）回収可能価額の算定方法

三瓶給油所、大平給油所、えひめフーズ、旧集中事業所跡、瀬戸塩成集荷所、旧松集荷所、二及代物弁済、磯津事業所、周木事業所、二及事業所、蔵貫事業所、皆江事業所、下泊事業所、三崎住宅、二名津事業所の固定資産の回収可能価額は正味売却価額を採用しており、固定資産税評価額を合理的に調整し算出しています。

だんだん三瓶、A コーポやわたはまの固定資産の回収可能価額は使用価値を採用しており、適用した割引率は 6.1% です。

３ 棚卸資産の収益性低下に伴う簿価切下額

購買品供給原価には、収益性の低下に伴う簿価切下げにより、16,461 千円の棚卸評価損が含まれています。

VII. 金融商品に関する注記

１ 金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に対する取組方針

当組合は、農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへの貸付、残った余裕金を愛媛県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債・地方債などの債券の運用を行っています。

（２）金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は全て債券であり、純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。通常の貸出取引については、本店に業務課を設置し、各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて与信判定を行っています。貸出取引において、資産の健全性の維持・向上を図るため資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については、管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については、「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

②市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については、リスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貯金及び借入金です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.12%上昇したものと想定した場合には、経済価値が4,237千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握した上で、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。

当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によっ

た場合、当該価額が異なることもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず(3)に記載しています。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預 金	134,827,596	134,830,209	2,612
有 価 証 券	9,637,320	9,637,320	
その他有価証券	9,637,320	9,637,320	—
貸 出 金	8,631,804		
貸倒引当金(*1)	△ 145,791		
貸倒引当金控除後	8,486,012	8,950,362	464,349
資 産 計	152,950,929	153,417,891	466,962
貯 金	154,640,776	154,667,913	27,137
負 債 計	154,640,776	154,667,913	27,137

(*1)貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

○資産

①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap 以下OISという)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②有価証券

債券は、取引金融機関等から提示された価格によっています。

③貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等については、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

○負債

①貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

区 分	貸借対照表計上額
外 部 出 資 (*1)	6,894,296

(*1)外部出資のうち市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号2019年7月4日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

項 目	1 年以内	1 年 超 2 年以内	2 年 超 3 年以内	3 年 超 4 年以内	4 年 超 5 年以内	5 年 超
預 金	134,827,596	—	—	—	—	—
有 価 証 券	—	—	—	—	—	8,700,000
満期保有目的 の 債 券	—	—	—	—	—	—
その他有価証券の うち満期があるもの	—	—	—	—	—	8,700,000
貸 出 金 (*1, 2)	1,252,086	846,201	681,870	621,207	495,559	4,602,223
合 計	136,079,683	846,201	681,870	621,207	495,559	13,302,223

(*1)貸出金のうち、当座貸越 358,556 千円については「1 年以内」に含めています。

(*2)貸出金のうち、3 カ月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等 132,655 千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

項 目	1 年以内	1 年 超 2 年以内	2 年 超 3 年以内	3 年 超 4 年以内	4 年 超 5 年以内	5 年 超
貯 金 (*1)	146,449,476	3,037,604	4,123,330	453,539	316,298	260,527

(*1)貯金のうち、要求払貯金については「1 年以内」に含めて開示しています。

VIII. 有価証券に関する注記

1 有価証券の時価及び評価差額に関する事項

有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次の通りです。

(1) その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次の通りです。

(単位：千円)

	種 類	貸 借 対 照 表 計 上 額	取得原価又は 償 却 原 価	差 額 (*)
貸借対照表計上額が取得原価 又は償却原価を超えるもの	国 債	8,470,880	7,585,476	885,403
	地方債	219,440	203,591	15,848
	小 計	8,690,320	7,789,067	901,252
貸借対照表計上額が取得原価 又は償却原価を超えないもの	国 債	947,000	997,590	△ 50,590
	小 計	947,000	997,590	△ 50,590
合 計		9,637,320	8,786,657	850,662

* 上記差額から繰延税金負債 249,286 千円を差し引いた額 601,375 千円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

IX. 退職給付に係る注記

1 退職給付に係る注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部にあてるため（一財）全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度及び全国共済農業協同組合連合会との契約による確定給付企業年金制度を採用しています。退職金共済制度の積立金は 1,234,029 千円です。

(2) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務（控除後）	883,615 千円
勤務費用	9,024 千円
利息費用	6,362 千円
数理計算上の差異の発生額	14,016 千円
退職給付の支払額	△ 68,627 千円
期末における退職給付債務（控除後）	844,390 千円

(3) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	386,490 千円
期待運用収益	4,212 千円
数理計算上の差異の発生額	△ 192 千円
年金制度への拠出金	13,494 千円
退職給付の支払額	△ 31,555 千円
期末における年金資産	372,449 千円

(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務（控除前）	2,078,420 千円
（うち特定退職共済制度）	△ 1,234,029 千円
退職給付債務（控除後）	844,390 千円
年金資産	△ 372,449 千円
未積立退職給付債務	471,940 千円
未認識過去勤務費用	90,476 千円
未認識数理計算上の差異	20,807 千円
貸借対照表計上額純額	583,225 千円
退職給付引当金	583,225 千円

(5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	9,024 千円
利息費用	6,362 千円
期待運用収益	△ 4,212 千円
数理計算上の差異の費用処理額	△ 11,671 千円
過去勤務費用の費用処理額	△ 11,428 千円
小計	△ 11,926 千円
特定退職共済制度への拠出金	78,844 千円
合計	66,917 千円

(6) 年金資産の主な内容

年金資産の合計額に対する主な分類ごとの比率は、次の通りです。

一般勘定	100%
------	------

(7) 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

(8) 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率	0.72%
長期期待運用収益率	1.09%

2 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 24,280 千円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和 3 年 3 月現在における令和 14 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は、257,435 千円となっています。

X. 税効果会計に関する注記

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

繰延税金資産	賞与引当金	19,980 千円
	退職給付引当金	161,320 千円
	貸倒引当金	38,439 千円
	雑損失	20,387 千円
	減損損失	295,822 千円
	役員退職慰労引当金	8,961 千円
	その他	44,345 千円
	繰延税金資産 小計	589,258 千円
	評価性引当額	△ 355,649 千円
	繰延税金資産 合計 (A)	233,608 千円
繰延税金負債	有形固定資産（資産除去債務）	△ 449 千円
	その他有価証券評価差額金	△ 249,286 千円
	繰延税金負債 合計 (B)	△ 249,735 千円
繰延税金負債の純額 (A) + (B)		△ 16,127 千円

2 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な要因

法定実効税率	27.66%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.35%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 4.06%
住民税均等割等	1.05%
評価性引当額の増減	3.60%
その他	△ 0.21%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	30.39%

XI. 収益認識に関する注記

(収益を理解するための基礎となる情報)

「重要な会計方針に係る事項に関する注記 5. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

XII. その他の注記

1 リース取引に関する注記

リース会計基準に基づく、当事業年度末におけるリース資産の内容は、以下のとおりです。

(1) ファイナンス・リース取引（借手側）

①所有権移転ファイナンス・リース取引

太陽光設備（中央共選）
太陽光設備（経済センター）

②所有権移転外ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

リース資産の減価償却の方法

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっています。

(2) オペレーティング・リース取引（借手側）

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料は次のとおりです。

(単位：千円)

	1年以内	1年超	合計
未経過リース料	4,800	23,425	28,225

●連結剰余金計算書

(単位：千円)

科 目		令和3年度	令和2年度
資本剰余金の部	資本剰余金期首残高	707	707
	資本剰余金増加額	—	—
	資本剰余金減少額	—	—
	資本剰余金期末残高	707	707
利益剰余金の部	利益剰余金期首残高	7,823,123	7,233,473
	利益剰余金増加額	426,751	632,708
	当期剰余金	363,408	595,298
	利益剰余金減少額	43,015	43,059
	配当金	43,015	43,059
	利益剰余金期末残高	8,206,859	7,823,123

●農協法に基づく開示債権

(単位：千円)

区 分	令和3年度	令和2年度	増 減
破綻先債権額及びこれらに準ずる債権額	206,065	261,460	△ 55,395
危険債権額	52,670	25,364	27,306
三月以上延滞債権額	—	—	—
貸出条件緩和債権額	—	—	—

注1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

注2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

注3. 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

注4. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権および三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

●連結事業年度の事業別経常収益等

(単位：千円)

事業名	項目	令和3年度	令和2年度
信用事業	事業収益	1,115,089	1,182,133
	経常利益	435,864	468,890
	資産の額	160,275,717	158,916,218
共済事業	事業収益	698,575	714,909
	経常利益	255,465	264,249
	資産の額	3,059,998	3,179,501
農業関連事業	事業収益	4,705,151	6,092,071
	経常利益	429,532	451,428
	資産の額	7,990,675	7,834,137
その他事業	事業収益	1,673,798	1,678,865
	経常利益	△ 373,771	△ 364,315
	資産の額	3,568,491	3,674,262
計	事業収益	8,192,614	9,667,980
	経常利益	747,091	820,253
	資産の額	174,894,882	173,604,120

●連結自己資本比率の状況

令和4年3月末における自己資本比率は、17.50%となりました。

当ＪＡの自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○普通出資による資本調達額

項目	内 容
発行主体	西宇和農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	2,915百万円（2,927百万円）

当連結グループでは、適正なプロセスにより連結自己資本比率を正確に算出し、ＪＡを中心に信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

連結自己資本の充実の状況

●自己資本の構成に関する事項

(単位：千円、%)

項 目	令和3年度		令和2年度	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
コア資本にかかる基礎項目				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	11,046,743		10,671,902	
うち、出資金及び資本準備金の額	2,916,309		2,928,155	
うち、再評価積立金の額	—		—	
うち、利益剰余金の額	8,206,860		7,823,123	
うち、外部流出予定額(△)	43,465		43,582	
うち、上記以外に該当するものの額	△ 32,962		△ 35,794	
コア資本に算入される評価・換算差額等	—		—	
うち、退職給付に係るものの額	—		—	
コア資本に係る調整後少数株主持分の額	62,222		59,072	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	18,919		22,658	
うち、一般貸倒引当金及び相互援助積立金コア資本算入額	18,919		22,658	
うち、適格引当金コア資本算入額	—		—	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
うち、回転出資金の額	—		—	
うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
公的機関による資本の増強に関する措置を講じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	215,216		334,646	
少数株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
コア資本にかかる基礎項目の額 (イ)	11,343,102		11,088,279	
コア資本にかかる調整項目				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	36,521	—	50,009	—
うち、のれんに係るものの額	—	—	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものの以外の額	36,521	—	50,009	—
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	201,927	—	207,338	—
適格引当金不足額	—	—	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	—	—
退職給付に係る資産の額	—	—	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	238,449		257,348	
自己資本				
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	11,104,652		10,830,930	
リスク・アセット等				
信用リスク・アセットの額の合計額	57,710,283		58,118,136	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	2,391,296		2,478,859	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—		—	
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	2,391,296		2,478,859	
うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	5,713,182		5,705,550	
信用リスク・アセット調整額	—		—	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—		—	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	63,423,466		63,823,687	
連結自己資本比率				
連結自己資本比率((ハ)/(ニ))	17.50		16.97	

注1. 農協法第11条の2第1項第2号の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準に係る算式に基づき算出しています。

注2. 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。

注3. 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

●自己資本の充実度に関する事項

①信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：千円)

項 目	令和3年度			令和2年度		
	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4 %	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4 %
現金	504,274	—	—	424,395	—	—
我が国の中央政府 及び中央銀行向け	8,607,541	—	—	7,615,832	—	—
外国の中央政府 及び中央銀行向け	6,793	—	—	11,342	—	—
国際決済銀行向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	1,252,968	—	—	1,473,485	—	—
外国の中央政府等以外の 公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融 商品取引業者向け	135,829,345	27,165,869	1,086,634	134,378,805	26,875,761	1,075,030
法人等向け	297,066	292,030	11,681	334,992	334,965	13,398
中小企業等向け及び個人向け	519,202	225,188	9,007	744,637	349,380	13,975
抵当権付住宅ローン	69,178	24,097	963	—	—	—
不動産取得等事業向け	231,504	231,504	9,260	255,645	255,645	10,225
三月以上延滞等	36,428	33,329	1,333	56,116	41,433	1,657
取立未済手形	8,213	1,642	65	—	—	—
信用保証協会等保証付	4,995,374	484,684	19,387	5,031,389	488,147	19,525
株式会社地域経済活性化 支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
共済約款貸付	—	—	—	—	—	—
出資等	1,651,931	1,651,931	66,077	1,673,891	1,673,891	66,955
(うち出資等のエクスポージャー)	1,651,931	1,651,931	66,077	1,673,891	1,673,891	66,955
(うち重要な出資等のエクスポージャー)	—	—	—	—	—	—
上記以外	17,401,257	25,208,709	1,008,348	17,795,638	25,620,052	1,024,802
(うち他の金融機関等の対象資本 等調達手段のうち対象普通出資 等及びその他外部 TLAC 関連調 達手段に該当するもの以外のも のに係るエクスポージャー)	—	—	—	—	—	—
(うち農林中央金庫又は農業協 同組合連合会の対象資本調達 手段に係るエクスポージャー)	5,242,365	13,105,912	524,236	5,242,365	13,105,912	524,236
(うち特定項目のうち調整項目 に算入されない部分に係るエ クスポージャー)	—	—	—	—	—	—
(うち総株主等の議決権の百分 の十を超える議決権を保有し ている他の金融機関等に係る その他外部 TLAC 関連調達手 段に関するエクスポージャー)	—	—	—	—	—	—
(うち総株主等の議決権の百分 の十を超える議決権を保有し ていない他の金融機関等に係 るその他外部 TLAC 関連調達 手段に係る 5%基準額を上回る 部分に係るエクスポージャー)	—	—	—	—	—	—
(うち上記以外のエクスポージャー)	12,158,892	12,102,796	484,111	12,553,273	12,514,139	500,565

証券化	—	—	—	—	—	—
（うち STC 要件適用分）	—	—	—	—	—	—
（うち非 STC 要件適用分）	—	—	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—	—	—	—
（うちルックスルー方式）	—	—	—	—	—	—
（うちマンドート方式）	—	—	—	—	—	—
（うち蓋然性方式 250%）	—	—	—	—	—	—
（うち蓋然性方式 400%）	—	—	—	—	—	—
（うちフォールバック方式）	—	—	—	—	—	—
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	2,653,216	2,391,296	95,651	2,771,111	2,478,859	99,154
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（△）	—	—	—	—	—	—
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	175,724,442	59,362,214	2,374,488	172,567,283	58,118,136	2,324,725
CVA リスク相当額 ÷ 8%	—	—	—	—	—	—
中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—	—	—
合計（信用リスク・アセットの額）	175,724,442	59,362,214	2,374,488	172,567,283	58,118,136	2,324,725
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額<基礎的手法>	オペレーショナル・リスク相当額を 8%で除して得た額		所要自己資本額	オペレーショナル・リスク相当額を 8%で除して得た額		所要自己資本額
	a		b = a × 4 %	a		b = a × 4 %
	5,713,182		228,527	5,705,550		228,222
所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母)計		所要自己資本額	リスク・アセット等(分母)計		所要自己資本額
	a		b = a × 4 %	a		b = a × 4 %
	63,423,466		2,536,938	63,823,687		2,552,947

- 注 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
- 注 2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことを言い、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
- 注 3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から 3 ヶ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが 150% になったエクスポージャーのことです。
- 注 4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
- 注 5. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
- 注 6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目に係る経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
- 注 7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
- 注 8. 当 JA では、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。

$$\frac{(\text{粗利益（正の値の場合に限る）} \times 15\%) \text{ の直近 3 年間の合計額}}{\text{直近 3 年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

●信用リスクに関する事項

①リスク管理の方法及び手続の概要

当連結グループでは、JA 以外で与信を行っていないため、連結グループにおける信用リスク管理の方針及び手続等は定めていません。JA の信用リスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容（P.19）をご覧ください。

②標準的手法に関する事項

連結自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定にあたり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適合格付機関
株式会社格付投資情報センター (R&I)
株式会社日本格付研究所 (JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
S & P グローバル・レーティング (S&P)
フィッチレーティングスリミテッド (Fitch)

注1. 「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(イ) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適合格付機関の格付またはカントリーリスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適合格付機関	カントリーリスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー（長期）	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー（短期）	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

③信用リスクに関するエクスポージャー（地域別・業種別・残存期間別）及び
三月以上延滞エクスポージャーの期末残高 （単位：百万円）

項 目		令和3年度					令和2年度				
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高				三月以上 延滞エク スポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高				三月以上 延滞エク スポージャー
		うち 貸出金等	うち 債券	うち店頭 デリバティブ	うち 貸出金等		うち 債券	うち店頭 デリバティブ			
国 内	171,560	8,434	8,811	－	116	169,986	8,929	9,355	－	199	
地域別残高計		171,560	8,434	8,811	－	116	169,986	8,929	9,355	－	199
法人	農業	34	22	－	－	－	36	23	－	－	11
	林業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	水産業	－	－	－	－	－	0	－	－	－	0
	製造業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	鉱業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	建設・不動産業	306	306	－	－	21	349	349	－	－	33
	電気・ガス・熱供給・水道業	5	5	－	－	－	5	5	－	－	－
	運輸・通信業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	金融・保険業	135,837	1,000	－	－	－	134,378	1,000	－	－	－
	卸売・小売・飲食・サービス業	12	12	－	－	－	6	4	－	－	－
	日本国政府・地方公共団体	9,860	1,049	8,811	－	－	9,089	1,269	7,819	－	－
	その他	564	448	－	－	－	662	486	－	－	37
個 人	5,961	5,587	－	－	95	6,202	5,788	－	－	116	
その他	18,977	0	－	－	－	19,256	－	1,535	－	－	
業種別残高計		171,560	8,434	8,811	－	116	169,986	8,929	9,355	－	199
1年以下		135,050	108	－	－	133,620	126	9,355	－	－	
1年超3年以下		627	617	－	－	650	596	－	－	－	
3年超5年以下		744	744	－	－	977	977	－	－	－	
5年超7年以下		1,131	1,131	－	－	848	848	－	－	－	
7年超10年以下		968	968	－	－	1,196	1,196	－	－	－	
10年超		32,489	4,701	8,811	－	32,057	4,981	9,355	－	－	
期限の定めのないもの		549	162	－	－	634	202	－	－	－	
残存期間別残高計		171,560	8,434	8,811	－	169,986	8,929	9,355	－	－	

- 注1. 国外に対するエクスポージャーはありません。
- 注2. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
- 注3. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間及び融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことを言います。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
- 注4. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引のものを言います。
- 注5. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞しているエクスポージャーを言います。
- 注6. 「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。

④貸倒引当金の残高及び期中増減額

(単位：百万円)

項 目	令和3年度					令和2年度				
	期首 残高	期中 増加	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期中 増加	期中減少額		期末 残高
			目的 使用	その他				目的 使用	その他	
一般貸倒引当金	22	18	—	22	18	27	22	—	27	22
個別貸倒引当金	189	149	—	189	149	256	189	36	220	189

⑤業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

項 目		令和3年度						令和2年度					
		期首 残高	期中 増加	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却	期首 残高	期中 増加	期中減少額		期末 残高	貸出金 償却
				目的 使用	その他					目的 使用	その他		
国 内		189	149	—	189	149	—	256	189	36	220	189	2
国 外		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地域別 計		189	149	—	189	149	—	256	189	36	220	189	2
法人	農業	10	10	—	10	10	—	3	10	3	—	10	0
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	0	—	—	0	—	—
	製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	33	19	—	33	19	—	40	33	—	40	33	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	その他	15	—	—	15	—	—	0	15	—	0	15	—
個 人		129	119	—	129	119	2	211	129	32	179	129	2
業種別 計		189	149	—	189	149	2	256	189	36	220	189	2

⑥信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト 1250%を適用する残高

(単位：千円)

項 目		令和 3 年度			令和 2 年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高	リスク・ウェイト 0%	—	10,371,577	10,371,577	—	9,525,055	9,525,055
	リスク・ウェイト 2%	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウェイト 4%	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウェイト 10%	—	4,995,374	4,995,374	—	5,031,389	5,031,389
	リスク・ウェイト 20%	—	135,837,558	135,837,558	—	134,378,805	134,378,805
	リスク・ウェイト 35%	—	69,178	69,178	—	—	—
	リスク・ウェイト 50%	—	84,952	84,952	—	134,210	134,210
	リスク・ウェイト 75%	—	519,202	519,202	—	744,637	744,637
	リスク・ウェイト 100%	—	16,810,740	16,810,740	—	17,366,974	17,366,974
	リスク・ウェイト 150%	—	10,585	10,585	—	15,237	15,237
	リスク・ウェイト 200%						
	リスク・ウェイト 250%	—	5,242,365	5,242,365	—	5,242,365	5,242,365
	その他	—	261,920	261,920	—	292,252	292,252
リスク・ウェイト 1250%		—	—	—	—	—	—
合 計		—	174,203,455	174,203,455	—	172,730,926	172,730,926

注 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。

注 2. 「格付あり」には、エクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。
なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。

注 3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。

注 4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト 1250%を適用したエクスポージャーがあります。

●信用リスク削減手法に関する事項

①信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結自己資本比率の算出にあたって、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」において定めています。信用リスク削減手法の適用及び管理方針、手続きは、J A のリスク管理の方針及び手続きに準じて行っています。

J A のリスク管理の方針及び手続き等の具体的内容は、単体の開示内容（P.19）をご参照下さい。

②信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：千円)

区 分	令和 3 年度		令和 2 年度	
	適格金融 資産担保	保証	適格金融 資産担保	保証
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—
わが国の政府関係機関向け	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け	—	—	—	—
法人等向け	5,009	—	—	—
中小企業等向け及び個人向け	1,720	—	52	—
抵当権住宅ローン	—	—	—	—
不動産取得等事業向け	—	—	—	—
三月以上延滞等	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—	—
上記以外	2,000	—	—	—
合 計	8,729	—	52	—

注 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。

注 2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から 3 カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが 150% になったエクスポージャーのことです。

注 3. 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造にある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。

注 4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。

注 5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

●派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

●証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

●出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

●リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

●金融リスクに関する事項

①金利リスクの算定手法の概要

連結グループの金利リスクの算定手法は、J Aの金利リスクの算定手法に準じた方法により行っています。J Aの金利リスクの算定手法は、単体の開示内容（P.79）をご参照下さい。

②金利リスクに関する事項

（単位：百万円）

IRRBB 1：金利リスク					
項 番		△ EVE		△ NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	1,254	1,121	349	319
2	下方パラレルシフト	0	0	2	3
3	スティーブ化	1,168	1,035		
4	フラット化	0	0		
5	短期金利上昇	83	86		
6	短期金利低下	0	0		
7	最大値	1,254	1,121	349	319
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	10,628		10,358	

ディスクロージャーに関するQ & A

Q 1 ディスクロージャーってなんですか？

A ディスクロージャーとは“経営内容の公開”のことです。J Aがどのようなことをやっているのか、経営内容はどうかなどの情報を開示しています。

Q 2 ディスクロージャー誌でどんなことがわかるのですか？

A J Aでは、開示しなければならない項目を“J Aディスクロージャー誌開示基準”として定め情報を開示しています。ポイントとなる主な項目は、Q 3以降をご覧ください。

Q 3 貸借対照表ってなんですか？

A 貸借対照表は、J Aの決算期末における財政状態を明確にするため、すべての資産・負債及び純資産を記載した表です。

資産（事業をすすめるために運用している財産）

（主な資産） 現 金：本店、支店で手持ちの現金
預 金：信連などに預けているお金
有 価 証 券：国債、地方債、金融債等
貸 出 金：みなさんに貸し出しているお金
固 定 資 産：J Aが所有する土地、建物など

負債（事業をすすめるために調達している財産）

（主な負債） 貯 金：みなさんから預かっているお金
借 入 金：転貸のために借り入れているお金

純資産（事業をすすめるための準備金、財産）

（主な純資産） 出 資 金：組合員のみなさんがJ Aに出資しているお金
準 備 金：法令で定める経営安定のための準備金
積 立 金：経営安定のために積み立てたお金

Q 4 損益計算書ってなんですか？

A 損益計算書は、J Aの1年間の経営成績を明確にするため、収益と費用を記載した表です。つまり、1年間にJ Aがどれだけ利益を出したかを表すものです。

収入（信用部門）

（主な収入） 信連等に預けている預金利息
国債・地方債など有価証券の利息・配当金
みなさんに貸し出しているお金に対する利息 etc

費用（信用部門）

（主な費用） みなさんから預かったお金に対する支払利息
オンライン業務にかかる費用
役職員の給料
施設の維持・管理にかかる費用
法人税等の税金 etc

経常利益

通常のJ A事業で発生した利益（損失）をいいます。

特別利益・損失

固定資産の売却等による収益や費用など、臨時に発生した利益（損失）をいいます。

当期末処分剰余金

経常利益に特別損益を足したのから、法人税や住民税等の税金を差し引いたものを“当期末処分剰余金”といいます。

Q 5 経営の健全性はディスクロージャー誌のどこを見ればいいですか？

A 次の項目などから、みなさんに判断していただくこととなります。

1. 資産構成

貸借対照表の資産の部で、いつでも使える余裕資金をどのくらい保有しているかを見て下さい。破綻した金融機関の場合、貸出金の割合が極端に高く、預金が少ないという状況になっています。

2. 自己資本比率

早期是正措置により、経営の健全性の客観的指標として自己資本比率が用いられます。また、自己資本比率が一定の基準に達しない金融機関に対し、経営改善や業務停止命令の発令等が行われるようになりました。したがって、自己資本比率の高い方が健全性が高いということになります。

3. 不良債権

不良債権とは、J Aが貸し出したもののうち約束通り返済がされず、回収が不能となる可能性が高い貸出のことです。貸出は重要な収入源であり、返済が滞ると収益の悪化につながり、最悪の場合は自己資本で穴埋めしなければならない状況になり、経営に悪影響を及ぼします。

当然、不良債権が少ない方が、経営的に良い状況であることは言うまでもありません。

4. 経常利益

経常利益とは、1年間のJ A事業で発生した利益をいいます。表示されている年度で黒字が続き、かつ自己資本が増強されれば、経営が健全といえます。

● 自己資本比率

令和3年度の自己資本比率は16.75%で、国内基準、国際統一基準を余裕をもって確保しています。自己資本比率の推移は次のとおりです。



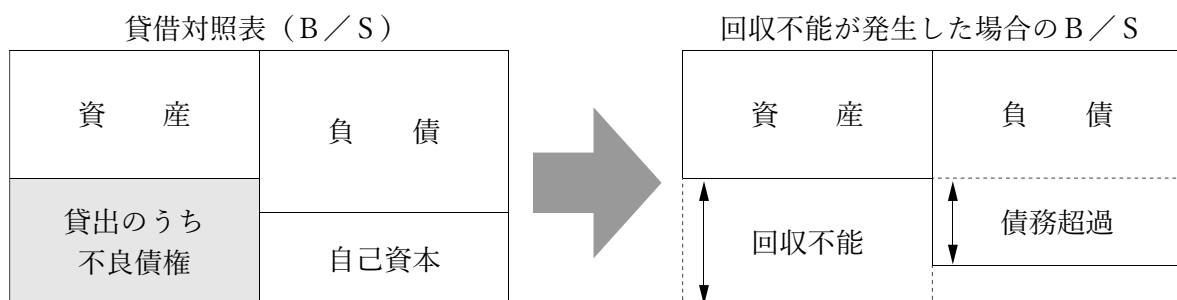
自己資本比率基準

区 分	比 率	措置の内容
健 全	8 %以上	国際統一基準
	4 %以上	国内基準
1	2 ～ 4 %	経営改善計画提出・実行命令
2	0 ～ 2 %	自己資本充実のための計画作成、総資産圧縮、新規業務禁止、業務の縮小、事務所の廃止等
3	0 %未満	業務の全部または一部の停止命令

● 不良債権

不良債権の発生は経営に重大な影響を及ぼします。当 J A では資産の自己査定を 1 次査定、2 次査定と厳格に行い、破綻懸念先・実質破綻先・破綻先に対する与信については担保・保全等の回収可能性を勘案したうえで 18,919 千円を一般貸倒引当金に、149,777 千円を個別貸倒引当金に計上して万一の場合に備えています。

不良債権の影響



Q 6 有価証券含み損（益）って何ですか？

A 有価証券・商品有価証券の時価は、市場で日々変動しています。この時価と貸借対照表の帳簿価格との差額を“有価証券含み益（損）”といいます。

時価－帳簿価格＝プラスの場合は有価証券含み益

時価－帳簿価格＝マイナスの場合は有価証券含み損 といいます。

平成 12 年度決算から、有価証券にかかる時価会計制度を採用し、令和 3 年度末では、評価差額金として 601,375 千円、繰延税金負債に 249,286 千円を計上しています。

Q 7 リスク管理って何ですか？

A 金融の自由化に伴う市場リスク、信用リスク、流動性リスク、事務リスク、システムリスク、オペレーショナルリスクなどの、J A の経営に影響を及ぼす様々なリスクのコントロールをいいます。リスクが発生すると無駄なコストや信用力の低下などの弊害が発生します。それを未然に防止するため、いろいろなリスクに対する取り組みを実施しています。

Q 8 J A バンクって何ですか？

A 全国に民間最大級の店舗網を展開している J A バンク会員（J A ・信連・農林中金）で構成するグループの名称です。どなたでもご利用いただける身近な金融機関として、グループ全体のネットワークと総合力でより一層の「便利」と「安心」をお届けします。

J Aバンクシステム基本方針（平成 14 年 1 月）

1. 総合力を結集し、実質的に一つの金融機関として機能する運営システムの確立
2. 全国どこでも、良質で高度な金融サービスの提供
3. 資金を安全・効率的に運用し、経営体制・財務体力を超えた資金運用を防止
4. 破綻未然防止のため、早期に経営改善を行い、改善困難な場合は組織統合実施
5. 指定支援法人に基金を設定し、経営改善や組織統合に必要な支援を実施

上記の基本方針を会員一体として取り組むため、以下の基準に該当する会員は、対応する経営改善策を実行します。

<レベル格付>

指定格付	指定基準	改善目標期間
レベル 1	要改善 J A（経営点検基準）指定後 2 年経過しても改善の目処が立たない場合	2 年以内に、要改善 J A 指定を受けるに至った指定基準に該当しない状態に改善
	実質自己資本比率 6 % 以上～8 % 未満	2 年以内に、格付けを解消する水準に改善
レベル 2	当該事業年度の末日の自己資本比率が 8 % 未満となる蓋然性が高く、かつ経営悪化や破綻に至る蓋然性が高い J A	1 年以内に、事業再編にかかる契約について J A 総会決議により承認を受ける
	実質自己資本比率 4 % 以上～6 % 未満	1 年以内に、レベル 1 の水準に改善
レベル 3	レベル 1・2 指定 J A が改善目標期間内に経営改善せず、今後も経営改善が困難と見込まれる場合	組織統合（信連・農林中金への事業譲渡等）を 6 か月以内に（経営破綻の場合は直ちに）実行
	実質自己資本比率 4 % 未満	

<要改善 J A（経営点検基準）>

指定基準	改善目標期間
○ストレステスト後自己資本比率 8 % 未満 （J A にかかるストレステストの具体的な基準については、J A バンク健全化要綱で定める）	経営改善計画において定める期間

また、J A バンクシステムの十分な信頼性を確保する観点から、毎年農林中金総代会において見直しを行っています。

Q 9 連結決算って何ですか？

A

子会社は、組合の事業活動の合理化等の観点から設立されていますが、全国的には多額の赤字を抱え、組合本体の経営に重大な影響を及ぼす例も見られます。そのため、税効果会計、金融商品会計、退職給付会計などの会計ビックバンの一環として、グループ全体で決算を行い、情報を開示することが平成 14 年度決算より義務付けられました。

当組合の連結対象子会社は、(株)ジェイエイにしうわと(株)丸八農協青果市場の 2 社です。詳しい連結情報は、本誌 P.83 からご覧下さい。

Q10 JAバンクセーフティネットって何ですか？

A

みなさんからお預かりした大切な貯金を守るため、JAには2つのセーフティネット（安全性を守るための仕組み）があります。組合員・利用者お皆様により一層の「安心」をお届けするための仕組みです。

JAバンク・セーフティネットの仕組み

貯金保険制度

- 貯金者を保護するための国の公的な制度

破綻未然防止システム

- 相互援助制度を一層拡充・強化
- JAバンク全体で経営状況をチェック、健全性向上への取り組み

+

充 実



貯金保険制度

+

相互援助制度

貯金保険制度

貯金者保護のための公的な制度で、JAバンク会員が加入しています。この制度は政府・日銀・農林中金・信連などの出資により設立された貯金保険機構によって運営されており収納された保険料を原資として、万一会員が経営破綻して貯金の払い戻しができなくなった場合などに貯金を一定の範囲で保護します。

相互援助制度

全国のJAバンクが協力して個々のJAの経営を支援するJAバンク独自の「相互援助制度」が一層パワーアップし、「JAバンク支援基金」を設置しました。これまでどおりの会員への援助の仕組みに加えて、万一の事態に至ることのないようJAバンク全体で経営の健全性に取り組む仕組みと、その仕組みに必要な支援を行う仕組みが加わりました。

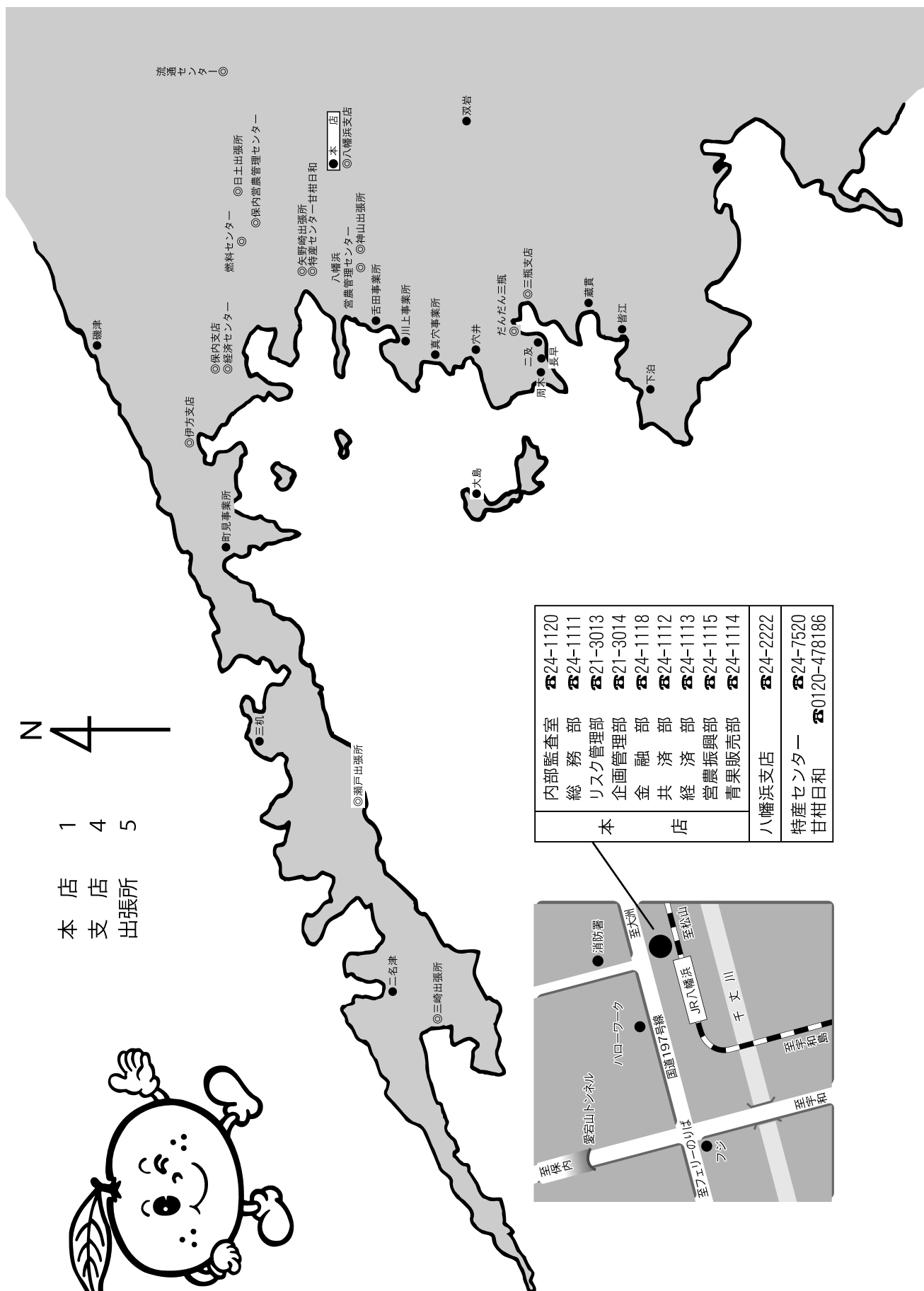
【 メ モ 】

Handwriting practice lines (dotted lines) for the memo section.

店舗所在マップ


$$z \leftarrow$$

本店	支店	出張所
1	4	5



内部監査室	24-1120
総務部	24-1111
リスク管理部	21-3013
企画管理部	21-3014
金融部	24-1118
共済部	24-1112
経済部	24-1113
営農振興部	24-1115
青果販売部	24-1114
八幡浜支店	24-2222
特産センター	24-7520
甘柑日和	0120-478186





 **西宇和農業協同組合**
<http://www.ja-nishiuwa.jp/>

本店／〒796-0031 愛媛県八幡浜市江戸岡1丁目12番10号
 TEL 0894-24-1111(代) FAX 0894-24-7506